

(三) 米國の國防計畫が必要とする原料、半製品の豫定數量
(ナシヨナルシチー月報十月號による)

品名	單位	實績				計畫計數				指數			
		一九三九年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年	一九四三年	一九四四年	一九四五年	一九四六年	一九四七年	一九四八年
鋼鐵、生産高	千噸	六三、二〇〇	三二、八〇〇	五二、八〇〇	六七、〇〇〇	八二、〇〇〇	九三、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
銅、生産高	千噸	四六、八〇〇	二〇、八〇〇	三三、八〇〇	四六、一〇〇	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鉛、生産高	千噸	一、一六〇	六〇八	八〇一	一、〇九〇	一、六五〇	一、八〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鋁、生産高	千噸	九七二	五四六	六六七	七八二	九二五	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
錫、生産高	千噸	六三四	四二一	六三六	七一九	九五〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
アルミニウム、生産高	千噸	二二五	二八七	三三七	四一三	七〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ニッケル、生産高	千噸	八五	四九	七〇	一一一	一五五	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
マンガン、生産高	千噸	六七	四四	一〇〇	一五〇	一七〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
クロム、生産高	千噸	七三	五三	六八	一〇〇	一四〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
モリブデン、生産高	千噸	三三八	三三三	三三一	三二一	三〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
アンチモン、生産高	千噸	四〇〇	三三三	三〇二	三〇二	四〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
タンク、生産高	千噸	三三	二二	三三	二九	四〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
硫酸、生産高	千噸	七・二	三・一	五・六	一〇・七	一三・三	一六・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
硫酸、生産高	千噸	二、四三七	一、六三九	二、三三四	二、五五九	三、〇〇〇	一六・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
トルエン、生産高	千噸	八、四〇〇	六、五八五	八、二〇九	九、一八五	一〇、〇〇〇	一六・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
エーテル、生産高	千噸	一七・一	一三・〇	一九・七	二六・四	三〇・〇	一六・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
メタノール、生産高	千噸	二〇七	一九三	二二三	二六三	三〇〇	一六・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
羊毛、消費高	千噸	七・六	二〇・〇	三四・三	四五・〇	六〇・〇	一六・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
羊毛、消費高	千噸	五三・八	四〇〇	五〇〇	八一八	一、〇〇〇	一六・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
羊毛、消費高	千噸	五五・五	五〇〇	八七七	六八九	九五〇	一六・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

總ての混亂は、全く軍擴計畫自體が老大で、しかも、その完遂を急速に斷行せんとしてをることに基づいてをると言へるのである。

ところで、この老大にして急速を要する軍擴計畫を進めるために、米國政府が現在最も努力を傾注してをる面は、言ふまでもなく生産擴充に支障を來たさざる様に資材を獲得することであり、またその資材を計畫的に合理的に配給する點にある。このため不急不要品の生産はどしどし削減されつゝあり、去る七月下旬に物價管理局は自動車、冷蔵庫、洗濯器等の耐久消費材の五分減産を命令し、更に軍需優先制を多數重要原材料に擴大徹底せしめると共に、金屬類の在荷調査から、所謂廢品回收運動までを起してゐる状態である。そして第一級的な「持てる國」も、今や「持たざる國」に轉落したかの感を與へてゐる。

無論さうした物資不足状態の出現は、米國經濟が平時經濟から軍擴經濟に向つて急激に編成替されつゝある當然の結果で、それは軍擴經濟の第一期的緊迫状態と言へる。而して米國經濟界の當面する問題は、さうした第一期的緊迫状態を如何にして積極的に打解し、新しい且つより大規模の軍擴經濟の發展を可能にする基礎を作るかにあるが、斯うした情勢と關聯して注目すべき動きは、米國國防計劃遂行の參謀本部ともいふべき、各種の政府機關に大きな刷新が行はれつゝあるといふことである。

去る八月二十九日大統領令によつて物價管理局と生産管理局が改組され、新に資材優先割當局が新設されたが、これは米國の戰時經濟の新しい段階を示すものとして注目に値するであらう。

(B) 戰時經濟指導組織の脆弱點

周知の如く米國政府が、國防計劃を本格的に樹立せねばならぬと積極的に意識し、且つ行動を開始したのは一九四〇年五月からである。先づこの月に「國防評議會」(Council of National Defence)と「國防諮問委員會」(National Defence Advisory Commission)が組織された。「國防評議會」は大統領の下に、陸軍、海軍、内務、農務、商務及び勞働の六長官より構成組織され、次いで、この國防評議會の意見を斟酌して、各部門の専門家から成る國防諮問委員會が組織された。

以上の如き組織をもつて、米國はその國防計劃の樹立及び具體化を進めるに至つたが、無論これは全く急の必要に迫られて生まれた組織に過ぎなかつた。従つて、それらの機關の直接の目的は、眞に強固にして総合的な國防計劃を遂行するに最も適する組織を發見するにあつた。而してこの目的のため考へられた組織は「非常時管理局」(Office for Emergency Management=O. E. M.)と、一九四〇年五月二十五日に組成されたものである。ところで、この非常時管理局が漸く機能を發揮し始めたのは一九四一年一月に這入つてからで、此の頃になつて、はじめて米國々防計劃の遂行機關なり、

組織なりが、大規模な改造を遂げるに至つたのである。

所謂O・P・Mとして知られる生産管理局の生まれたのは、一九四一年一月七日であるが、これは「非常時管理局」の積極的活動開始の結果から生まれた組織であつた。その役員は、資本家側代表のクヌーゼン氏が、総理事となり、勞働者側代表ヒルマン氏が総理事補に任ぜられたが、外に陸軍長官スチムソン氏や海軍長官ノックス氏などが選ばれた。而して米國のこの生産管理局こそは實に米國の國防計劃を推進せしめる大御所となつたのである。そしてその仕事は實に國防上に必要な各種の原料、物品、及び設備等を増減したり、促進したりすると同時に、また政府の各機關の活動を協調させたり發注品の順序を決定したり、且つ産業と勞力の動員計劃を樹立する等、實に廣汎なものであつた。

たが、生産管理局がいよゝ活動を開始し、軍擴計劃の進捗せしめられるや、間もなくして米國の物價が急激に昂騰するに至つた。既に一九四〇年五月以降米國經濟は瞭りと一般生産力の大擴充段階に入り、その進展が相當進捗しつゝあつたところ、政府が大軍擴計劃をひつさげて、しかも本腰を入れて軍擴に乗り出して、續いて、武器貸與法が議會を通過し、米國は對英援助のためにも老大な生産擴充をせねばならなくなつたのであるから、物資の不足現象が方々に起つたのは當然である。斯くて物價の急騰となり、政府もその關心を物價昂騰防止の面に向けざるを得なくなり、一九四三年四月、愈々

「物價管理及び民需局」(Office of Price Administration and Civilian Supply)がニューデールの急進派ヘンダーソン氏を長官として創設されることになった。而してその任務とするところは、(一)老大な國防計劃促進のため、誘發される物價の暴騰、生活費の昂進、不當利得、インフレーションなどを防止したり、(二)各種材料や物品などを、投機的に蓄積するとか、買ひ貯めるとか、賣り惜むとかすることを阻止したり、(三)國防上の需要と衝突しない限りに於て、成るべく民間の需要を満たすやう各種の材料や物品などの供給を潤澤にしたり、(四)國防上の重要を満たした後は、剩餘の材料や物品などを、成るべく公平に各方面の民間需要に配給したりすること等であつた。

生産管理局に續く物價管理局の創設によつて米國の軍擴經濟は、漸くその機構も充實し、いよいよ順風に帆を張るかに見えたが、併し間もなくして、兩管理局は職務上種々の衝突を起すこととなり、米國軍擴經濟も以外な暗礁に乗上げることゝなつた。ところで何故兩局が衝突したかと言ふに、生産管理局の下には生産課、優先課、購買課、勞働課があり、この中優先課、購買課の活動と物價管理局の活動が相重複してをり、しかも一方は軍需の必要から、他方は民需の必要から、その權限を主張したため、當然衝突するに至つた譯である。そして次第にこの衝突は米國軍擴經濟の大きな癥となりつた。例へば生産管理局が五月に自動車の二割減産を命ずると、物價管理局は七月に突如五割の

減産を命じた等といふことは、兩管理局の對立の尖鋭化を示す典型的な例であつた。戰時經濟を指導する參謀本部に於ける足並が、この様に不揃であつては、經濟界が混亂するは當然で、此處に指導部の大改組が絶対に必要となつて來たのである。

(c) 資材優先割當局の創設

而してこの癥の切開に乗り出したのはローズヴェルト大統領の友人たる紐育高等法院の判事ローゼマン氏であつた。彼の案が採用されて八月二十八日遂に兩局の改組が斷行され、兩局の上に立つ綜合機關として資材の優先割當を決定する爲に「資材優先割當局」Supply Priorities and Allocation Board)が創設されるに至つた。局長には副大統領のウォーレス氏が就任し、次の六委員が決定された。即ち、陸軍大臣スチムソン氏、海軍大臣ノックス氏、國防生産局總裁クヌードセン氏、同副總裁兼勞働部長ヒルマン氏、武器貸與監督官ステチニウス氏、物價統制局長官ヘンダーソン氏、である。尙ほ常任執行委員にはネルソン氏が就任し、同氏は改組された國防生産管理局の優先部長にも新任された。

新設の「資材優先割當局」の任務は(一)原料資材、燃料、動力、その他の國防産業用、(二)武器貸與用、(三)經濟戰爭用(主として中南米)(四)一般民需用の順による優先割當を決定し、更に一般民

需内の各用途への割當を決定するもの、その権限は全く一元的となつた譯である。而して從來物價管理局と生産管理局の權限争ひの種になつた資材の優先割當に關しては、今後一元的に國防生産局で事務を執ることとなり、物價統制及民需局 (Office of Price Administration and Civilian Supply) 單に物價統制局 (Office of Price Administration) となつた。斯くて米國の戰爭經濟指導部は一應一元的統制下に置かれ、安定するに至つたが、併し果してその安定が強固なものであるか否かは自ら別問題である。最近、下院に於て全面的物價統制案が否決され、戰時物價統制策が宙に浮かんだことを考へると、米國戰時經濟はたとへその指導部の組織が安定しても、簡單に安定するとは勿論言へないであらう。

第三節 米國の南進と最近の中南米經濟

一、躍進せる米國の中南米支配

支那事變の深化、歐洲戰爭の擴大、獨ソ戰の進展につれ、ソ聯の萎縮と英帝國の縮小は必至と見られ世界は正に日獨米の南進・天下三分時代に這入つた。獨逸が全歐を席卷しつゝ近東、阿弗利加に眼を向け、我が日本が南洋を含む大東亞圈の建設を志向するに對し、米國は汎米圈の確立を急ぐ。即ち米國は歐洲列強の中南米進出難を利して、米洲連帶と善隣策政の煙幕下に中南米に於ける列國の既存勢力を一掃し、モンロー主義的制覇を遂げんとしてゐる。

歐洲戰爭勃發以來、米國は、一昨年九月の汎米・パナマ外相會議に於て西半球の共同防衛を、同年十一月の汎米グアテマラ經濟會議に於て米洲經濟協力を促し、更に昨年七月、第二次汎米ハヴァナ外相會議を主催して、獨逸に占領された歐洲諸國の米洲植民地の米洲諸國による共同管理と、南北アメリカの反獨經濟ブロック化を進めた。その後、米國の中南米進出は、海空基地として西半球に於ける英

領の九十九ヶ年租借、南米諸國の軍事基地對米提供、中南米諸國に對する財政的援助の強化、通商の増進となり、日々に活潑となつた。

(A) 軍事的支配の伸張

昨年八月十七日、米國とカナダとの間に共同防衛が成立し、これに續いて二十日、チャーチル英首相は米洲内の英領軍事基地の對米租借を許すと聲明し、九月初にはこの交渉が成立した。米國は援英の代償として、五十隻の艦齡超過驅逐艦と交換に、英領バハマ島東岸、ジャマイカ島南岸、セントルシア島西岸、アンチグア島全部、トリニダツド島西岸及びギアナのジョージタウンを中心とする八十軒の地域を租借せるのみならず、英政府の「好意的贈物」としてニューフオンドランド島南岸及びバリーミユダ島東岸の軍事基地をも租借した。

かくしてローズヴェルト大統領自らが聲明せる如く「外敵が米國の表玄關に近づくことが著しく困難となつた」のだが、更に米國は、西半球共同防衛に藉口して、中南米に軍事的支配を確立し様と焦つてゐる。米洲諸國の參謀總長會議を召集したり、また軍事使節乃至顧問團を中南米諸國に派遣したり、親善訪問と稱して米國海軍の示威を試みたり等してゐるが、就中、注目すべきは、パナマ運河を保衛し、樞軸の西半球侵入を不可能ならしむべく、中南米諸國に米國が軍事基地の改修と共同使用を

強請し、中南米諸國の獨占を進めてゐる事實である。

元來、南米は八千五百哩の大西洋海岸線と五千三百哩の太平洋海岸線を有し、七百萬方哩の廣大なる面積を有するにも拘らず、その國防力は頗る貧弱である。その海軍力は、今次大戰前米國の二割餘り（アルジェンチン九%、チリー六%、ブラジル四%、其他一%九）に過ぎず、陸軍は合せて現役三十萬未滿、豫備百十萬位であり、空軍も合して精々五、六百機といふ有様であつたから、米洲共同防衛と稱しても、その實權は自ら米國に歸する譯である。

そこで米國は軍事的外交的壓迫と經濟的懷柔の兩手を使つて、中南米諸國の對米接近を促し、軍事基地の提供を迫つたのである。昨年六月、ウォルシュ上院外交委員長は議會に於て「米國は中南米に新なる國防基地を取得すべく交渉中である」と洩らしたが、最近獨逸D・N・B通信は、米國が中南米に強請し建設させたる軍事基地は既に百二十一に及ぶと素破抜いた。ハイチ、ニカラグア、グアテマラには多數の空軍基地が設置され、ヴェネズエラ、コロンビア、エクアドルの各國は米國將校が空軍基地設定調査のため視察することを許し、また米國はコスタリカ領ココス島、エクアドル領ガラパゴス群島をパナマ運河防衛のため租借する計畫を進めてゐる。ブラジルの東端ナタールから阿弗利加のダカール方面迄は二千六百五十哩、六、七時間の飛行距離にあるので、獨逸の米洲侵略は、阿弗利加

經由ブラジルに始るとの見地から、米國はブラジルを壓して、獨逸のルフト・ハンザの南米航空權を取消さすと共に、大西洋岸の七つの空港を米軍の使用に供する密約を強要した模様である。ウルグアイに於ては、政府が昨年十一月、米國の融資を以てプンタ・デル・エステに海空基地を建設する計畫案を承認したるに對し、上院は之を否決し、下院は之を可決し、内紛を生じたが、米國の壓迫により反對閣僚六名は辭職を餘儀なくされ、現大統領一派の對米接近が進行してゐる。去る六月末、グアニ外相の如きは、「米洲諸國は米洲外の外國勢力と戰ふ米洲國に對して、所屬港灣の自由を許すべきである」との勸告的通告を發した程である。またメキシコは昨年七月親米派のカマチョが大統領に選ばれてから對米接近が顯著となり、米加共同防衛と同趣旨の米墨相互援助協定を結ばんとする折衝が開始され、目下進行中であるが、既に米國軍用機のメキシコ上空通過と領内着陸を許可し、米國の後援の下に軍備と海空基地の擴充を急いでゐる。この他ペルー、パラグアイ、ボリヴィアにも米國の軍事的支配の手が延びてゐるが、残る南米の有力國アルジェンチンとチリーとが、中南米諸國の海空基地使用對米許容に對し、「軍事基地を米國に貸與することは、共同防衛でなくて對米屈服に他ならない」と、反對氣勢を擧げてゐることは、注目に値する。

(B) 目覺しい經濟的進出

財政的援助の強化 米國は歐洲大戰勃發と共に、中南米に對して再び弗外交の手を打ち始め、主として輸出入銀行のクレジット供與によつて、中南米の産業開發と米國製造品の中南米向け輸出を促進した。輸出入銀行は一九三四年に創設されたが、昨年二月同銀行の貸付限度は一億弗から二億弗に、更に昨年九月七億弗に増され、一國に付て最高二千萬弗の制限も撤廢された。一昨年十月「中南米通商委員會」を、昨年七月「米洲開發委員會」を設立し、一方、中南米諸國との間に互惠通商協定を結んで貿易の振興を進むると共に、他方、中南米の産業を開發して米國の不足原料（錫、ボーキサイト、ニッケル、マンガン、タングステン、水銀、アンチモニー、雲母、ゴム、キニーネ、植物油、羊毛）等の供給地たらしめ、またその工業化を援助することによつて米國重工業製品の有望な販路たらしめんとしたのである。輸出入銀行がこれを賄ふ臺所となつたことは云ふ迄もない。「輸出入銀行の貸出限度擴張の眞の目標は、善隣政策を前進させ、西半球の欲するところに従つて財政的援助をなさんとするものである」といふジョーンズ融資局長官の説明を俟つ迄もなく、輸出入銀行こそは、弗外交の代行機關であり、米國の輸出金融を維持し、歐洲戰亂に因る輸出難に喘ぐ中南米諸國の經濟的困難を救濟し、その資源開發と發達を後援せんとするものである。なほ中南米諸國に對する輸出入銀行の最近の貸付状態は次頁第一表の如くである。

(一) 輸出入銀行の對中南米借款供與狀況(單位千弗)

一九四一年三月末 各年度末に於ける未償還額

追加貸付契約額	未償還	一九四〇年	一九三九年	一九三八年
アルジェンチン	六二、四三〇	一〇五	一〇五	—
ブラジル	五、三九三	一三、五四五	一三、六二一	一六、三九五
チリ	一四、六三七	三、九二六	二、八九〇	四八五
コロンビア	二、一〇〇	七、六七八	五、八二五	三八
コスタリカ	五、五三九	六二	四	—
キューバ	一五、三〇〇	—	—	—
ドミニカ	三、三七五	二五	—	—
エクアドル	一、一五〇	三〇	一五	—
ハイチ	一、六一〇	三、八九〇	三、四三五	一、九〇五
メキシコ	—	三三	三〇	一三六
ニカラガア	二、八七五	一、六二五	一、〇八〇	五〇
パナマ	三、三〇〇	一、一四〇	九六五	—
パラグアイ	二、四〇五	一、四八五	一、二〇六	一二五
ペルー	一〇、〇〇〇	—	—	—
ウルグアイ	七、五〇〇	—	—	—
ヴェネズエラ	三、四一七	一八三	一三〇	—
計	一八六、九三三	三三、八一五	二九、五〇六	一三、一三四

(備考) Foreign Policy Reports, June 15, 1941 に據る。

中南米産重要物資の禁輸強要 米國は、

中南米の輸出市場喪失によつて生ずる過剩物資の買付けを進めると同時に、必要なる工業品の供給とクレジットの供與を約束した代り、中南米諸國が西半球以外に、殊に樞軸諸國地域に對して禁輸することを慫慂してゐる。米國の壓迫により、米洲以外或は米國以外への輸出又は再輸出の制限を行ふに至つた國々は、既にメキシコ、グアテマラ、サルヴァドル、ホンデユラス、コスタリカ、ドミニカ、エクアドル、ペルー、チリ、ウルグアイ、ブラジル、ヴェネズエラの十二ヶ國に達してゐる。この他、ニカラガア、キ

ユーバ、ボリヴィアの如くその輸出品が米國に偏してゐる國々、或は爲替管理の運用によつて輸出許可制をとつてゐるコロンビア、アルジェンチン、古くから金屬類の禁輸を行つてゐるパラグアイ、事實上輸出すべき物資に乏しいハイチ、パナマの存在を顧るならば、中南米諸國は、何れも、輸出の制限又は禁止を實行してゐると觀ることが出来る。その各國別狀況は左の如くである。

メキシコは今年七月十日石油を除く國産主要軍需資材の殆ど全部(鑛物類と纖維材料)に互つて米洲外への禁輸を命令した。グアテマラとサルヴァドルとは五月輸出許可制を布き、ホンデユラスは六月米洲以外に對して棉花、獸皮、ゴム、規那、皮、タンニン材、一般鑛物を禁輸し、コスタリカも同じく六月國産品全部に對して米洲以外への輸出に許可制を施行した。ドミニカは四月アンチモニー、石綿、クローム、ゴム、モリブデン、ヴァナヂウム等の再輸出を許可制としたが、六月必要と認むる場合には如何なる商品をも禁輸すると布告した。エクアドルは八月輸入品の西半球以外に對する再輸出を禁止した。ペルーは五月鑛物類、植物油並に同原料、規那、ゴム、タンニン材の輸出と再輸出を許可制にし、更に、六月再輸出禁止令を布告した。チリは七月同國の主要産物たる銅、タングステン、鉛、亞鉛、コバルト、硝石等の鑛物を除く鑛物類、纖維品、工業用材料、機械類に對して禁輸を施行した。ウルグアイは七月屑鐵、鑛物類、纖維品、化學品等の禁輸を命じた。ブラジルは二月輸出

又は再輸出に許可制を布き、之を工業用ダイヤモンド、雲母、水晶、マンガン、アルミニウム、アンチモニー、クローム、水銀、モリブデン、白金類、錫、タングステン、ヴァナヂウム、石棉、トリオール、マグネシウム、アンモニア、石炭、眼鏡用硝子、皮革、ゴム、石油並に同副産物、鐵鋼類、硝石、硫安及び機械類に適用した。併し、實際は自國産には殆ど適用されなかつたのであるが、六月に至り、工業用ダイヤモンド、水晶、雲母、マンガン、クローム、ニッケル、ボーキサイト、チタニウム、ゴム、米等の米國以外に對する輸出を禁止した。ヴェネズエラは八月凡ゆる物資に對して輸出許可制を實施した。

米國はかくの如く中南米諸國の禁輸又は輸出制限を強要してゐるが、更に中南米諸國に於ける樞軸側と關係ある商社のブラツクリストを作成し、米國商社の此等商社との取引を禁止し、また樞軸資本の排撃に努め、事實上中南米を反英米勢力との經濟斷交状態に導かうとしてゐる。

中南米貿易の躍進 歐洲戰爭の激化に伴ふ英佛獨伊の貿易難に乗じて、米國の中南米貿易は次頁第二表の如く、輸出入共に増大し、一九四〇年六千萬弗以上の出超を示した。今年上期の對中南米貿易は前年同期に比して更に三割以上（輸出に於て六%、輸入に於て五四%八）も増大した。併し昨年七月國防計畫に要する諸原料の買付貯藏を目的として金屬貯藏會社が設立され、中南米産諸原料の買占が

(二) 米國の中南米貿易の増進

貿易總額	輸出		輸入		出(入)超
	(單位百萬弗)	(單位百萬弗)	(單位百萬弗)	(單位百萬弗)	
一九二九年	一、八九三・九	八八七・七	一、〇〇四・二	(二五・四)	
一九三五年	七九三・〇	三三六・五	四五五・〇	(二八・五)	
一九三六年	八八〇・九	三八六・五	四九四・四	(一〇七・九)	
一九三七年	一、三二九・九	五六七・六	六六三・三	(九四・六)	
一九三八年	九一五・四	四七一・二	四四四・二	(二六・九)	
一九三九年	一、〇四五・七	五三七・〇	五〇八・七	(二八・三)	
一九四〇年	一、三八一・五	六七一・〇	六四〇・四	(六一・五)	

進められ、殊にアルジエンチンとウルグアイの羊毛、チリーとペルーの銅、ブラジルとコロンビアの珈琲、キューバの砂糖等の輸入が増大したので、俄然一億弗近くの入超に轉じた。なほ今年上期の米國貿易の地域別狀況を観るに、中南米は輸出に於て一割九分二厘（四億一百万弗）、輸入に於て三割一分（五億弗）に及び、輸出の六割二分四厘、輸入の四割三分を占むる英帝國に次いで重要な市場且つ資源地である。

(備考) The South American Journalに據る。

二、窮境に立つ中南米經濟

(A) 中南米の對歐貿易依存

中南米諸國は自給自足の能力に乏しく、而もその特産物は農産又は鑛産の一部に偏してゐるので、どうしても他國との貿易によつてその特産を賣り、その必要とする物を買はねばならぬ。ところが、中南米諸國間の相互貿易は貧弱であり、加ふるに北米のカナダと米國は中南米の賣り度がつてゐる過

剩品（棉花、小麦、玉蜀黍、雜穀、石油、銅、皮革、肉等）の産出國であるので、勢ひ中南米の最大の貿易地は、食糧を海外に依存する歐洲に求められた。

例へば南米諸國の戦前三ヶ年（一九三六―八年）の對外貿易額を平均して、その地域別割合を観るに、昨年九月の「ナショナル・シテイ月報」に據れば、輸出（入）に於て米國は二一（%二五%）、爾餘の米洲諸國は一九%一（二二%）、英本國は二〇%（一五%）、ソ聯を除く歐洲大陸は三一%（三六%）、其他が九%（一二%）であつた。かくの如く中南米は貿易の上から觀て、歐洲依存の度が高いが、歐洲にとつても亦、中南米は不可缺の輸出市場であると同時に最も重要な農産物の輸入先であつたのだ。例へば歐洲列強の輸入に於ける中南米の割合は、一九三八年に英國では一一%一、獨逸では一五%六、佛蘭西では九%一、伊太利では七%であつた。

一九三八年に於ける中南米の輸出總額は十八億三千萬弗で、その内約は石油一七%三、珈琲一二%七、肉六%八、砂糖六%三、銅五%八、羊毛五%〇、棉花四%二、銅錫以外の金屬四%〇、皮革三%四、小麦三%四、亞麻仁三%二、玉蜀黍三%二、ナツト、ワックス、油脂類二%一、硝石一%七、雜穀一%七、バナナ一%五、錫一%四、木材一%二、ココア一%二、ヘネケン及び其他纖維〇%五、其他一三%五の割合であつた。而して一九三八年に於ける主要輸出品の市場別割合は次頁第三表の如く

(三) 中南米主要輸出品市場別割合(%)

輸出品	米國	英國	獨逸	其他歐洲	其他
珈琲	五七	一	二六	二	一五
肉	五	一	七四	六	七
砂糖	七三	一	一八	二	七
銅	三五	一	三三	三	一
羊毛	八	三	三三	六	一
棉花	二	三	二六	一	三
銅錫以外の金屬	四三	二	二〇	二	三
皮革	二四	二	九	二	二
小麥	一	六	三	七	二
亞麻仁	二六	五	一	五	一
玉蜀黍	一	九	二八	一	一
脂肪類	五三	七	二六	二	一
硝石	四〇	九	四	一	二
雜穀	四	一	三	三	二
バナナ	七九	一	二	三	一
錫	二	一	八	二	一
木材	三三	一	三	七	二
木	六七	二	一	四	一
織維	六三	一	四	二	一

(備考) 「海外經濟事情」昭和十六年第十五號に據る。

であつた。なほ南米の主要物産の世界總産量に對する割合は可成り高く、一九三八年石油一六%二、珈琲八%七、砂糖二五%八、羊毛一五%七、棉花一%一、銅二〇%、鐵二%二、金六%七、銀四四%九、石炭〇%三、小麦六%七、玉蜀黍一二%一、ココア三五%六、煙草七%〇、鉛一四%七であつた。

中南米の特産輸出に於て占むる主要國の割合は、「海外經濟事情」十五號に據れば、一九三八年次の如くであつた。珈琲ではブラジル五七%、コロンビア二二%、肉ではアルジェンチン八〇%、ウルグワイ一〇%、ブラジル九%、砂糖ではキューバ八六%、銅ではチリ一七六%、ペルー一三%、羊毛ではアルジェンチン五二%、ウルグアイ三七%、棉花ではブラジル七〇%、ペルー一八%、錫ではボリヴィア九五%、銅錫以外の金

屬ではメキシコ六四%、ボリヴィア九%、ペルー八%、皮革ではアルゼンチン三〇%、ブラジル一九%、ウルグアイ一三%、小麦ではアルゼンチン九八%、亞麻仁ではアルゼンチン九五%、玉蜀黍ではアルゼンチン九五%、脂肪類ではブラジル七一%、アルゼンチン一二%、硝石ではチリー一〇〇%、雜穀ではアルゼンチン六三%、ブラジル一七%、チリー一四%、バナナではコロンビア一八%、グアテマラー一七%、ホンデユラス一五%、メキシコ一三%、コスタリカー一〇%、パナマー一〇%、木材ではアルゼンチン五七%、ブラジル二一%、メキシコ一二%、ココアではブラジル五七%、ヴェネズエラ一四%、エクアドル一三%、ドミニカ九%、纖維ではメキシコ六〇%、キューバー四%、チリー一一%、石油ではヴェネズエラ七三%七、コロンビア九%四、ペルー八%九、メキシコ六%三の割合であつた。

各國主要輸出品の國別輸出總額に對する割合は、「フオリン・ポリシー・リポーツ」誌（一九三九年八月一日號）に據れば次の如くであつた。即ちアルゼンチンでは穀物と亞麻仁四二%一、肉二二%六、羊毛一一%、ブラジルでは珈琲四五%一、棉花一八%二、チリーでは銅四八%二、硝石並に沃度二二%二、コロンビアでは珈琲五四%四、石油並に同製品二二%七、バナナ五%四、ペルーでは石油並に同製品二九%五、銅棒一六%九、棉芳一七%七、砂糖七%三、ヴェネズエラでは石油並に同製品九

〇%五、珈琲四%五の割合であつた。その輸出が米國に餘り捌け口を見出し難い一部の特産に偏してゐる丈に、歐洲戰亂長期化に伴ふ對歐貿易の衰滅は、中南米に絶大なる經濟的打撃を見舞つた。

(B) 輸出減と滞貨難

中米及び南米北部諸國は今次戰前に於ても對米貿易がその全貿易の五、六割を占めてゐたのであるが、南米南部諸國の貿易では、米國はその二、三割（ブラジルでは二九%二、ボリヴィアでは一五%、チリーでは二一%一、エクアドルでは三六%、ペルーでは三〇%三、アルゼンチンでは一五%、パラグアイでは一〇%九、ウルグアイでは七%九）であり、歐洲諸國との通商關係が密接であつただけに、その對歐貿易の衰滅を米國がカヴァーすることは仲々容易でない。従つて南米諸國は何れも輸出減、輸入増、爲替不足に悩まされてゐる。一九三八年の中南米總輸出（入）貿易のうち、アルゼンチンは二三%九（二九%七）、ブラジル一六%二（一九%七）、チリー七%六（六%九）、ヴェネズエラ一四%六（七%一）、メキシコ一〇%（七%四）、キューバ七%九（七%一）に及び、此等の六ヶ國が都合七八%三（七七%九）を占めてゐた譯だ。而もその何れもが特産物の輸出減と過剰に苦しんでゐる。例へばアルゼンチンは、累年三億ペソ以上の出超を續けたが、殊に食糧輸出の減退（一九三九年に比し小麦二三%減、玉蜀黍四二%減、肉一六%減）により、一九四〇年は七千萬ペソの入超に轉じ

た。ブラジルは一九四〇年の珈琲輸出が千九十五萬袋で前年に比し四百五十五萬袋も激減し、一九四〇年一月から十月に至る期間の棉花輸出は十七萬三千六百六十四噸で、前年同期の三十萬八千二百七十八噸に比しこれまた激減してゐる。従つてその出超額は、一九三九年の六十三萬二千コントスから一九四〇年には二千三百萬コントスに減退した。また滞貨状態を顧るに「サウス・アメリカン・ジャーナル」誌（六月七日號）に據れば、アルジエンチンに於ける輸出し得べき農産物滞貨は、今年五月初め玉蜀黍千二百萬噸、小麥四百萬噸、亞麻仁百三十萬噸に増大した。またブラジルの珈琲産額は一九三九—四〇年度には二千八十萬メシヨーク（一メシヨークは六十疋）であつたが、同年度末の過剩珈琲は五百九十萬メシヨークに及び、今月四月現在七百二十四萬疋（昨年同期には百八十六萬疋）のストックを示してゐる棉花の滞貨と相俟つて、ブラジルは全く思案投首の状態である。

かくて中南米諸國は、輸出減と過剰生産物の處理のため、對米輸出の増進、中南米相互貿易の振興、國內消費の増大、國內資源の開發、工業化の促進を急いでゐる。しかし米國は中南米の主産物たる石油、棉花、小麥、玉蜀黍、肉、皮革等の産出國であるから、中南米の過剰生産物を買上げることが經濟的に無理があり、工業化といつても急場の間都合もなない。また中南米相互貿易の振興といつたところで、元々相互輸出は各國の一割以下である。加ふるに、中南米諸國の所有船舶は頗る貧弱

で、ブラジルの四十七萬噸を筆頭に、アルジエンチン二十九萬噸、チリ一十七萬噸、ペルー三萬四千噸、メキシコ三萬噸に過ぎぬ。また外國商船の入港は減退する一方であり、例へばアルジエンチンに於ては、入港船舶噸數は昨上期の四百十五萬噸から今上期には二百三十四萬噸に激減を示してゐる程であるから、中南米の輸出難はさう早急に解決され得る譯がない。爲に今日、殊に南米の農産滞貨は増大する一方であり、アルジエンチンもブラジルも莫大な過剰農産物に全く手を焼いてゐる。現にアルジエンチンは玉蜀黍を機關車用燃料として石炭と半々に混用してゐるとさへ云はれる。またブラジルの如きは一九二九年の世界恐慌以來毎年珈琲生産の三、四割を焼却又は廢棄して來た程であつたから、昨今の困惑は我々の想像以上であらう。

三、汎米主義の困難性

(A) 米洲連帶の強要

歐洲戰爭の擴大長期化につれ、中南米諸國は、米國の軍事外交的壓力と經濟的懷柔政策とによつて對米接近の態度を示し始めたが、今後米國が參戰せる場合、如何なる態度に出るか興味ある問題だ。これに關聯して想起されるのは、先の大戦に於ける中南米諸國の態度である。先の大戦に於て、米國

が宣戦したのは一九一七年四月六日であつたが、その翌日、キューバとパナマが宣戦し、續いて十月二十六日ブラジル、翌年三月八日ニカラガア、四月二十三日グアテマラ、五月二十三日コスタリカ、七月十三日ハイチ、七月十九日ホンデユラスが宣戦した。然るにボリヴィア、ドミニカ、ペルー、ウルグアイ、エクアドルの五ヶ國は獨逸との國交を斷絶しただけで宣戦するには至らず、アルジェンチン、コロンビア、チリー、メキシコ、パラグアイ、サルヴァドル、ヴェネズエラの七ヶ國は嚴正中立を維持した。

若しも今度米國が獨逸に向つて宣戦したら、中南米諸國はどう出るであらうか。今年五月末のU・Pワシントン電に據れば、米國が參戰せる場合には、中南米諸國の三分の二は「有效なる同盟國」として米國に軍事的援助を與へ、残る三分の一が嚴正中立又は非交戰的中立を續けるに止るであらうと云はれてゐる。自發的にか、或は半強制的にかの相違があるにしても、米洲連帶の名の下に、中南米諸國の殆どすべてが米國との共同行動を採らざるを得なくなりつゝあることは確かだ。

(B) 汎米圏の難點

米國は通商と融資の増進によつて中南米の經濟的困難を救治し、歐洲大戰に乗じて之に政治的壓力を加へ、懸案の汎米經濟圏を確立し様としてゐる。併し南米の外國貿易の五割以上を占めた歐洲市場

の喪失に起因する南米の經濟的困難を、米國が一身に引取けて解決することは經濟的に無理である。成程、米國の中南米貿易は前述せる如く増大しつゝあり、中南米の輸出(入)貿易に於ける米國の割合は、一九三八年の三一%五(三四%六)から三九年の三四%三(四〇%一)、四〇年の四四%四(五二%七)に昇進した。併し中南米の戰前の對歐貿易は全貿易の五割以上、十數億弗以上に及んでゐたのだから、對歐輸出衰退による老大な中南米過剰品を、同種の生産國たる米國が消化し得る筈がない。

P・Wピッドウエルの如きは、「フォリン・アフエアズ」(一九四一年一月號)に於て、中南米の輸出市場たる英帝國を汎米經濟圏に包含するに非ずんば、歐洲廣域經濟圏に對抗する丈の自給自足的廣域經濟圏を確立し得ないと示唆してゐる程である。従つて假令、戰時中には中南米の對米經濟依存を強制し得たところで、若しも獨逸が戰勝するならば、米國は歐洲と南米との合理的通商が倍舊の盛況を以て回復することを抑壓し切れまい。金に乏しい中南米諸國は過剰農産物を輸出することによつてのみ、輸入し得るに過ぎないからである。茲にナチ歐洲と中南米とのバスターが發達する經濟的要因が潜在してゐる。歐洲と南米の親和力による自然的結合は、米國と雖も打破し難からう。

米國の汎米經濟圏建設はかくの如き經濟的難點を持つのみならず、中南米諸國の胸底には米國の南進を恐怖し、之を排撃せんとするナショナリズムの覺醒が芽生えてゐる。故に戰後中南米諸國が獨

自主性獲得のため、軍事基地の對米提供に反對することは勿論のこと、經濟的に米國に支配されることから脱却せんとすることも亦必然であらう。而も中南米はラテン・アメリカとも稱さるゝ如く、總人口一億二千萬(中米三千百七十六萬、南米八千九百十萬)のうち、二千五百萬はクリオール(西・葡人の子孫)で、六千五百萬はメステイズ(白人とインディアンの混血)であり、彼等が中南米の支配民族である。従つて若しも獨伊の勢力が全歐に確立され、ラテン・アメリカ人の母國たるスペインとポルトガルが獨伊陣營に歸するならば、反米親獨伊のラテン・アメリカ主義が中南米に擡頭することは察するに難くない。況して中南米には三百數十萬の獨逸系人口と五百萬の伊太利系人口をり、獨伊系人口は中南米に於ける白人の三三%に相當し、南米南部に有力なる經濟地盤を築いてゐるから、戦後に於ける獨伊の南米進出は米國として洵に危懼すべきものがあるのだ。

若しも獨伊の歐洲制覇が成り、その勢力がアフリカに迄も伸びるならば、獨伊と南米の距離は短縮する。ベルリンからブラジルの東端ナタール迄の航空距離は五千九百七十五哩で、ニユウヨーク・ナタール間の距離六千二百五十五哩よりも短い。牢固たる米國の地盤たる中米地方には、手を染め得ないにしても、南米に於て、獨・伊・西・葡の合作によるラテン・アメリカの反英米運動と獨伊の經濟的躍進は必至であらう。

第四節 危機迫る東亞、南方の政治情勢

日本を繞ぐる東亞及び南方諸國の關心は、目下日米會談の一點に集中してゐる。しかも會談はしばしば急迫を傳へられつゝ未だ解決か決裂か、混迷の裡にある。けれども日本がこの會議に太平洋の平和維持について最後の決意を以つて臨んでゐる事實は、これ迄漫性的な緊迫化を續けて來た、これ等の諸國に總決算の時期が來たことを告げてゐる。以下本輯に於ては、芳澤大使の着任を見た佛印の情勢、英國の熾烈な工作下に中立を危まれる泰國の現状、及び米國の魔手下に抗日を續くる重慶政府の諸動向について述べやう。

一、大使府新設を繞ぐる佛印の現状

(A) 芳澤大使の着任

特派大使として日・佛印間の力強い紐帶を結ぶ重大使命を帯びた芳澤大使以下六十名の隨員一行は十一月八日ハイフオン入港、ハノイの大使官邸に着任した。こゝに佛印特派大使府は名實ともに開設

をみたわけで、目下日・佛印間の大きな懸案となつてゐる經濟問題をはじめ解決に努力すべき重大問題を前に特派大使府の活躍には大きな期待がかけられてゐる。

日本と佛印の共榮關係は、去る七月成立の日・佛印共同防衛議定書によつて、軍事、政治の關係は不動の規約が確立し、また經濟關係は五月調印をみた日佛經濟協定によつて一應軌道に乗つてゐる。従つて大使府當面の使命は、これ等に肉をつけ、血を通して現實の共榮關係を具現することにある。

しかも現下の世界情勢下において佛印の有する役割は極めて重要であつて、その政治、經濟、軍事上の立場は帝國の運命と至大の關聯性をもつてゐる。現在、佛印が持つ重要性を擧げると、(一)佛印は重慶の次の逃避所と見られる昆明及びビルマ公路を、攻撃圏内にもち、支那事變處理上最後の鍵となるべき地理的條件を有す、(二)戦時下日本の最も緊急を要する物資の補給地である、(三)大東亞廣域經濟圈設定のための據點である、の三點に要約することが出来る。これ等の重要性は何れも帝國の興亡と直接に繋がるものであり、今後の日本は、この三點において佛印側の協力を一層積極的かつ強力に要請することはいふまでもなく、芳澤大使の使命もこの三點を如何に急速かつ活潑に推進するか懸つてゐる。

しかるに佛印側の對日態度を見るに、佛印における全フランス人大衆の關心は日米會談に集中して

ゐる。彼等はこの會談の結果が直ちに佛印の運命を決するものとなし、早くも日本が支那事變處理のため東亞共榮圈建設の國策を放棄して近く日本軍は佛印から撤退するであらう、などと云ふ極端なデマさへ流布される状態である。かゝるデマは決して偶發的なものではなく、實は佛印經濟を支配するフランス人の心底に秘められた根深かい策謀に基づくものであることを見逃してはならない。こゝに英米の舊秩序と密接な關係にある西貢、財閥の存在がクロースアップされる。

(B) 西貢財閥の動向

ドクー佛印總督を中心とするハノイの政治中樞は、ヴィシーの意向を體し、日本との提携によつてのみ佛印の危機を打開し得るものとしてゐる。然るに佛印政權の裏面にあつて巨大な勢力を占める西貢財閥の動向は、必しもこの政治中樞の企圖する方向に併進してはをらない。こゝに日・佛印問題の癆がある。

皇軍の南部佛印増派後、西貢財閥の現状維持的な英米依存性は、その壓力によつて一時後退したかの感があつた。併しその後日本の對佛印政策が佛印の主權尊重の原則の上に立ち、その經濟獨立を保證するといふ建前が明かになると西貢財閥は再びその本質的な英米依存に逆轉する傾向をさへ示した即ち第三次近衛内閣の末期に日米交渉が傳へられると、俄然その成立を期待し、すでに實行期に入つ

た日佛印經濟協定の遂行に對して事毎に消極的遷延的態度に出で、資産凍結の解除を期待して英米依存態勢を再整備し、舊體制の保持に全力を集中してゐた。東條内閣の成立後は、わが南進策を注視し對佛印強硬策に出られることに多大の不安を示してをり、早くもこれが對策に焦慮してゐる。

日・佛印關係の現實と將來を檢討する上にかゝる西貢財閥の逆行的な動向を無視することは出來ない。所謂西貢財閥とは、南部佛印に巨大なる地盤をもつ佛系經濟勢力の總稱である。この財閥を構成するものは印度支那銀行を中心とする金融勢力、西貢商業會議所を中心とする商業貿易勢力、及び西貢農業會議所を牛耳る農業投資團の諸勢力であるが、これ等の綜合勢力の頂點に立つて采配を振つてゐるのは佛印銀行の總支配人ガネーである。

佛印銀行は單に佛印における中央銀行にとゞまらず、發券銀行であると共に爲替銀行であり、更に商業銀行、農業銀行の機能を有し實に全佛印における九七%の金融支配網を完成して佛印の金融を一手に握つてゐる。而かも爲替管理の代行機關として佛印政權とも密接に結びつき、貿易界をも自由にその手中に獨占してゐるのである。同行の發行する代表的銀貨一ピヤストルは佛大統領により一〇フランと規定されてゐるが、實際にはフランと直接の關係なく、佛本國の崩壞によつてもピヤストルは殆んど影響を受けることなく常態を續け得た。これは印度支那銀行の獨立性を表示するものであり、

同時に英米の國際金融資本への強力な結び付きの證左であるといふことが出来る。しかし佛本國の崩壞と皇軍の進駐は佛印經濟に重大なる影響を齎らし、その發券高も本年初頭一億八千萬ピヤストルであつたものが現在では四億ピヤストルを突破するに至つてゐる。

西貢商業會議所を中心とする商業貿易勢力は、南部佛印における佛人の大貿易商、商工業者によつて形成され、佛印農業の大宗である米穀取引についてはシヨロンの華僑勢力とも結びつき、佛印貿易の八〇%は事實上彼等の手によつて行はれ、輸出入許可及同割當の實權を握る輸出入委員會の構成メンバーも殆んど彼等によつて占められてゐる。また農業會議所を中心とする農業投資團は、佛印のゴム、茶、コーヒー、玉蜀黍の近代的農業を完全にリードしてゐる。

以上の如く西貢財閥の佛印經濟に占める支配的地位は、金融、商業、産業の全部門に互つて全く獨占的地位にあるといふことが出来る。従つてハノイ政權も西貢財閥の意向を無視して何ごともなし得ない事情にあり、ドクー總督もガネーの發言を考慮しないわけにはゆかない。

日・佛印經濟協定の締結に際しても、その後の各種現地交渉においても、彼等は日本の認めた主權尊重、經濟獨立を楯にあくまで對等の地位に立つことを要求する。日本の要求が些かでも彼等の利害と相反する場合、忽ち日本は佛印の經濟的獨立を侵害するとの理由で反對し、問題の解決を遷延し、

もつて自己に有利な展開を策して來た。しかも彼等は佛印の政治的獨立を喪失することがあつたとしても、經濟的獨立に對しては最後迄これを死守せんとするであらう。印度支那銀行が皇軍増派前に早くも米ドルに準備の重心を切替へ、また進駐當時、香上銀行の手を通じて逃資の準備を着々進めてゐたことは最悪の場合、英米の國際金融資本の走狗たるに甘んずることを如實に示してゐる。これが西貢財閥の眞の姿であり、支配者ガネーの意圖でもある。

然るに經濟協定が實施された今日、日佛印間にはなほ多くの難關が横はつてゐる。即ち、(一)對日輸出入物資の手控へ、(二)日本輸入商社に對する輸入許可の拒否、及び邦人商社の進出に對する營業許可を得ることの困難、(三)日本の輸入物資に對する圓小切手支拂問題、(四)日本の投資に對する制限、(五)佛印における日本側資金の出し過ぎ、等の諸問題によつて示される日佛印經濟の停頓狀態は西貢財閥が英米の究極的勝利を期待し、日本の經濟的進出を阻止せんとする最も顯著な例である。

西貢財閥が現状の如き動向を持する限り日佛印の經濟關係は到底期待すべき成果を擧げ得ないばかりでなく、急轉する世界情勢に對應する共榮圈經濟の確立は極めて困難と云はねばならない。佛印經濟を眞に共榮圈經濟の一翼たらしめるためには、西貢財閥の再編成が先決條件であり、これが爲日本は一步を進めて強力な政治的工作に出づることが不可避であると見られてゐる。従つてこの點、芳澤

大使に懸けられた期待は大なるものがある。

二、揺らぐ泰の中立政策と英の抱込工作

十一月末に於ける泰國からの現地電は盛んに泰の嚴正中立政策の危機を報ずる一方、英國側の熾烈な泰抱込工作を傳へてゐる。十一月二十七日のバンコック電は、「泰の中立に危機が迫つて來た。來栖大使の渡米によつて日米交渉に最後の努力が行はれてゐるが、太平洋の客觀情勢は刻々戰爭に近づき日米交渉の堰が切れて太平洋の嵐が卷起つたとき最初にあふりを食ふものは泰國であると云ふ考へが國民の間に強く認識されて來た」と報じ、更に十一月二十九日には「泰當局ならびに泰國人は日米會談が決裂すれば、その影響は必然的に泰國にも反映し、世界戰爭に巻き込まれることになるので、日米會談の成功を非常に希望しつゝあるが、こゝ數日、日米會談に關し悲觀的報道が傳へられるので、國內は深刻な不安に包まれてゐる。かゝる國民の不安に乗ずる英國側の策動は益々露骨となり、英國側の攻勢によつて泰の嚴正中立は何時迄續くかは大きな疑問で、泰國は今やA B C D包圍圈による攻勢の重點となつてゐる」とも報じられてゐる。

以上の如く泰の現状は非常に切迫した狀態を呈してゐるが、見逃し難い事實は、英國側の熾烈を極

める對泰工作の實狀である。

先づ政治的工作としては、ワニット事件、ロムロ事件、反日ピラ撒き事件等の日泰離間工作が裏面で策謀されてをり、一方クロスビー駐泰英公使は十月初旬、ピブン首相を訪問して、(一)泰國は如何なる意味においても第三國に軍事基地を提供せざること、(二)第三國の侵入に對する南泰の英泰共同防衛、(三)泰國における鐵道、港灣施設の共同使用乃至共同管理の三ヶ條を要求したと傳へられてゐる。しかも泰國は嚴正中立を唱へつゝある手前、表面的にはかゝる政治的要求を受諾しないであらうが、英國の壓力如何によつては如何なる默契、密約にまで進展するかは豫想出来ない現狀である。またワニット通商局長に賣國的行爲ありと摘發した怪文書事件の結末にしても、プラジット藏相(役所における彼の居室と英人財政顧問の室とはドア一つで通ずると言はれてゐる)を首席とする査問委員會が五十日にわたつて調査した報告書の重點は、(一)ワニット氏の對外政治工作に關しては賣國的事實はない、(二)一身上の瀆職的嫌疑については警察當局の調査に一任するの二點に要約されるが、これは最後の決定を回避した點及び摘發者たるフリー・タイなる祕密結社を追究してゐない點からしても裏面における英國側の策動が充分に窺はれる。

而かも、最近では日本軍が佛印國境を突破して泰國に侵入したとか或は日本が泰に對して海港の使

用、並びに南京政府の承認を含む祕密協定の締結を迫つてゐると言ふやうなデマニュースが何處からともなく流布されてをり、更に映畫ニュース、ラデオ、新聞等を通じての宣傳工策が熾烈に行はれてゐる。新聞抱込工作に關しては、英字紙バンコック・タイムスの如きは有力な英國の御用紙であつて常に日泰離間の記事が盛られ、歐洲戰のニュースにしても英國系ニュースを尊重し、樞軸系のニュースに對しては默殺的態度を採つてゐる。またタイ字紙に對しても英國の宣傳は極めて活潑で、有力紙であるタイ・マイ紙の如きは完全に英國系であり、かうした新聞線縦費として約十萬バーツの金が投ぜられてゐると云はれてゐる。また映畫に關しても、現在バンコックにある映畫館は國立劇場系の六館のほか支那系を合せて十八館もあるが何れも英米系の映畫か重慶側の抗日映畫を常に上映し、樞軸系の映畫館は一つもないと云ふ状態である。更にラデオは、ピナン、シンガポール、ラングーン、マニラ、ロンドン等から強力な電波が日夜送られ、殊にピナン、シンガポールの兩放送局の如きはニュースに解説に猛烈な宣傳を行つてをり、例へばピブン首相の放送の如きも首相のタイ語放送が終つて十五分後にはシンガポールからこれを英語に翻譯し、多分に英國側に有利な點を採り上げて再放送を行ふと言ふ積極的な方法が採られてゐる。

かうした政治的、文化的諸工作の上に、更に經濟的、軍事的な重壓が加はへられてゐる。泰國の通

貨、金融の經濟的中心部門が英國の手中にあり、これを利用して對泰工作が續けられて來たことは前輯において述べたが、更に泰の滿洲國承認後は印度よりの麻袋輸出を禁じて泰の米穀輸出に大打撃を與へると同時に、蘭印と語らつて石油の對泰輸出を制限し、日本向再輸出を牽制する手段に出てゐる。現地電はこの間の事情に就いて「英國は例の如く政治的、經濟的壓力を以つてじりじりと押し迫つてゐる。米の輸出期を控へて米の集荷及輸出用に要する麻袋の問題は極めて切實である。また石油は本年八月宣傳局長ナイ・ヴイラ氏のシンガポール訪問によつて大體の石油供給量が豫約されたが、その實行については何時でも契約を取消し得ることになつてゐる。この石油、麻袋による英國側の壓迫が泰にとつて如何に辛いものであるかは言ふ迄もない」と傳へてゐる。

而かも日米會談の危機説に並進して、英國側の泰國境方面に對する軍事的強壓は刻々急迫を告げてゐる。十二月一日現在におけるA B C D陣營の軍事的諸情勢は、マレーに於ては遂に「非常事態の存在」が宣言され、シンガポールの全海軍豫備兵、マレーの全空軍將兵、義勇兵の動員、香港駐屯軍部隊の全兵員に對する歸還命令が發せられ、更に二日の外電はシンガポール軍港に英新銳戰艦プリンス・オブ・ウェールズ號の入港を傳へてゐる。また蘭印政府は陸空軍全部に動員令を下すとともに全豫備兵を召集、比島においても米極東軍司令部は非常警戒を發し、米國は英國と協力して印度洋の英領

コーゴス、マルデイヴ、ニコバー三諸島を租借して軍事基地を建設中と傳へられてゐる。十一月三十日發のロイター電は、マレーにある濠洲兵五萬は既に泰國侵入の軍備を完了したと放送して泰國朝野に一大衝撃を與へた。

かゝる熾烈な攻勢下にあつて泰の嚴正中立政策は動搖せざるを得ない。ピブン首相は過般の演説において國民に對し戰火の迫つたことを強く警告し舉國一致して來るべき新事態に對し冷靜に對處すべきことを力説したが更に泰國政府はピブン首相を國防軍最高司令官に任命したほか陸、海、空の各司令官を正式に任命し、また來年度國防費の追加増額を議會において可決するなど、着々國家總動員態勢を整へつゝある。

しかし最近一部首腦者の間では、現在泰の採りつゝある中立政策が果して泰を戰火から救ひ得るものであるか否か疑問であるとの議論が擡頭して來た。即ち泰國は自國の獨立と中立政策とは不可分のものとして中立による獨立維持に懸命の努力を拂つて來たが、最近の世界情勢からして自己を守る實力なき中立政策が如何に脆いものであるかをイラン、イラクの實例によつて見せつけられ、これ等諸國の如く中立を維持せんとして却つて戰亂の渦中に投じ、その獨立すら脅威されるよりは寧ろ、現段階に於て中立政策を放棄することによつて獨立を維持し、民族の繁榮を策する新たなる道を發見すべ

きであるとの機運が濃厚となり、この點に就いて閣内においても意見の對立を來たしてゐると傳へられてゐる。日米會談を繞ぐる太平洋の危機が刻々逼迫を傳ふる時、泰の前途は英の包圍下に暗澹たるものがある。

三、米國の重慶支配

米國の重慶支配は十月九日軍事使節マグルーダー代將一行の香港到着によつて一應その體制を完成した。こゝに各部門の顧問及び調査使節と見られるものを大別すると次の如くなる。政治—オウエン・ラチモア博士、軍事ジョン・マグルーダー代將、財政—アーサー・ヤング博士、通貨—マニエル・フォックス、運輸—ジョン・ペーカー、空軍—クラゲット代將、交通—アルンシュタイン博士。かゝる各分野に互る顧問團を通じて今や米國は蔣政権を意のままに操つてゐるのである。しかも最近に於ける米國の重慶支配は、法幣問題を繞ぐる香港の英米蔣經濟會議において、また日米會談を繞ぐる西南地區防衛問題について著るしい進出を示してゐる。

去る十月十日より香港に於て英米蔣三國經濟會議が開催された。出席者は米國から藏相顧問コクラン、英國から英蘭銀行理事ニーマイヤーが兩國代表として乗り込み、更に米大統領特派經濟調査員グレイデイ、法幣安定資金委員米國代表フォックス、英國代表ホールバッチ、重慶側から法幣安定資金委員陳光甫、貝祖詒等である。同會議で採り上げられた問題は、爲替及法幣對策、内外資金の運用、重慶に對する物資援助、輿地經濟建設、輸出増進等の諸問題に就いて討議されたと傳へられるが、注目される點は、同會議に於て米國が一億弗の對蔣供與を背景として從來英國によつて牛耳られて來た支那の通貨部門に積極的な態度を見せて來たことである。即ち米國は英國の在支經濟勢力の衰退に乗じてこれにとつて代らんとする野心を暴露し、經濟部門に於ても發言權を増大して政治經濟的に益々重慶を奴隸化して自己の地位を擴大強化せんとしたものゝ如くである。この爲同會議は英米の意見が對立して結論を見るに至らず、その後十月十九日再び三國經濟會議の開催が傳へられたが、その結果に就いては報ぜられてゐない。而かも同會議と前後して法幣の相場が慘落して上海市場の放棄説すら流布され、さらに相場の暴落に拍車すると云つた醜態を演じたことは皮肉である。

一方軍事的支配はマグルーダー代將を中心にして刻々進行してゐる。同軍事顧問の使命は重慶空軍の再建、軍隊の高度機械化、軍需品工場の増設等重慶の抗戰力を強化し援助すると共に、各戰區の作戦を指導せしめるために、新に各戰區に參謀團を設置し米、英、ソ聯軍人を含む參謀團によつて直接抗戰を指導せしめんとする意圖を有すると傳へられてゐるが、この報道の如くであるとすれば米軍事

顧問團はその現地調査によつて、重慶軍隊の脆弱はその装備の劣悪と首脳部の統卒能力の缺如によるものと断定し、これが再建と統卒とは米國の直接指導による外はないとの結論に到達したことを物語つてゐる。従つて米軍事顧問は從來の各戦區副司令官を廢止し、各國軍事參謀團をもつてこれに代らしめると共に、各戦區毎に經濟委員會を設置して軍事參謀團と密接なる聯繫を保たしめ、各戦區の軍事、經濟兩部門の實權を掌握して重慶支配の態勢を完成せんと意圖してゐるやうである。抗日戦の用兵作戰を指導する參謀團は形式的には一應援蔣諸國の軍人をもつて構成されるとしても、これを支配するものは米國である。かくして米國は先に重慶に對する物質的援助の代償として、その政治、經濟の指導權を掌握したが、今や更に重慶に進駐してその軍事的指導權をも把持せんとし、米國の重慶支配はその最後の段階に到達したと見られるに至つた。

マグルーダー代將の動靜として十二月二日の南京電は次の如く報じてゐる。マグルーダー代將は十一月七日以來昆明において西南地區防備計畫を檢討しつゝあつたが、同月十九日何應欽、程潛、楊杰商震を交へて蔣介石との會議の席上、西南防備計畫を實施するためその指揮權を全面的に要求したと傳へられる。從來西南地區防衛に關しては西南最高指揮部に米國代表團を參加させる協定が成立してゐたが、マグルーダー代將は日米の危機を理由にその全權を要求したものと解されてゐる。なほ同會

議で協議せられた事項は次の如きものといはれてゐる。

- 一、米國技術員の増派を行ひ、更に西南各地に配置する。
 - 二、米國軍事代表團がフィリッピンで訓練せる中國軍事訓練團を第五、第六軍に編入する。
 - 三、英米ソ軍事顧問團と重慶最高首脳部との連絡の強化。
 - 四、シンガポールの英當局及びフィリッピン軍當局が西康、雲南兩省境にそれ／＼軍事基地を増設する件、
 - 五、米國がシンガポールに米國陸海空軍を派遣し、一部をビルマ國境に分駐せしめる計畫
 - 六、重慶國防計畫の調整問題
- かくの如く米國の軍事支配は遂に日米會談の危機を理由に西南地區の軍事的指揮權を要求するに至つてゐる。

四、參政會を繞ぐる重慶治下の諸問題

十月十日の双十節を期して開催されるはずであつた第二次第二期參政會は、その後延期を續けてゐたが、事前の通信報道を禁止して十一月十七日突然開會し、二十六日の第十次本會議を以つて終了し

た。出席者は、百七十三名で、參政會はじまつて以來の最少數であつたと云はれる。缺席者は六十七名に上り、開會前より問題にされてゐた中共側委員は僅かに董必武のみが出席し他の六名は缺席してゐる。その他缺席者の大部分は少數黨派の委員であつて、殊に香港に本據を置く中國民主政團同盟が參政會の開會前民主政治の早急な實現を要望する聲明を叩きつけて不参加を宣言してゐる動きは注目に値する。

本會議に於ける政府側の詳細な報告の内密は發表されないが、大會は蔣介石を主席に推して開會され、軍政部長何應欽の軍事報告、外交部長郭泰祺の外交報告に始まり、軍事、外交、内政、財政經濟教育文化の五審査委員會を組織して百十餘件に上る提案が審議された。中でも徵兵問題（新兵の募集及び訓練と傷痍軍人の慰撫待遇）食糧問題（米を中心とする田賦の實物徵收の問題）通貨問題（物價の安定と法幣の價值維持）に就いて相當深刻な質疑應答が展開され抗戰重慶の急迫せる内部情勢を暴露したが、數百件に上る質問事項の主なるものは次の如くであると云はれてゐる。

一、米國の武器貸與法案による武器供與の實情如何、

二、A B C D民主國家群の連絡の現状如何、及びビルマルト防衛に關する英米蔣の共同責任の實狀如何、

三、財政經濟問題——爲替管理委員會、法幣安定委員會の權限とその現状如何、上海における爲替供與の金額とその用途如何、各戰區の經濟委員會の工作成績如何、棉花、綿布の需給關係及び實狀如何、糧食管理に特定商人を認可してゐるため、之等米商が買溜め、賣惜しみの不正行爲を行ひ、民食は重大危機に直面してゐるから、その弊を是正すること、浙江、廣東、廣西各省は軍人でさへも米の缺乏を來してゐるが、その對策如何、

四、内政教育關係——新縣制の緊急なる實施と縣參議會設立問題、教職員の待遇改善給料不拂問題以上についての政府側の答辯は一切發表されてゐないが、この會議がいかに議論百出、紛糾を極めたかを察することが出来る。

本會について特筆すべきことは國家社會黨の領袖張君勵ら少數黨派五十餘名の連名で提出せる「憲政實施促進」の爆彈動議である。この憲政實施について政府は、すでに昨年十一月十二日の孫文誕生日を期して國民大會を召集することを公約しておきながらその後代表員の選舉手續未了を理由に國民大會を無期延期して一年間を経過するのに何等の實現される模様もないので遂にこの爆彈動議となつたものである。而るに本會議においては、抗戰期間中は地方自治を促進して準備期間とし、事變が終結したとき直ちに國民大會を召集して憲政を實施する件を決定して、この憲政實施提議は事實上否

決されてしまった。一方今次參政會の開會前、國民黨獨裁反對と民主政治の實現の巨彈を投げつけ、出席を拒否した香港の民主政團同盟の存在は、國民黨獨裁と共產黨に對する第三勢力の擡頭として注目されてゐる。

この第三勢力は、中國青年黨、中華民國革命同盟、國家社會黨、全國救國聯合會等の所謂少數派が人民戰線的思想の下に集まり、政治運動化したもので、去る十月十日の双十節に香港において「民主政團同盟」の結成となつたものである。その人的構成は、本年三月國民參政會員の辭表を叩きつけて重慶を脱出した鄒韜奮、重慶の對中共政策を非難して除名された柳亞子、國家社會黨の領袖である周鯨文、故孫文未亡人宋慶齡、故廖仲、凱未亡人何香凝、中國青年黨の左舜生、作家茅盾、大公報記者長江等支那文化運動の第一線分子を殆んど同志として擁してをり、オウエン・ラチモアもこの運動のシンパとして存在してゐると云はれるが、この運動の綱領とするところは、國內封建勢力と專制獨裁の排撃、祕密警察及び憲兵等の越權行爲に對する反對、惡質貪官汚吏の清掃、抗戰下の人權剝奪的經濟組織の改變等である。一方この運動は民衆の心理的把握と共に政治的權力の獲得をも目指して張學良、抗戰經濟の内面を非難した馬寅初、西安事件の下手人楊虎城等の釋放を迫り、馬寅初博士の如きはこの要求によつてすでに釋放され、活躍してゐる。而かも彼等の指導方針はあくまで人間個人の生

活權の主張であるため民衆、言論機關も積極的にこの運動に参加し香港では蔣介石の勢力を凌駕せんとする勢ひで、香港の諸新聞は重慶派と同盟派に分かれ泥合戦を展開してゐると傳へられる。かくして抗戰重慶政權は一方に於て中國共產黨問題に苦惱すると共に以上の如き第三勢力の擡頭によつて新たな内部的混亂にさらされるに至つた。

また今次參政會の開會はオウエン・ラチモアの奔走による國共再合作のバロメーターとして注目されてゐたが、結局中共側の出席者が常駐委員董必武一名に過ぎなかつたと言ふ事實からしても、國共の抗爭關係は前線のみならず、中央に於てもなほ解消されず、微妙な對立關係を續けてゐることを示唆してゐる。

第五節 インフレ深化の支那經濟

一、新政權治下の動向

(A) 新政權諸工作の發展

前輯に於ては、汪主席の訪日を轉機とする新政權治下各種の動向に就き述べた。今輯に於ては、新政權其後の二三の政策について略述し、四中全會の演説及び宣言のうちに新政權治下の全般的狀況を瞥見することゝしよう。

先づ、國府は八月十五日附財政部布告を以て、關稅、鹽稅、統稅その他一切の公租公課を中央儲備銀行券のみを以て納付せしめることとし、九月一日からこれを実施したが、このため布告前八月十二日に於て八千四百五十餘萬元であつた儲備券發行高は同月末既に一億元を突破し、第一表の如く十一月八日には一億五千萬元を超へた。

(一) 中央儲備銀行券發行高
(單位千元)

九月廿七日	1011,041
十月四日	104,225
十月十一日	106,938
十月十八日	111,731
十月廿五日	125,530
十一月一日	146,646
十一月八日	152,185
十一月十五日	156,443

一方政治的方面では清郷工作が國府の建國國策のうち實質的に最も意義あるものゝ一つであり、七月一日から第一期の工作が開始せられたことは前輯に於て工作狀況と共に之を報じて置いた。その後第一期の工作を一應終つて九月二十一日から第一期地區に隣接する第二區即ち無錫、江陰等二千四百五十平方料の地區へと清郷工作は進展し、治安方面からの「安民」の達成が期せられつゝ、經濟政策たる「樂業」も順次計られつゝある狀況である。

なほ國府は先に四月四日から機械、金屬その他合計二十九品に對し上海から奥地への移出禁止を行つてゐたが、今回これを全面的に擴大し、九月二十五日から非占領地向全商品の移出を禁止、利敵物資の供給杜絶を計つた。

上述せる如き政策を中心とする新政權治下の狀況を次の項に於て綜合的に見よう。

(B) 四中全會開かる

日米交渉を繞つて國際情勢が異常な緊張裡にある時、十一月九日、純正中國國民黨第六期第四次中央執監委員全體會議は南京に於て開催された。今回の會議の大目的は開會劈頭の汪主席の演説のうちに次の如く表示された。即ち、「吾々は凡ゆる艱難を打破克服し、不撓不屈和平統一實現の道を進んでゆかなければならぬ。かくて重慶側が覺醒し歸來すればそれは國家人民の幸福であるが、然らずとも我等の努力を以て和平統一の基礎を擴大すれば、必ず最短期間に全面和平、全國統一に到達し得ると思ふ。これが四中全會の最大の使命である。」と今後の國府の進まんとする方向を明示したのであるが同演説の上段は昨年十二月の三中全會以後の南京側の狀況について次の如く述べ、多難のうちに光明を見つめ、光明のうちに多難を孕む國府の建國を表現してゐる。「和平統一の前途は充実に輝いてゐる。しかし我等の前途には、なほ無限の艱難がある。全國の形勢に就いて見れば、治安方面では清郷等の

工作に拘らず國府領域内は尙十分なる治安を保障し得ず、經濟方面では中央儲備銀行を始め多くの建設にも拘らず國家財政、社會經濟、人民生計三方面とも未だ非常な困苦のうちにある。」(汪主席演説は十一月十一日附大陸新報より轉載)

會議は三日間に亙つて開かれ、八十五件の議案を審議、八十三件を決議通過し、最後に四中全會宣言を發表し十一日に閉會した。この宣言は惡環境のうちに如何にもして苦難を切拓き和平建國の理想を實現せんとしてゐる純正國民黨の建黨以來の態度を具體的に次の如く示してゐる。「惟ふに茲數ヶ月間若し重慶に於ける共匪の操縱と攪亂及び英米の資産凍結封鎖の實行がなかつたならば、國府治下に於ける財政の困難、民生の窮迫は必ずや解除せられ、文化の整備も軍備の擴充も必ずや成就したであらう。……中國の現在に最も必要なることは新國民運動の展開である。この運動は精神建設と物質建設とを併して一とし、和平反共建國は中國にとつて唯一の出路であることを確信し、心力物力を一にして各自の努力を期すべきである。」と。日米交渉のさ中に於て、新政權が以上の如く物心一如、和平建國の方途を更めて闡明したことは注目すべきである。

二、上海の高物價

(二) 上海工人生計費並に法幣購買力指數 (一九三六年一〇〇)

年	總指數	法幣購買力
一九三七年	二八・一五	八四・六四
一九三八年	一五・九〇	六五・四〇
一九三九年	二〇・三五	四九・三〇
一九四〇年	四八・三三	三三・八二
一九四一年	七七・七七	一三・二七

(備考) 上海公共租界工部局調査
一九四一年は十月迄。

上海の物價は後述の如き重慶政府の法幣増發、歐洲戰爭以來の入港船舶の減少により既に上昇の傾向にあつた。事變以來の上海工人生計費指數を見ると第二表の如く昂騰一途を辿り、殊に一九四〇年は前年に比し一一五%上昇し、一九三六年に比しては四・三八倍となつてをり、その後本年に入つて異常な上昇振りを示したのである。

(A) 資産凍結以後

七月二十六日、英米蘭の支那資産凍結が發表せられるや、在支外國銀行は一般への外貨供給を極度に手控へたので、對米爲替は八月九日つひに五弗臺を割つて、四弗^三と昨年五月の暴落以來の法幣安を現出したのであつた。そこで重慶の法幣安定資金委員會は八月十八日から爲替管理を實施し、五弗^三のレートをも以て特許外國銀行十四行に對してのみ外貨を供給し、銀行をして「正當なる支那への輸入貿易」に對し五弗^三で輸入業者に供給させることとした。この操作によつて、八月末までの外貨供給は約三百萬弗で、そのうち約三分の二は棉花輸入に割當てられたと云はれてゐる。九月八日から香港に於て、第二次の法幣安定資金委員會が開かれ、十四特許銀行に對し、食米、石炭、ガソリン、煙

草を中心品目として毎月大體六百萬米弗以内に於て外貨の割當てを行ひ、英米銀行は自由爲替市場への出動を中止することとしたので、九月に入つてからまた五弗を割つてゐた法幣相場は、愈々該委員會の公定レート五弗一本立てとなつた。(このレートはその後銀行側の要請により九月十八日から銀行の公定賣相場を對米五弗とした)。

かゝる外貨供給制限は、本年上半年の上海貿易が毎月七百萬米弗見當の入超となつてゐた處から見て輸入物資の供給減となり、又投機的な外貨買ひの餘地が殆ど封鎖されたため、華人の思惑筋は軍票金塊、商品市場に出動して買煽り、軍票、金塊、商品高を招き、それは又法幣不安に拍車をかけた。

歐洲戰爭の擴大に伴ひ上海入港船舶量は第三表の如く甚しく減退してをり、資産凍結令以後は月當り三十萬噸を割つて、十月は二十二萬四千餘噸と一時の三分の一に降つてしまつた。かく物資の輸入が減じて來てゐる所へ南

(三) 對外航路上海入港船舶量 (單位噸)

一九三九年	一九四〇年	一九四一年
六月 六九九、九三八	五三七、二九	三八〇、九五八
七月 七五二、三九六	六三九、三二五	三六五、八七七
八月 七三〇、九六四	五一六、五一九	二七四、二四
九月 五八七、一三七	三六一、七六三	二六八、七五六
十月 四九六、三八一	四一三、五七四	三三四、三九七

(備考) 海關貿易統計月報による。

京政府により上海と外部との物資交流も禁止され、重慶側も上海への輿地物資移入を妨げ、物資そのものが供給不圓滑となつてゐた。そこへ十月二十日には香港經濟會議の上海放棄のルーミアを入れる等各種の材料を織交せて猛烈な換物人氣の沸騰と

(四) 上海工人生計費並に法幣購買力指數(一九三六年平均=100)

一九四一年六月	七五七・九六	一三・一九
七月	八〇〇・三三	一一・五〇
八月	八八五・五五	一一・二九
九月	九五九・〇四	一〇・四三
十月	一〇〇一・八八	九・九八

(備考) 上海公共租界工部局調査。

なり、十月始から一ヶ月間に綿絲布、食米、麥粉、砂糖等が四割乃至七割方急騰した。

かくて事變以來遂年上昇過程にあつた上海工人生計費指數は第四表に見る如く前月比九月は八%二、十月は四%四を上げ、遂に指數は一〇〇〇を超へ、一九三六年平均を一〇〇とする法幣購買力は十臺を割つて九・九八に落ちた。

(B) 工部局に新權限附與

共同租界工部局では從來局米の賣却等により必需物資の價格騰貴に對抗して來たが、局米の賣却値が寧ろ市中價格に引づられてゐる状態であつた。然るに物價愈々暴騰するに及んで、上海市參事會は新に土地章程附則第五十三條を制定すべく十月二十二日領事團宛て認可の申請をした。それに對し十一月四日正式認可があり、物價取締りにつきこれまで何等實際的權力を持たなかつた工部局に對し、(一)價格統制品の指定、(二)統制品を販賣する小賣商(個人及會社)の手持、保管數量の調査、(三)販賣價格の決定の權限が與へられた。そして該規定の違背者に對しては、土地章程第十七條により處罰、或は工部局の營業許可一時停止若くはその取消をなし得る權限も與へられた。土地章程附則第五

十三條及び土地章程第十七條の内容は次の如し。

土地章程附則第五十三條

價格統制品として工部局告示を以て隨時指定する物品の小賣商は、凡て個人會社の別なく工部局が該物品の手持又は保管數量の記帳若は該物品の販賣價格に關し告示を以て隨時定むる規定を遵守することを要す

土地章程第十七條

今後外國領事が本章程違反の告發を受け、又は地方官憲より差廻されたるときは、領事はその管轄權内にある犯則者を凡べて喚問し手續をなすべし、而して有罪と決定したるときは、三百弗以下の罰金、六ヶ月以下の禁錮又は適當と認むる他の方法により處罰し又は處罰の手續をなすべし、上海に領事の駐在せざる外國人が本章程を犯したるときは、市參事會より支那地方官憲に告訴すべし、此の場合は本章程を支持して犯人を處罰するため一人又は數人の外國領事の手を経てなされるものとす

かかる權限を與へられた工部局は佛租界公黨局と共に十一月十二日、食米、小麥の價格統制について告示をなし、食米については、八十疋當り最高小賣値百三十元と市中相場より五、六十元かた安に決定、在庫米の登録を同月十四日午後五時までになす様通達し、百二十元を以て強制買上げをなすといふ強硬態度に出た。

これより先、十一月七日、ローズベルト米大統領が記者團との會見に於て、在支米マリンの引揚を考慮してゐる旨を正式に言明し、日米關係の緊迫から上海租界そのものへの不安が起り、換物人氣も

下火となり、上述の工部局の抑制策と相俟ち、物價騰貴も幾分落著きを示すに至つた。が今後の物價趨勢は、入港船舶量の増大は望み薄であるし、法幣の増發も益々甚しいことが豫想され、在上海の生産コスト高もあり、相變らず多少に拘らず昂騰傾向を取ると見られる状態である。

三、重慶治下のインフレーション

日滿華條約調印一周年記念日を前にして、新政府の行政院副院長兼財政部長周佛海氏は談話を發表した。そのうちに物價の騰貴が新政權治下の民生安定に妨害となつてゐることを述べてゐるが、奥地の物價も亦事變以來甚しい上昇を來してゐる。その原因には種々あるが、何と云つても、紙幣の著しい増發と、戦時の生産減退とが最も大きなものであらう。法幣の暴落も勿論物價騰貴の一因ではあり得るが、その低落率を上廻る物價の著しい騰貴の根因は先の二者にこれを求めねばなるまい。

(A) 財政の膨脹と歳入の減退

戦線の老大化と戦争の長期化とは、直接戦費を始めとして財政の著しい膨脹を來さしめてゐることは言ふを俟たない處である。いま「申報」(一九四〇年九月)所載の張一凡の論文を基礎に重慶政府戦時財政の状況を見ることゝしよう。

(五) 重慶政府の戦費(千元)

一九三七年	七三五、八四〇
一九三八年	二、一九八、〇一六
一九三九年	二、六〇八、九五六
一九四〇年	三、三三一、三六〇
合計	八、七七四、一七三

(備考) 一九三七年は七月—十二月。その他は一月—十二月。

それによると第五表の如く一九四〇年末に至る事變以來滿三ヶ年半の戦費は、逐年増額を續けて八十八億元となつた。これを戦時の地方財政負擔を一割として計算すると、國庫支出の直接戦費は約八十億元といふことになる。

そして、直接戦費以外の政府支出は第六表の如く三十四億四千萬

(六) 重慶政府の戦費外支出 (百萬元)

債務費	六四〇
一般政費	六五〇
建設費	二、一五〇
内法幣現金準備増加額	一、三〇〇
法幣安定資金	八三
廣西金融整理資金	一七
産業建設資金	六〇〇
貿易委員會基金	一五〇
合計	三、四四〇

(備考) 一九三七年七月より一九四〇年十二月に至る總額。

昨年未までの蔣政府の財政支出は百二十二億元といふことになる。フアー・イースタン・サーヴェー誌九月八日號に依ると、今年度の豫算は六十億元であつたが、その後の物價騰貴は歳出を百五十億元内外にまで膨脹させたとも云はれてゐると。

然らばかゝる戦時財政を賄ふ財政収入の狀況はと見れば、先づ租税収入に於て年々九〇%内外を占めてゐた關稅、鹽稅、統稅の三者は何れも戦區の擴大と淪落地域の増大により甚しい減少を來してゐることが第七表に依つて見られる。即ち一九三七年度の豫算に於て三者税

(七) 事變以後の關稅鹽稅統稅收入 (單位百萬元)

關稅	鹽稅	統稅	合計
一九三七年度豫算	三六九	三三九	一七六
一九三七年下半年期	一七三	一〇七	二八〇
全支收入額	七・〇%	七・〇%	七・〇%
自然減收率	一五〇	一〇七	二五七
國庫實收額	一三〇	—	一三〇
被奪損失率	二五・五%	—	二五・五%
一九三八年全期	二五五	一五八	四一三
全支收入額	三三・〇%	三三・〇%	三三・〇%
自然減收率	九三	一三三	二二六
國庫實收額	六三・〇%	一五・五%	七八・五%
被奪損失率	三三・一%	—	三三・一%
一九三九年全期	三三三	一五八	四九一
全支收入額	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%
自然減收率	三四	一三三	一六七
國庫實收額	八九・七%	一五・五%	一〇五・二%
被奪損失率	—	—	—
以上合計	七五八	四三三	一二九一
全支收入額	一六・〇%	二二・〇%	一九・〇%
自然減收率	二七七	三七三	六五〇
國庫實收額	五五・二%	一五・五%	七〇・七%
被奪損失率	—	—	—

收入七億七千四百萬元を計上したのに對し、一九三八年の國庫實收はその約三分の一の二億七千二百萬元、一九三九年は更に減じて二億一千三百萬元となり、關稅の如きは一九三七年度豫算に於て三億六千九百萬元を計上して居たのが一九三九年の實收は、僅に三千四百萬元となり裕に九〇%を喪失した勘定になつてゐる。而してこれ等三者の事變以來一九三九年未までの國庫實收額は八億二千四百萬元に止つた。右三者以外の經常歳入たる所得稅、煙酒稅、印紙稅等の同期間の收入は四億五千四百萬元と見積られるから、兩者を合した事變以來一九三九年未迄の全租稅收入は大約十二億七千八百萬元と推定されよう。而

して一九四〇年の全租稅收入は明かでないが、假りにこれを一九三九年の對前年増加額を一九三九年分に加へたものと假定すれば、事變以來一九四〇年末迄の全租稅收入は大凡十七億八千九百萬圓と推計される。

(B) 公債依存と法幣の増發

以上の他、國庫收入としては國營輸出(茶、桐油、鑛物等)が、九億八千八百萬元と推計され、正常利潤率に従つて收益率を三% (實際はこれより遙に大きい) とすると一九四〇年末まで約二千九百六十萬元となり、國營工場の事業收益一千四百八十萬元を加へ、四千四百四十萬元の官業收入が見積られる。

又、内外人の援蔣寄附が四億一千萬元として、官業收入と共に租稅收入に加へると二十二億四千三百萬元となるが、百二十二億元といふ龐大なる戰時の支出を賄ひ得べくもなく、巨額の公債發行に頼らざるを得なかつたのである。今年八月發行の財政評論(第六卷第二期)で孔祥熙の云ふ處によると事變以來の公債發行は第八表の通りで、この内、二十七年金公債及び二十九年建設金公債等特別のものを除いた純然たる内債のみでも三十四億三千萬圓に達し、富力の小さい中國の經濟にとつて當然大きな負擔となり民間の消化程度についても大いに疑問を抱かせるものである。

(八) 戰時中央政府公債發行表

發行年月	發行額
救國公債 一九三七年九月	五〇〇,〇〇〇千元
廿七年國防公債 一九三八年五月	五〇〇,〇〇〇千元
廿七年金公債 一九三八年五月	一〇〇,〇〇〇千元
廿八年振濟公債 一九三九年七月	三〇,〇〇〇千元
廿八年建設公債 一九三九年八月	六〇〇,〇〇〇千元
廿八年軍需公債 一九三九年十月	六〇〇,〇〇〇千元
廿九年建設金公債 一九四〇年五月	一〇,〇〇〇千磅
廿九年軍需公債 一九四〇年三月	一,二〇〇,〇〇〇千元
合計	三,四三〇,〇〇〇千元 一〇〇,〇〇〇千弗 一〇〇,〇〇〇千金 一〇,〇〇〇千磅

蔣政府が最初に發行した戰時公債は救國公債五億元で一般に公募されたのであるが、實際の應募額は二億元程度と云はれ、殘額は政府銀行が引受けた。救國公債の成績がそんな具合であつたので、その後は總て政府系四銀行が引受け、法幣の増發となつた。但し、表中廿七年金公債と廿九年建設金公債第一期分とは特別のもので、半ば内債、半ば外債と云はれ、應募者が中國人であるといふ點を除けば外債と異らず、政府系銀行の引受けに依らぬため、一應法幣の増發とは無關係なのである。

金公債以外の内債の發行が政府系銀行引受を通じ

て法幣の増發を來すことは自明の理だが、この法幣の増發は更に、三億五千萬圓と云はれる地方債の發行、對民間信用の膨脹によつて拍車をかけられてゐるのである。

いま、中央政府系の金融機關による農業貸付狀況(一九四一年八月申報所載)を見るに、政府系四

銀行及農本局、中央信託局等六者の分を合計して、一九三九年度が一億五千百三十二萬元、一九四〇年度が二億九百五十萬元で、これらを合計すると、二ヶ年分だけで三億六千八十二萬元になる。その他工業方面にも、事變以來約二億元が融資されてゐる。

かくして第九表に示す如く事變直前に十四億元であつた法幣發行額は逐月逐年増加の一途を辿り、昨年六月には四十億元に垂んとするに至つた。その後の發行額は發表がないため數字は不明であるが今年七月七日の事變記念日に於ける何應欽の報告によると、事變前の七倍になつてゐることであ

(九) 法幣發行數額 (千元)

中央銀行	中國銀行	交通銀行	中國農民銀行	合計	現金準備率
一九三七年六月	三三五、八四〇	五〇九、八六三	三三三、五四八	一、〇七、九五二	六六・九%
十二月	四三〇、六〇八	六〇六、五四八	三七一、一四四	一、六三九、〇九七	六三・二%
一九三八年六月	四八九、六六七	六五三、三三三	三二一、八五九	一、七二六、九九八	六五・七%
十二月	—	—	—	—	—
一九三九年六月	一、〇四八、八八三	七〇三、五七一	五四八、四五六	三、二六、〇二九	—
十二月	一、三四六、九〇〇	七七二、九九七	五九七、三七八	三、六五、四三三	五一・八%
一九四〇年六月	一、六三三、三八一	一、一〇〇、三九九	七七七、五六七	五、〇〇、九六八	四八・七%
現金準備率	四七・五%	四八・八%	四九・〇%	四九・四%	—

(備考) 中國戰時經濟志統計表に據る。

る。つまり法幣發行高が遂に百億元を超へたと云つてゐるのであるが、それが何時の發行額であるかが不鮮明である。もしこれを昨年末までとすれば、半ヶ年に六十八億元も増發されたことになり、一ヶ月平均十一億三千万元といふわけで、一昨年七月から昨年六月までの一ヶ月平均一千一百十萬元に比し十倍の増發高となり、昨年末から今年へかけての法幣の膨脹振りの甚しさを物語つてゐる。もし七倍になつたのを今年の六月末とするも一ヶ月平均五億六千五百萬元といふ巨額である。

(C) 生産減と需要増加

かゝる巨額の法幣増發が行はれる一方、沿岸工業地帯の喪失や日本側の利敵物資移入封鎖、蔣政府自身の輸入制限は、工業生産品の著しい供給不足となり、それは蔣政府の奥地遁入と共に運輸の不便と相俟つて更に甚しくされた。

農業方面を見ても、戦區の擴大は奥地の農産に於て幾分の増加を見せてゐるが非占領地全體としては農耕地を第十表の如く縮少し、稅收を減せしむると共に農産物の供給を阻害し、而も俄かの消費階級の到來や兵員増加の爲、需給兩面から窮屈を醸

夏作	冬作
一九三六年	七三八、六二〇
一九三七年	七二六、三〇五
一九三八年	三六七、三二〇
一九三九年	三五六、一五三
一九四〇年	二九九、〇〇〇

(備考) 夏作は米、糯米、高粱、玉蜀黍、粟、黄豆、甜薯、棉花、落花、生、烟草等。冬作は大麥、小麥、豌豆、黄豆、油菜等。

成し、それは又、商人や地主等の買溜め賣借しみ等に利用される處となつたのである。かてゝ加へて法幣の暴落と上海を始めとする主要輸入地の物價高が、法幣の對内價值の下落と相交互しインフレを促進して來た。

(C) 重慶の物價對策

重慶政府としても物價の騰勢に對抗すべく種々の方策を講じたのである。例へば、一九三八年十月には「非常時期農工商管理條例」を發布して、(一)投機、獨占の禁止を命じ、(二)政府は必要ある時特定商品の販賣禁止又は價格公定を行ひ得と定め、(三)適正價格を以て政府は右商品を買上げ得ることとした。一九三九年二月には「非常時期評定物價及取締投機操縱方法」を定めた。これは各地方長官に「物價評定委員會」の設置を命じ、右委員會をして市場の需給を調査して生活必需品の價格を決定せしめ、思惑を爲したる者は五ヶ年以内の懲役若くは不當利得の二倍乃至三倍の罰金を課す、としたものである。又、同年十月には「平價購銷辦法」を公布し、政府系四銀行聯合辦事處から二千萬元の資金を出させて國營の「平價購銷處」を設け、此處で決めた適正價格により生活必需品の購入販賣を公私の機關に委託し、又自らもそれを行ふこととした。更に、同年十二月には「取締囤積居奇辦法」を以て、商店、工場等の生活必需品在貨數量を登記せしめ、許可量以外のものは強制的に賣出させ、

又消費者の個人的保有も三ヶ月分を超へ得ざるものとした。その他昨年の糧食管理局設置によつて米麥等重要食糧の運輸販賣について政府が管理を行ひ始め、又昨年の双十節から節約建國儲蓄運動(註)を起す等種々の物價騰貴抑制策を行つて來てゐるのである。が、戰時の政治經濟全般に互る混亂は、中國の經濟を重慶政府の意圖する様に動かすにはあまりにも甚しく、寧ろ法幣の増發その他一聯の物價騰貴材料が意のままにふるまひつゝあるが如く、各都市の物價は一直線に昂騰しつゝあるのである

(註) 十月十三日新聞報所載の重慶通信によると、昨年十月十日から本年十月十日までの儲蓄額は、重慶市の八千五百萬元を最高として、廣東、四川、雲南、福建各省が各三千萬元以上、甘肅、陝西、廣西、湖南、江西、浙江、貴州各省及上海市が各一千萬元以上で、華僑の儲蓄額九千七百萬元を合し總計五億六千萬元であつた。

(E) インフレ進行の様相

第十一表は事變直前の一九三七年六月を一〇〇とせる卸賣物價總指數であるが、重慶について見ると、同年十二月に九五・五であつたのが翌年の十二月には七四%上げて一六六・〇へ、翌々年の十二月には更に一〇%昂騰して三三四・七となり、昨年は上昇率なほ甚しく二四二%で、終に指數は一四三・二となつた。事變前の十一倍餘である。

参考の爲外國貿易委員會による重慶の小賣價格指數を見ると、第十二表の如く今年二月に於ては事

(一一) 奥地各都市卸賣物價指數

年月	重慶	昆明	成都	桂林	梧州	西安
一九三七・六	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一九三七・十二	九五・五	103.6	100.6	112.8	103.0	116.9
一九三八・六	二九・八	一五〇・三	109.6	110.0	110.5	134.9
一九三八・十二	一六六・〇	二二三・二	143.8	157.1	118.2	158.1
一九三九・六	二二・八	三〇三・〇	198.0	185.5	146.6	177.1
一九三九・十二	三三四・七	五三四・二	355.6	262.3	217.5	311.6
一九四〇・三	四〇〇・〇	七五六・九	490.9	354.4	280.7	370.2
六	五三九・〇	八九〇・二	604.2	437.4	355.7	410.2
九	七五四・三	1,059.0	768.3	512.5	451.9	541.2
十二	1,143.2	1,106.1	1,063.7	607.8	543.5	

(備考) 經濟部公報による。

變前の十二倍餘となつてゐる。その後の騰勢は更に甚しく、フアー・イースタン・サーヴェ誌九月八日號に依ると今年六月の重慶生計費指數は昨年同期の五倍乃至六倍になつてゐるといふから、事變前の二十五倍乃至三十倍になつてゐることが想像される。現に、最近の重慶電に依ると、中國農民銀行農貸處長喬啓明は、現在奥地米價は事變前の三十倍だと云つてゐるのである。

尙、パシフィック・アフェアーズ誌(今年九月號)に於てギェンター・シュタインの謂ふ處によると昨年末以來、重慶の米價高騰は著しく今年二月は昨年二月に較べ八倍、一昨年二月に較べ十七倍事變前に比しては實に二十倍の暴騰振りで、それ以來は工業生産品の値上りを米價が呼んでゐる状態であり、それは諸物價の騰貴が一應民衆の購買力―購買欲を含めての―の限界に達し、食糧購入に主力が注がれるに至つたためであるとしてゐる。次の數字はこれを證明してゐる。即ち小賣物價指數を

(一二) 重慶勞働者生活品小賣價格指數

一九三七年六月	100.0
一九三八年二月	102.1
一九三九年二月	174.7
一九四〇年二月	305.4
同 九月	695.0
同 十月	744.9
同 十一月	1,007.6
同 十二月	1,377.6
一九四一年一月	1,147.9
同 二月	1,247.1

食糧を一〇〇として比較して見ると、衣料は、一九四〇年三月に三四五、同八月に二二〇、一九四一年一月一三一となつて來てゐる。次に、抗戰中國の副首都とも云はるべき成都の状況を見ると、こゝでも亦事變前の十倍餘が讀まれてゐる。在成都の南京大學の調査によると、勞働者生計費指數は第十三表の如く、こゝでは大した人口の増加が無いのか住居費は僅に三%八の騰貴に止つてゐるが、衣料は十六倍餘、食料、燃料は十倍餘へ暴騰を演じてゐる。蓋し利を追ふて重慶へ多量の物資が流れたためであらう。

重慶、成都、昆明は第十一表に見た様に十倍以上の物價騰貴を示してゐるが、その他の桂林、梧州等は何れも六倍位に止つてをり、所に依つては一倍半位に過ぎないのであつて、主要都市の高物價が漸次地方へ波及することは一應想像される處だが、地區に依つて甚しい物價の凹凸があることが見られるのは、これら地方を結ぶ運搬經費の莫大さ、或は運搬及通信さへもの不可能性を示唆してゐるものである。従つて、重慶、成都の高物價を以て直に全奥地の物價騰貴率を斷定することは出來ない。物價の騰勢を更に分析して見ると、地方に依つて甚しい差異があると共に、品目に依る差異も亦著しい

(一三) 成都勞働者生計費指數 (一九三七年二月六月平均=一〇〇)

總指數	食料	衣料	住居費	燃料	雜項
一九三八年平均	九五・四	九〇・四	一四五・七	一〇〇・七	九六・四
一九三九年平均	一二四・七	一二二・六	二七八・三	九八・六	一五五・三
一九四〇年二月	二〇九・一	一九六・四	四四〇・四	一〇一・九	三一四・七
同 九月	四八八・五	四三九・五	一、〇四〇・四	一〇三・八	六三〇・〇
同 十月	七五五・三	七六六・六	一、四〇四・九	一〇三・八	八二九・四
同 十一月	八〇六・八	八二七・〇	一、三四七・四	一〇三・八	九四六・三
同 十二月	七八五・六	八三三・三	一、四二九・一	一〇三・八	八〇六・六
一九四一年一月	八九四・八	九六九・七	一、四七三・八	一〇三・八	九三八・九
同 二月	九八七・〇	一、〇六三・六	一、六四一・一	一〇三・八	一、〇九三・〇

(備考) 南京大學調、一九四一年一月及同二月は第三週。

ものがある。同じく南京大學の成都に於ける調査によると、五十七品目のうち、戦前一九三七年二月から六月までの平均に較べ今年の二月四日の価格は、六倍以下が七品目、十五倍乃至二十倍が十二品目で、五品目は三十倍乃至八十五倍といふ暴騰振りである。騰貴の甚しい品目は、鐵の二二・五倍、石炭の二三・三倍、新聞印刷用紙の五一・二倍、亞鉛の八五・四倍等であり、騰貴率の最も小さいものは、羊皮の一・八倍、藥草の二倍乃至三・六倍、卷煙草の四・二倍、桐油の四・六倍等である。數字をそのまま、信ずれば、これらの數字から直ちに諸品目の相對的な缺乏状態を推知して殆んど誤り無からう。

第三部 英、獨、米の戦時増税

序

戦時財政に於て認められる一般的な傾向は、軍事費の増大を中心とする國家歳出の急膨脹に對してこれを公債と増税によつて賄ふことであるが、從來の經驗より見るに、開戦當初に於て先づ、比較的實行し易い公債によつてこれを支辨する傾向が強い。併し、これは、戦争が長期化するにつれ、インフレーションを激發する危險性を多分に有するものである。第一次大戰の例に徴するも、公債政策に重點を置いた獨逸は遂ひに破綻を來たし、財政的混亂の下に敗北し去らねばならなかつたのである。従つて、戦時財政運營の要諦は、可及的に増税政策を強化し、これによつて、出来るだけ財政的基礎を堅實に維持することを忘れてはならぬことだ。この觀點より、事變の長期化に伴ふ我國の増税斷行は肯定されねばならぬ性質のものだが、今次世界大戰に於ける英米獨各國の戦時財政政策が何れも、戦争の當初に於て既にこの點に深甚の注意を拂つてゐることは注目すべき特徴と云ひ得よう。第一次

大戦に於て租税主義を堅持し、その經驗によつて益々その正しさを強く認識するに至つた英國は勿論前大戦に於て苦汁を喫した獨逸も、今次大戦開始と同時に尨大なる増税を斷行してゐる。米國も亦、開戦前の現段階に於て既に三十五億弗に達する大增税案を決定するに至つてゐる。

以上の如く、今次大戦に於ける特徴的な現象として、各國に増税の盛行が見られるが、それは技術的に多くの困難を伴ふばかりでなく、生産力の擴張及び國民生活の安定と云ふ點に於て、その限度及び規準の決定に多くの問題を含むこと云ふ迄もない。我國に於ても戦時増税が漸く強化されんとしてゐる時、歐米に於ける戦時増税の具體的知識を豊富にして置くことの必要は今更喋々を要せぬ事實であらう。以下各節に互つて、英、獨、米の戦時増税政策を概観することゝするが、國際關係の緊迫化から、資料其他の點で、多くの不便を免れず、従つて、調査も決して讀者の希望を全的に充し得るや否やには多くの疑問を有する。併し、出来るだけ廣く且つ新しい資料に基いて、正確を期した積りである。

第一節 租税主義の堅持と英國の戦時増税

一、戦時財政に於ける租税政策

戦時財政の運営に當つて、英國は元來一つの注目すべき特徴を發揮し得る國と考へられて來た。そしてまたその特徴こそは、實に、戦争を遂行せんとする國の爲政者が、その戦時財政を運営するに當つて必ずや守らねばならぬ法則なりと考へられてをる。而して、左様に考へられる特徴乃至法則とは言ふまでもなく、戦時財政の運営に當つては、租税政策に出来るだけ重點を置き、戦費を公債財源に求めるといふイージーな方向を極力避け、一見無慈悲とさへ考へられる程の租税の増徴によつて賄はうとするにある。

無論さうは言つても、戦費の全部を租税で賄ふ等といふことは理論的にも實際的にも全然不可能だと言つてよい。殊に尨大な生産力と發達した技術を背景として戦はれる近代戦に於ては、戦闘の規模は驚く程に大きくなり、當然戦費も巨額に達する。従つてそれらの戦費を賄ふには租税では足らずだ

うしても公債に頼らねばならなくなる。そして殆ど全ての場合に於て、公債によつて賄はれる額は租税によつて賄はれる額より遙かに多額に達するのである。

けれども、それ故にこそ戦時財政の運営に當つては、特に租税政策に重点を置く必要があるのであつて、第一次大戦當時、公債政策に重点を置いた獨逸が、遂に財政的破綻の裡に敗北し去らねばならなかつたといふことは、租税政策を無視した當然の報いとして財政研究者の齊しく認めるところである。無論、英國はさうした獨逸の公債主義と反對の立場を取り租税政策に重点を置いて戦時財政を有効に處理した。そのため財政の破綻を免がれ、且つ戦後の立直しもはかどる結果となつた。英國はその發達した經濟學によつて戦時に於ける租税重視政策を早くより理論的に明確に把握してゐたが、第一次大戦を通じて、その正しさを實際的に經驗し、殊に獨逸の例によつて公債政策に墮する結果の危険性を如實に知るを得たのである。従つてさうした認識と經驗が今次大戦に於て生かされぬ筈はなく英國は今こそより計畫的に、より深い決意と熱意をもつて、上述した如き認識と經驗を積極的に生かさんとし、また生しつゝあるのだ。

然らば戦時財政の運営上に於ける租税政策重點主義は、今次の戦争に於てどの様に具體化されつゝあるか。此點を検討する前に一應第一次大戦當時、それがどの様に具體化されたかを顧りみて置かう。

二、第一次大戦に於ける租税政策重視主義

周知の如く第一次世界大戦の勃發したのは一九一四年の七月である。そして英國の租税政策重點主義も其の後間もなく展開するに至つた。即ち開戦と同時に當時の藏相ロイド・デョージ氏は戦費を賄ふ方針を次の如く明示した。(一)新減債基金の停止により二百七十五萬磅を捻出、(二)所得税及び間接税の増徴により千五百五十萬磅を収め、殘餘の三億二千百三十二萬一千磅は之を公債及び借入金に仰ぐといふのである。

この方針に基いて第一次の増税が斷行されたのは一九一四年十一月二十七日の一九一四年度第二次財政法によつてである。そしてこの増税に於ては、先づ所得税の増徴が行はれた。即ち、その普通税率、附加税率共に直ちに二倍に増加され、普通税率は最高一磅に付き一志三片を二志六片に、附加税率は一磅につき最低五片最高一志四片を、それぞれ一〇片乃至二志八片に引上げ、間接税の方ではビール税(消費税及輸入税を通じて)及び茶輸入税を急激に増徴した。即ちビール税は一九〇〇年以來繼續の消費税率一バレルに付七志九片を二五志に、輸入税を一舉に三倍以上に、また茶輸入税は一封度に付三片を増して八片に引上げるにあつた。

以上の如く其の増税は最初から相當思ひ切つた規模のものであつた。が、しかもその後累年續いて増税は強行された。即ち、第二次引上げは一九一五年十二月二十三日、一九一五年第二次財政法により、また第三次は一九一六年四月十九日の第一次財政法、第四次は一九一六年七月十九日の第二次財政法、更に第五次、第六次は一九一七、一八年と引續いて斷行された。而してその間に所得税は戦前の一志三片（一磅に對する税率）から六志にまで高められたし、間接税も續々と新設された。戦時利得税は早くも一九一五年に創設され、その税率は一九一六年には五割から六割に、更に一九一七年には八割に引上げられ一九一六年に新設された娯樂税も其後引上げられた。

(一) 英獨稅收入比較

然らば以上の如き増税の結果租稅收入はどの様に増加したか

年次	英國		獨逸	
	總額 百萬磅	增加 率	總額 百萬馬克	增加 率
一九一三年	一六三・〇	一〇〇	一六五・九	一〇〇
一九一四年	一八九・三	一六六	一五七	九四
一九一五年	一九〇・〇	一七八	一〇九・三	六六
一九一六年	五二四・一	三二五	一、四三三	八六
一九一七年	六三三・〇	三七六	三、〇九二	一八六
一九一八年	七八四・〇	四八一	五、三七一	三三八

第一表の如く、一九一三年に一億六千三百萬磅であつた稅收入は一九一八年には七億八千四百萬磅に激増してをる。無論その間に於ける借入額の増加率は租稅收入の増加率を越えてをり、キルカルデイ氏の計算によると一九一五年から一八年に至る四年間の政府支出七十億磅の内租稅收入は十八億五千萬磅（二五％）に對し、借入れは五十二億磅（六七％）、通貨増發其他は

四億磅（八％）となつてをるが、租稅收入の増加率が戦争勃發後如何に急激であつたかは、同じ期間に於ける獨逸の増加率と比較すれば極めて明瞭であらう。

第一次大戰に於て英國が租稅政策重點主義に如何に終始したかは大體以上の如くである。而して今次大戰に於ても英國政府は第一次大戰當時に勝るとも決して劣らぬ熱意と努力をもつて租稅政策重視主義に邁進せんとしてをるが、然らばさうした努力は如何様に具體化されつゝあるか。以下順を追つて租稅政策強化の展開過程を辿つて見よう。

三、第二次大戰とサイモン増稅策

(A) 第一次増稅の斷行

今次の第二次歐洲大戰は一九三九年九月二日に勃發したが、英國政府は同月二十七日下院に第二次財政法を提出し、サイモン藏相は「戦費支辨のため異常に膨脹した歳出を増稅のみによつて賄ふことは不可能であり、公債の増發に不可避である。が、現在は新國防公債發行の時期ではなく従つて直接稅、間接稅の兩分野に於て大增稅の斷行は不可避である」として、直ちに第一次増稅を斷行した。いまその内容を見るに次の如くである。

- 一、所得税の増徴——普通所得税の税率を一磅に付き五志六片であつたものを七志六片に引上げる（一九三九年に於て過渡的に七志にとゞめ、一九四〇年から七志六片とす）。また免税點を百二十五磅から百二十磅に引下げ、勤勞所得の控除率も五分一から六分一に引下げた。
 - 二、遺産税の税率引上げ——一萬磅以上五萬磅まで一割、五萬磅以上は二割以上の増徴とす。
 - 三、超過利得税の新設——一九三九年四月以降毎年一ヶ年の利益が戦前の標準利益額を超過する分に對して六〇%の税率で課税する。
 - 四、間接税の増徴——麥酒税一ポイントに付一片、その他酒類は標準強度一ガロンに付十片、煙草税は一封度に付二片、砂糖税は精製糖一封度に付一片、輸入酒税は酒精含有量少なきもの一封度に付き二志、多きもの四志の各増徴が決定されたのである。
- 而して以上の如き増税の結果、一九三九年に於ては一億七百萬磅、平年に於ては二億二千六百萬磅の増収が可能となつた。

(B) 迷想豫算と第二次増税案

だが間もなく第二次増税を斷行せねばならなくなつた。戦費の増加に伴ふ歳出の激増が目立つたからである。即ち、一九三九—四〇年度の歳出実績は十八億千六百萬磅であつたが、一九四〇—四一年

度の歳出は「迷想豫算」と酷評されたサイモン豫算によつても二十六億六千七百萬磅に激増せねばならなかつたからである。

いま一九四〇年四月二十三日、サイモン藏相によつて明かにされた第二次増税案の内容を見るに大略次の如くである。

- 一、所得税の増徴——標準率を従來の一磅に付七志を七志六片に引上げ、免税點を従來の年所得一二五磅から一二〇磅に引下げた。
 - 二、附加税——免税點を従來の二千磅から千五百磅に引下げ、同税適用の所得分野を増加した。併しこの實施は一九四一—四二年度からで、一九四〇—四一年度の所得に對して初めて適用される。
 - 三、消費税の増徴——ビール税は一ポイントにつき一片引上、火酒税は一罇につき一志九片引上、煙草税は一オンスに付三片引上げ、マッチ税は五〇本入一箱に付六片引上。
 - 四、郵税、電話及電報料の引上げ。
 - 五、仕入税（パーチエース・タックス）の新設——これは卸賣商が小賣商へ課税品を賣却する場合に一定商品に對して課税するのであり、納税者は原則として卸賣商である。
- 以上がサイモン藏相の手になつた第二次増税計畫である。この改革に基く増収見積（仕入税は推定

困難により一應除くは約一億磅であつた。

四、ウッド藏相による新增税

(A) 第一次増税強化策

だがサイモン藏相による最初の戦時豫算とも言ふべき一九四〇—四一年度の豫算は、歳出額を餘りに樂觀的に低額に見積つたため迷想像算と評されたが、當然その増税計畫も不十分なものであつた。やがてチェンバレン内閣に代つてチャーチル内閣が成立し、サイモン藏相に代つて労働黨出身のウッド藏相が登場するや、直ちにサイモン豫算の改訂が行はれ、更に強度の増税が斷行されるに至つた。ウッド藏相の増税案は一九四〇年七月二十三日の下院に於て明示されたが、その大要は次の如くであつた。

一、所得税率の引上げ——基準税率を七志六片から八志六片に引上げ、更に比較的低額の租税納付者にも相當の負擔を意味する減價税の引上げ、これによると二人の子供を持ち、年四百磅の勤勞所得を得てゐる既婚者は現在十一磅十七志六片の所得税を納めてゐるが今後は十五磅十六志八片を納めることとなる。

二、附加税——二千磅を超える所得の最初の部分に對する附加税率を一磅につき現行の一志三片から二志に引上げ、更に現行の年收三萬磅を改め、二萬磅を超える所得に對して一磅につき九志六片の最高税率を課す。

三、戦時超過利得税——税率六〇%を一〇〇%に引上げ斷行。

四、遺産税——この税率引上げは注目すべく、サイモン第一次戦時豫算案に於て一萬磅を超える全ての遺産に對し遺産税の一〇%引上げが實施されたが、ウッド藏相は同じく二萬磅を超える遺産に對しては更に一〇%の追加引上斷行、而してその結果遺産税は最高遺産額の六五%まで引上げられることとなつた。

五、間接税——麥酒税は一パイントにつき一片、煙草は一封度につき二志、弱葡萄酒は一ガロンにつき二志、強葡萄酒は一ガロンにつき八志の各増徴。

六、興業税——全面的に引上げられる。

七、仕入税の改訂——サイモン藏相の仕入税は撤去され、贅澤品税に匹敵する購買税が新設された。これは毛皮、純絹製品、寶石、化粧品、陶磁器、家具等の小賣値段に二割四分を、皮類、靴、新聞書籍、定期刊行物に一割二分の課税を行ふものである。

(B) 増税策の再強化

ウツド蔵相による以上の如き増税強化策は、三十四億六千萬磅(英國々民所得六十億の約五割七分)と見積られた未曾有の歳出豫算に對應するものであつた。だがこの豫算も歳出見積が樂觀的であるとの理由から「憶病豫算」と評せられた。事實本年三月末に終つた一九四〇年度の歳出実績は三十八億八千四百萬磅であつたから、ウツド憶病豫算に比し四億磅、サイモン迷想豫算に比し實に十二億磅の膨脹に當るのである。しかも戦費は益々増加の一途にあつたから、ウツド蔵相は本年四月、一九四一年度の豫算を文字通りの英斷をもつて組むことになつた。斯くて生まれた豫算は「安定豫算」「最初の戦時豫算」として好評を受けたが、それによると歳出總額は實に四十二億七百萬磅に達するに至つた。當然増税策は一段と強行されねばならず、二億五千萬磅の増税案が發表された。今その内容を見ると次ぎの如くである。

一、所得税——四月六日以降標準率を一志六片方引上げ、一磅につき一〇志とする。それに各種附加税を加算すれば最高率は一磅につき十九志六片までに累進する。前大戰當時(一九一八年度)の最高一〇志六片に比し、驚くべき増加である。而して右増税の結果、年收十萬磅の高所得者は内九萬四千七百七十四磅までが税金として徴收される。併し今次の増税額中戦後一部拂戻しが約束

されてゐる。また所得税の免税點は十磅引下げの百十磅とし、それにより納税者數は二百萬の増加となる。

二、戦時超過利得税——現行は十割となつてゐるが、戦後二割の拂戻となることを條件として更に七分五厘の引上げを行ふ。即ち超過利得税率は十割七分五厘となる。

三、扶養者控除額の引下げ——ケーンズ教授の所謂強制貯蓄制度を創設する。即ち既婚者の免税點は百七十磅から百四十磅に、未婚者は百磅から八十磅に引下げる。之に基く納税増加額は各納税

(二) 英國の戦後財政 (單位百萬磅)

歳出總額	一九三八年		一九三九年		一九四〇年		一九四一年(増税前)		一九四一年(増税後)	
	実績	比率	実績	比率	実績	比率	豫算	比率	豫算	比率
内、國防費	1,066	100.0	1,811	100.0	3,884	100.0	4,107	100.0	4,107	100.0
直接税	263	24.5	650	35.7	829	21.3	831	20.2	831	20.2
間接税	499	46.7	566	31.1	778	20.0	978	24.8	978	23.8
その他歳入	397	37.2	441	24.4	581	15.0	631	15.3	631	15.3
借入金	31	2.9	33	1.8	50	1.3	27	0.6	27	0.6
備考)	141	13.2	776	42.8	437	11.3	411	10.1	411	10.1

(備考) (一)各年共四月に始まる會計年度。(二)一九四〇年以降の國防費は全部 Vote of Credit。(三)直接税は所得税、附加税、相続税、増進税、國防税、超過利得税、その他内國税の合計。(四)間接税は關稅、消費税、印紙税、自動車税の合計。

者名儀で郵便貯金に繰入れ、戦後にのみ使用し得ることとする。

無論以上の如き増税によつても歳入不足は二十四億磅以上にも達するが、兎に角二億五千萬磅にも達する増税の結果、前表の如く歳入中に占める借入の割合は六一%から五七%五にまで低下せしめることが出来たのである。

五、増税策、限度に達す

以上を顧ると、英國が今次戦争財政を運営するに當つて如何に租税主義を堅持すべく最善の努力を拂つてゐるか判る。既に所得税の基準率は戦前の五志六片から一〇志に引上げられ、また戦時超過利得税の税率の如きも、創設當時の六〇%から二ヶ年足らずの間に一〇〇%七五に引上げられた。其他遺産税の如きも、その最高は遺産額の六十五%を奪ふ程の高率となつてをる。又消費税も數回に互つて全面的に引上げられてゐる。斯くてウッド藏相は去る十月上旬の議會で本年上半期の國庫收支報告演説に於いて、増税政策は既にその限度に達するに至つたと言明するに至つたが、税制の變化を通じて社會の改良、進歩發達を計らうとする英國の本來的な考へ方が、今や戦争を通じて躍動しつゝあるかの如くだ。増税による舉國體制は一應完成の域に近付いたと言へるだらう。それにしても英國が

今後の歳出増加を如何にして處理せんとするか、英國戦時經濟の今後の推移こそ誠に興味深い。

第二節 英國に劣らぬ増税主義の獨逸

一、獨逸財政の特異性

(A) 第一次大戰に於ける財政々策の失敗

今次大戰に臨んだ獨逸財政の強味はその高度の中央集權にある。獨逸はその歴史的事情により地方分權の色彩強く、前大戰勃發當時の獨逸財政の中心は帝國にはなくて、相異なる財政制度をもつた個々の聯邦國にあつた。直接税は各聯邦國に、間接税は帝國にといふ不文律が行はれて、國税は低率の關税と消費税に求めざるを得なかつた。従つて國費は僅かに地方から人口數によつて割出された貢納金で賄ふといふ貧弱な状態であつた。尤も帝國強化の必要から一九一一年、帝國財源として土地増價税が出来、一九一三年には歐洲大戰直前の準戰的意味より直接税としての國防獻金或は財産増價税が新設されてはゐた。

かゝる事情によつて大戦當初の獨逸は戦費公債支辨主義で進まざるを得なかつた。財政の著しい不均衡によつて増税の不可避を悟り、帝國銀行戦時税によつて増税の口火をきつたのは漸く一九一五年末であつた。その後の獨逸は相次ぐ増税に狂奔した。一九一九年には二十種の新税及増税を含む未曾有の極端な増税を行つた。要するに前大戦における獨逸の租税政策は初め公債支辨主義によつて増税を避け、その放漫なる財政政策が大インフレの洪水と共に遂に缺陷を糊塗することが出来なくなつてから急遽財源を掻き漁る醜態を演じたのである。それも租税留保の餘力に乏しい間接税に頼り、負擔の不公平を激化した。かくて獨逸は財政的にも敗北した。

(B) ナチ財政の特質

一九三三年ナチスが政権を得てから所謂民族社會主義的原則に基き税制全般にわたつて劃期的改正が行はれた。そして恐慌と失業の克服を目的として活潑な財政々策が開始された。而して一九三六年からの四箇年計畫、再軍備により早くも獨逸財政は戦時體制的性格を帯びるに至つた。一九三三年以來の租税収入の増加及び國民所得に占める割合は第三表の通りである。

即ち租税収入は一九三三年度の六十八億ライヒスマルクから三八年の百七十七億ライヒスマルクへと二倍半強に増加し、一方國民所得に對する租税収入の割合は三三年度の一四%六から三八年の二二%

(三) 獨逸租税収入の推移

(億ライヒスマルク)

會計年度	租税収入	國民所得	比率 (%)
一九三三年	六八	四六五	一四・六
一九三四年	八二	五三七	一五・五
一九三五年	九七	五八六	一六・六
一九三六年	一二五	六四九	一七・七
一九三七年	一四〇	七一〇	一九・七
一九三八年	一七七	七九七	二二・二

(備考) 國民所得は歴年、獨逸國立統
計局推定、一九三八年の數字は舊
獨逸帝國の國民所得。

%二となつた。更に地方税を含めた三八年度の租税總額は約二百二十億マルクで、これは國民所得の三割弱に當る。その他ナチス諸團體掛金冬期義損金等が徴收され、一方保險掛金、貯預金等の貯蓄は高度の金融統制によつて國家財政に寄與してゐる

従つて國民所得の大半は國家統制の下に置かれ、獨逸は既に戦前に高度の戦時體制を作り出してゐたのである。

二、戦時増税の内容

獨逸は開戦直前の一九三九年八月三十日に既に「最高國防會議」を設けたが同會議は開戦と共に直に「戦時經濟令」を發して戦時經濟政策の大綱を明示した。そして大體、戦費を賄ふに租税五〇%、國債五〇%を理想として、戦時特別税の徴收及び地方公共團體の戦時負擔金が定められた。以下その内容に就いて少しく詳述しよう。

(A) 所得税戦時附加税

先づ所得税に對して戦時附加税が課されることゝなつたが、これは年所得二千四百ライヒスマルク

を超える所得税義務者に課せられた。但し勞賃月額二百三十四ライヒスマルク、週額五十四ライヒスマルク、一日當り九ライヒスマルク、半日當り四・五ライヒスマルクを超えぬ被傭者は除外された。この戦時附加税の額は徴收期間に於ける所得税の五〇%で、所得の一五%を超えることは出来ぬ。所得税率の最高は所得税の四〇%迄、獨身者は五〇%迄であるから、所得税と其戦時附加税の合計は所得の六五%を超えることは出来ない。本税の徴收は發令と同時に實施された。尙苛酷性の排除のために本税の査定に當つて納税義務者に少くとも二千四百ライヒスマルクの所得を、勞賃控除法による被傭者には勞賃月額二百三十四ライヒスマルクの實收を残すやう定められてゐる。

本税の納付義務者は所得税（個人）のみで法人納付義務者を含んでゐない。しかし法人税は一九三六年五〇%引上げられ十萬ライヒスマルク以上の收入に對し三〇%（但し公法上の金融機關その他は一五%）となつてゐたが、一九三八年七月二十五日の法人税増税令によつて同年度は三五%、三九年度及四〇年度は四〇%に引上げることになつてゐた。

尙既に一九三九年度には、同年三月の新財政計畫により一九三八年の水準を超える利益には一五%の超過所得税を課することになつてゐた。これは同年度のみで翌年度からは廢止された。

(B) 煙草及び酒精飲料物に對する消費税戦時附加税

煙草及酒精飲料物に對する消費税戦時附加税の徴收であるが、その第一は煙草及麥酒に對する戦時附加税で、税額は消費者の負擔すべき價格の二〇%である。第二は火酒製品に對する戦時附加税で火酒專賣法に基き、百リットルに付き酒精二百七十五ライヒスマルクであつたのを三百七十五ライヒスマルクへ大幅に引上げた。第三は三鞭酒に對する戦時附加税で、一瓶に付き一ライヒスマルクである。

これらの消費税附加税を實施するに當つては豫め本格的な在庫品調査を行ひ、その調査終了迄は販賣を許さなかつたといふ徹底振りであつた。

(C) 地方公共團體の戦時負擔金

以上の戦時特別税の徴收と並んで地方公共團體の戦時負擔金の強化が見られたが、これは各州、市町、村が各自の收入に應じて負擔するもので、その額は大藏大臣によつて定められる。各州は原則として其所得税、法人税、取引税の割當分の一五%を國に貢納せねばならない。しかしてこの負擔金の捻出は税率の引上げによることを許さず、主としてその節約によつて捻出することが要望されてゐる。

三、増税の限界

今次大戦勃發後に於いて獨逸のとつた増税の内容は前述の如くであるが、ではこれらの増税によつ

(四) 獨逸稅收入の増加

(單位 億ライヒスマルク)

稅目	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
所有稅及交通稅	二二一	一六三	一七七
關稅及消費稅	四七	五三	五四
所得稅への戰時附加稅	—	—	二五
麥酒、煙草、三鞭酒への戰時附加稅	—	八	一六
合計	二七八	二三五	二七三

(備考) 年度は會計年度。

に達し、これは同年度稅收入總額の一五%に當り、また同年度稅收入の對一九三八年度増加額九十五億ライヒスマルクのうちの四三%を占めてゐる。地方公共團體戰時負擔金は本年度に於ては十四億ライヒスマルクと豫想されてゐる。

なほベルリン通信(八月八日)によると本年六月末に終る第一期の國稅收入は各稅とも更に増加を示し、所得稅又は交通稅は昨年同期に比し二割増の五十四億三千六百萬マルク、關稅及消費稅は同じく一割増の十七億三千九百萬マルクでこれだけでも昨年同期に比し十一億の増收となり、今年度全體の國稅收入は昨年比し四十億マルク増の三百十億が見積られることとなる。

て、幾何の増收を見たであらうか。

第四表表示の如く、實施第一年度たる一九三九年度に於ては所得稅戰時附加稅は十一億ライヒスマルク、麥酒、煙草、三鞭酒への同稅は八億ライヒスマルク計十九億ライヒスマルクであつたが、全年度に互つて徵收された一九四〇年度に於ては所得稅戰時附加稅は二十五億ライヒスマルク、麥酒、煙草等への戰時附加稅は十六億ライヒスマルク、計四十一億ライヒスマルクに達し、これは同年度稅收入總額の二五%に當り、また同年度稅收入の對一九三九年度増加額九十五億ライヒスマルクのうちの四三%を占めてゐる。地方公共團體戰時負擔金は本年度に於ては十四億ライヒスマルクと豫想されてゐる。

かくて、大藏次官ラインハルトは一般の増稅懸念に對し「稅收入は引續き満足すべき状態で稅制には何等變更の要を要めぬ」と云つてゐたが八月二十三日のベルリン電報は更に稅制の改正を傳へた。それによれば從來戰時附加稅を課せられなかつた株式會社に對して法人稅の二五%の戰時附加稅を徵收することになつた。一方既に五〇%の戰時附加稅を課せられてゐた個人營業者及個人組織會社社員の營業收益最高一〇%までに對し所得稅及同附加稅を免除する。當局の説明によればこの稅制改正は特に個人營業者と株式會社に對する租稅負擔の不均衡を是正するためであるとされてゐる。しかしこれによつて十萬ライヒスマルク以上の法人所得はその五〇%を法人稅として徵收されることになる。これは本年九月より實施されるが、別に「超過利潤引渡令」その他により、法人の戰時利潤は嚴重に統制されてゐるから、法人へのこれ以上の増稅は望めないのではなからうか。

尙ほ政府はほかに行政手段によつて五十億ライヒスマルクからの國庫増收を企圖して居り、稅收入の増加、地方公共團體負擔金の増徴と相俟つて三百七十億内外を獲得し、現會計年度の總戰費の約半額を賄ひ得る状態にある。にも拘らず今會計年度に於てもそれとほぼ同額の公債(四百二十億と推定する向きもある)を發行せねばならず、公債發行額は一千三百億を或は超過するかも知れない。従つて更に増稅の途を選ぶことも考へられるが、併し既に上述した如き個人所得稅、法人稅及消費稅に對す

る全面的な増税の結果、増税の餘地はも早乏しいと言はれるであらう。これ以上の増税が行はれるとすれば、それは當然從來貯蓄其の他に向けられてゐた所得を租税に置き代へることを意味する。従つてこれは、貯蓄が公債消化に寄與してゐたことも考へるならば、「公債より租税へ」の主義を更に極端にまで押し進めることに外ならぬ。

第三節 參戰を指す米國の大増税

一、龐大な國防費

去る九月二十四日、米國の國防生産管理局は、目下議會に提出中の武器貸與追加豫算五十九億八千五百萬弗が通過すれば、米國國防計畫費總額は五百三十六億弗に達する旨を發表した。これは、前大戰に於ける米國の戰費三百二十億弗の七割近い増加である。勿論右の國防計畫費は繼續費であつて、一時に支出されるものではなく、國防計畫進捗速度に應じて支出されて行くものである。例へば飛行機の如きは一九四三年以後にならなければ計畫通りの生産水準に達しないものであり、船舶の如きも

(五) 米國歳入歳出豫算 (單位 百萬弗) 同様の事情にあるが、國防計畫費はその期間を通じて支出されるものである。

會計年度	一九四一	一九四〇	一九三九
歳出總額	一四三	一四二	一四〇
内、國防費	一五、五〇〇	一五、五〇〇	一、五五八
歳入總額	二二、五〇〇	七、六〇〇	五、九三四
赤字	九、七六九	五、一〇〇	三、六一一
國債現在高	五七、五〇〇	四八、五〇〇	四三、九六七

本年七月二日發表された六月末の米國國庫現計によれば、同日をもつて終る一九四〇年から一九四一年に至る一ヶ年の國防費支出は六十億五千萬弗となつてゐる。これは、歳出總額百二十七億弗の五割を占めた。これに對して、歳入總額は七十六億

弗で、近年の記録的數字であつたが、それでも赤字五十一億弗を生じ、その結果國債現在高は、前年の四百二十九億弗から、四百八十五億弗へと飛躍した。(第五表参照)

しからは、一九四一—四二年度豫算はどうかといふと、國防費は百五十五億弗で前年度の六十億五千萬弗に比して、二倍半以上の増加である。これが歳出豫算二百二十二億六千九百萬弗中に占むる割合は、前年の五割に對して七割となつてゐる。米國財政中に、國防費の占むる割合が如何に増加しつつあるかは、こゝにも窺はれる。

二、劃期的大増税案とその大衆課税的特徴

(六) 増税の内容 (単位千弗)

個人所得税及同附加税の増加	1,517,100
相續税・贈與税の増加	353,000
會社税の増加	933,500
煙草税の増加	200,800
酒税の増加	192,200
其他	
ガソリン、1ガロンに1仙の増税	255,000
清涼飲料、1本につき1仙課税	132,000
自動車及部分品、税額を倍にする	78,300
小切手税、1通につき2仙課税	56,000
入場料、免税點を20仙より9仙に引下ぐ	55,000
寶石、賣上高の10%課税	8,400
タイヤ、チューブ、夫々2仙半、4仙半の税額を5仙及9仙に引き上げ	52,500
電話、電報、免税點を引き下げ税率を高める	40,400
電話料、5%課税	28,600
乗車賃、支拂額の5%課税	37,600
キャンデー、チューインガム、5%課税	3,600
毛皮、賣上高の10%課税	9,000
寫真器、10%課税	15,000
化粧品、課税方法を變更	5,000
時計類、10%課税	10,000
クラブ費、入會費、免税點を引下ぐ	2,800
電氣冷蔵庫、5%半の税率を10%に引上ぐ	9,800
マッチ、千本につき2仙課税	7,100
キャバレー、課税方法を變更	1,000
ラヂオ、5%半の税率を10%に引上ぐ	6,000
樂器、10%課税	3,600
球戯、撞球、1臺につき15弗課税	3,400
トランク、スーツケース等、10%課税	5,600
トランプ、11%の税率を15%に引上ぐ	1,700
金庫、11%の税率を20%に引上ぐ	1,700
計	4,039,200
重複關係の除去	439,200
總計	3,600,000

(備考) 個人所得の推定は1941 曆年度の一般狀況に基く。他の推定は1942 會計年度に於ける産業状態に基く。

前述の如く、老大な國防費のために膨脹した二百二十二億弗といふ大歳出に對して、歳入は幾何に達するかといふと、現税法を基礎にして算定すれば、一九四一—四二年度は九十四億弗となる。これは前年度の記録的歳入七十六億弗に比して、更に十八億の増加であるが、それにしても右の如き大歳出に對しては、百二十八億の赤字を生ずる勘定である。この赤字對策として、モーゲンソー財務長官は、四月二十四日下院豫算委員會に於て、總額三十五億弗に上る劃期的増税案を發表した。この増税案の内容は(一)個人所得税及同附加税の引上げにより十五億千七百萬弗、(二)相續税、贈與税の引上げにより三億五千三百萬弗、(三)會社税の引上げにより九億三千三百萬弗、(四)煙草税の引上げにより二億弗、(五)酒税の引上げにより一億九千二百萬弗、(六)其他國防消費税の新設または増額により八億四千二百萬弗の増收を圖らうとするものである。(第六表参照)

其後同法案は下院に上提され、白熱的の論議が行はれたが、論争の中心は、個人所得税附加税の課税範圍にあつた。この問題を繞つて賛否兩論が對立したが、結局相互の歩み寄りによつて落着し、三十二億弗の増税案が八月四日下院を通過し上院に廻附された。ところが、上院の態度は、下院の増税案を手緩しとして、また／＼大論戰が行はれ、結局九月十七日上院は豫定の増税額を超過した三十五億五千三百萬弗の増税案を下院に廻附した。

(A) 所得税と会社税の増徴

新增税案特徴として先づ第一に注目されるのは、課税対象を廣く大衆に置いた點である。例へば所得税に就いて見るに従来の税法では、夫婦者年收二千弗、獨身者八百弗が免税點であつたが、新增税案ではこれを夫婦者千五百弗獨身者七百五十弗に引下げた。いま年收千弗の獨身者を例にとると、今迄の税法では先づ年收の一〇%、即ち百弗が控除される。この残りの九百弗からさらに八百弗の免税額を控除すると、残りは百弗になる。この百弗に對して四%四が課税される。即ち年收千弗の獨身者の所得税は四弗四十仙となる。ところが今度の増税案では、免税點が七百五十弗であるから、前と同じ計算で、課税対象額は百五十弗となり税率を前と同じ四%四としても、六弗六十仙が所得税額となるわけである。

さらに、所得税附加税率は、從來年收四千弗の者に對する四%の附加税から始つてゐたものを、今回の増税案では、免税點超過收入の最初の一弗から六分の附加税を課せられることに修正された。

これ等の改正の結果、今迄所得税を徴收されなかつた者も納税の義務を負ふことになり、また既に所得税を納入してゐる者の税額は、今迄の二倍乃至八倍になる筈である。

次に、会社に對する増税は如何にして行はれるかといふと、普通利得税は今迄通り会社利得の二四

%であるが、新增税案では、今迄なかつた会社利得税附加税を新に設けた。即ち、年収益が二萬五千弗迄の会社には五%、二萬五千弗以上の収益ある会社には、六%の附加税が課せられることになつた。

また、超過利得税も改正されて今迄の税率より夫々一〇%方引上げられたことは注目すべきである

(B) 国防消費税の新設

さらに、新增税案に於て注目すべきは、實に徹底した国防消費税が課せられたことである。この新增税案の最後案は未だ詳にし得ないが、大體第六表の如き財務當局の原案があまり大きな修正を受けずに通過したものと思はれるから、これに基いて国防消費税の内容を瞥見してみよう。

こゝで先づ第一に氣づくことは、食料、衣類を除く外は、殆んどすべての消費財が課税されてゐることである。ガソリンの如きは米國の如く自動車の發達した所では、正に重要生活必需品であるが、これに對しても一ガロン當り一仙の増税が行はれてゐる。米國のやうにガソリンを豊富に有する國でも、戦時體制下に於てはその不足を感ずると見えて、最近ではガソリンの消費節約が喧しく叫ばれ、夜間の販賣が禁止された模様であるが、右の一仙増税も、税収の増加と共に消費規正をも狙つてゐるものであらう。また、バス、汽車等の乗車賃に對しても、その支拂額の五%課税されるが、これも税収の増加と共に、緊迫した交通問題の緩和を狙つてゐるものであることは明かである。国防計畫の實

施以來、米國內の交通は極度に窮屈となり、船腹不足の問題と相俟つて、國防計畫遂行上の重大な障礙となりつゝある現状から見ても、當然考へられることである。其他、清涼飲料、寶石類、電話料、キャンデー、チュウインガム、毛皮、寫眞機、時計類、マツチ、樂器、撞球臺、球戲臺、トランク、ストケース等の準生活必需品は新に課税され、今迄課税されてゐた自動車及部分品、入場料、タイヤ、チューブ、電話、化粧品、クラブ費、電氣冷蔵庫、料理屋等は大幅の税率引上を受けた。かゝる大規模な大衆課税に對して、米國の輿論はどうかといふと大體これを支持してゐるやうである。モーゲンソー財務長官は、今回の増税は、國防計畫による國民所得増加の四%に過ぎないと云つてゐる。しかし、今後の國際情勢の如何によつては、來年度はさらに大規模の増税を行ふことが必要となるであらうが、これに對して現在以上の増税を行ふことは、ルーズヴェルト政權の基礎を危くするものであるとの意見も、諸方に起りつゝあるのは事實である。

三、第一次大戰時の増税と今回の増税

前大戰以前の米國の租税は、殆んど間接税のみより成り、直接税としては所得税を有するだけであつた。しかもこの所得税も、なかなか曰く付きのもので、税制中の地位は低からざるを得なかつた。

(七) 一九一七年一月の増税

税種	増税額 (單位千弗)
戰時所得税	八五、〇〇〇
戰時利得税	一、〇〇〇、〇〇〇
飲料料税	三〇六、〇〇〇
煙草税	六三、四〇〇
便益税	九五、〇五〇
消費費税	五八、六五〇
娛樂樂税	五〇、〇〇〇
戰時印紙税	二九、〇〇〇
相續紙税	五、〇〇〇
郵便税	七六、〇〇〇
ヴァージン群島税	二〇
計	二、四三、六三〇

即ち、當時米國に於ける直接税に對する課税權は、憲法により面倒な制限を受けてゐたのである。

その後直接税を國稅化するの必要が次第に認められ、これが憲法改正の斷行されたのは、ウイルソン大統領下の一九一三年即ち漸く大戰直前のことであつた。

さて米國は、一九一七年四月に至つて遂に參戰したが、參戰後も別に特別會計を作らず、普通歳出入中に戰時經費を計上した。參戰するや、政府支出は直ちに戰時の七乃至十倍に急増した。この政府支出の増加は初め主として公債によつて賄はれた

ことと言ふ迄もないが、やがてその一部を増税によつて賄ふ必要を痛感し、第一回の増税が實施せられたのは、戰後半年を経た十月のことであつた。而してこの第一回の増税の内容は第七表の如くでその收入見込は二十四億三千五百六十二萬弗であつた。この増税に於て顯著な點は、間接税に比し直接税の重要性が著しく高まつてゐることである。その後數回の増税を行つたが、この増税の過程に大體現在米國税制の基礎が確立されて行つた。今回の増税案も、その内容に於ける傾向は、前大戰に於け

る増税と大差はない。

しかし、前大戦に於ける増税と、今回の増税を比較して第一に目につく差異は、その増税の時期にある。前大戦では、参戦後半年を経て初めて増税に着手したのに對して、今回は、米國がまだ正式に参戦せざるに先立つて、前大戦に於ける第一次の増税規模を遙に越えた増税を行つたのである。

このことは、今次大戦に對して米國が如何に事前の準備に本腰を入れ、戦争必至の決意を固めてゐるかを、雄辯に物語るものであらう。

重要統計表目次

景氣指標

(一)	日本銀行券發行及貸出高	三二七
(二)	手形交換高及不渡手形高	三二七
(三)	六大都市倉庫指數	三二七
(四)	全國營業倉庫在荷及入出庫	三二七
(五)	東京卸賣物價指數	三二八
(六)	弗換算物價	三二八
(七)	東京株價指數	三二八
(八)	本邦生産指數	三二九

世界經濟

生産・物價・株價

(九)	主要國生産指數	三三〇
(一〇)	米國産業諸指數	三三〇
(一一)	主要國株價指數	三三〇
(一二)	英米株式相場	三三〇
(一三)	各國卸賣物價指數	三三二
(一四)	英國卸賣物價指數	三三二
(一五)	米國卸賣物價指數	三三二

金融・金・銀

(一六)	各國中央銀行割引歩合	三三三
(一七)	英米市場金利	三三三
(一八)	英蘭銀行主要勘定	三三三
(一九)	米國聯邦準備銀行主要勘定	三三三
(二〇)	各國金準備額	三三三
(二一)	各國金産額調	三三四
(二二)	主要國金塊相場	三三四
(二三)	米國金移動調	三三四

爲替・貿易

(二四)	各國貿易月表	三三五
(二五)	紐育市場爲替相場	三三六

滿洲國

(二六)	滿洲中央銀行紙幣發行高	三三六
(二七)	全滿金融機關預金貸出	三三六
(二八)	滿洲國對外爲替相場	三三六
(二九)	新京卸賣物價・生計費指數	三三七
(三〇)	滿洲國貿易表	三三七

金融・財政

(三一)	國庫歲入歲出現計	三二八
(三二)	日本銀行營業週報	三二九
(三三)	預金部資金及運用表	三二九
(三四)	全國銀行預金貸出現在高	三三〇
(三五)	全國銀行有價證券、預金及現金在在	三三一
(三六)	東京及大阪市中金利表	三三一
(三七)	全國信託會社信託勘定表	三三二
(三八)	郵便貯金現在表	三三三
(三九)	簡易保險及郵便年金表	三三三
(四〇)	內國諸保險月末現在契約高表	三三三
(四一)	公社債發行並現在高	三三三
(四二)	東株主要株式及公債各月平均相場	三三三
(四三)	外貨邦債平均相場	三三三
(四四)	銀行會社計畫資本	三三三
(四五)	公社債及株式拂込金調	三三三
	爲替・貿易	
(四六)	東京市場爲替相場	三三三
(四七)	帝國外國貿易月報	三三三
(四八)	本邦對支及對滿貿易月別概算表	三三三
(四九)	輸出入貨物分類別價額及比例表	三三三
(五〇)	本邦輸出入重要品別表	三三三

事業及商品

(五一)	重要生産額表	三三七
(五二)	絹紡絲、綉絲、混紡絲、富士絹生産	三三八
(五三)	橫濱及神戸生絲集散	三三八
(五四)	紐育生絲集散調	三三八
(五五)	綿絲等生産高	三三八
(五六)	織布生産高	三三九
(五七)	重要商品相場	三三九
	勞働者狀態	
(五八)	全國生計費指數	三四一
(五九)	東京小賣物價指數	三四一
(六〇)	勞働人員及賃銀統計	三四一
(六一)	勞働統計指數	三四一
(六二)	勞働爭議統計	三四一
(六三)	全國賃銀指數	三四一
(六四)	各國失業統計	三四一
(六五)	農民狀態	
(六六)	小作爭議統計	三四一

(1) 日本銀行券發行及貸出高 (我社調)(單位百萬圓)

年月	銀行券發行現在高				月末	預金	現在高	貸出	年月	(2) 手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所調)			
	最	多	最	少						全	手形交換高	不渡手形	全
16. 4	4,085	3,648	3,803	4,085	454	533	16. 5	4,453	12,684,753	170	272,292		
5	4,018	3,558	3,728	3,963	568	534	6	4,225	12,006,588	117	180,497		
6	4,247	3,629	3,796	4,247	389	573	7	4,522	12,537,907	204	421,933		
7	4,333	3,841	3,985	4,333	480	563	8	3,643	10,449,189	183	356,145		
8	4,566	4,090	4,210	4,566	382	561	9	3,736	10,722,413	204	413,659		
9	4,619	4,152	4,334	4,619	388	602	15. 9	3,739	9,914,154	214	641,591		
10	4,743	4,326	4,440	4,743	456	733	14. 9	4,189	10,108,187	165	128,236		
15. 10	3,753	3,437	3,530	3,753	204	820	1-9	36,150	101,684,092	1,485	2,826,271		
14. 10	2,806	2,452	2,550	2,806	173	589	15	38,110	97,012,633	1,464	3,096,165		

(3) 六大都市倉庫指數 (我社調 昭和3年=100)

年月	在 庫 指數				年月	全 國 在 荷				六大都市出入個數				六大都市出入金額			
	原指數	季節變動	原指數	季節變動		個數	金額	入庫	出庫	在 荷	入 庫	出 庫	在 荷	入 庫	出 庫	在 荷	
15. 5	115.9	105.4	213.7	190.8	15. 5	36,918	1,187,187	9,399	9,710	23,990	422,993	396,095	945,988				
6	116.2	107.6	218.7	198.8	6	36,527	1,225,731	8,565	8,507	24,048	370,705	348,629	968,065				
7	113.5	109.1	233.2	213.9	7	36,202	1,301,192	8,331	8,881	23,498	454,863	390,752	1,032,176				
8	122.5	121.3	257.9	248.0	8	38,002	1,415,519	10,796	8,946	25,348	549,080	439,902	1,141,254				
9	125.9	131.1	269.6	276.9	9	40,773	1,503,144	9,524	8,823	26,050	448,356	396,307	1,193,403				
10	127.4	141.6	279.5	314.0	10	42,071	1,539,880	9,447	9,135	26,362	470,920	427,292	1,237,035				
11	134.3	154.4	286.6	339.5	11	43,783	1,559,960	10,115	8,680	27,796	438,048	406,801	1,268,282				
14. 11	79.9	91.8	144.4	169.9	14. 11	27,944	842,222	7,631	7,984	16,534	358,304	350,375	639,305				
13. 11	79.8	91.7	123.4	145.2	13. 11	28,719	699,787	6,736	7,774	16,517	230,976	245,667	545,906				

(4) 全國營業倉庫在荷及出入庫 (日本倉庫協會調)

(5) 東京卸賣物價指數 (東京經濟調) (昭和6年平均=100)

月未	東京卸賣物價指數 (東京經濟調) (昭和6年平均=100)											(6) 口弗換算物價 (大正2年1月=100)		
	穀物	其他食料品	織物	雜物原料	金屬	石油	工業藥品	肥料	建築材料	雜品	總平均	日本	英國	米國
14年中	238.7	144.8	219.6	163.5	271.1	188.2	169.1	209.5	212.5	194.0	200.1	126.2	99.6	101.3
15年中	268.0	167.9	233.9	181.3	277.1	199.8	196.5	238.4	255.2	201.1	219.2	125.4	111.9	103.8
16.4	270.6	173.9	262.2	197.4	279.6	210.9	199.1	240.4	258.9	205.1	227.8	130.2	127.5	110.2
5	270.6	173.9	267.1	200.6	280.6	210.9	199.5	240.4	260.3	205.8	228.9	130.9	128.4	113.1
6	270.6	173.9	291.6	206.5	280.6	210.9	199.5	240.4	260.3	205.8	232.5	132.9	128.0	116.5
7	270.6	174.4	301.7	206.9	280.4	210.9	199.5	240.4	260.3	205.8	233.7	133.6	129.0	117.9
8	270.1	174.4	302.4	206.3	280.2	210.9	199.5	240.4	260.3	205.8	233.6	133.6	130.1	120.3
9	270.1	174.5	302.8	203.4	283.3	210.9	203.8	239.6	260.3	205.8	234.2	133.9	130.8	121.1
10	270.1	177.4	304.6	203.5	283.3	210.9	205.7	240.4	260.5	205.8	235.1	134.4	131.1	121.1
15.10	266.2	174.1	227.6	178.7	277.8	203.6	199.1	240.4	254.5	204.4	220.0	125.8	120.9	104.4
14.10	255.9	153.7	229.6	171.4	269.3	188.2	172.4	224.8	222.2	196.1	207.7	118.4	101.1	104.6

(7) 東京株價指數 (東京經濟調) (昭和12年6月=100)

年月末	總指數	鐵鋼	海運造船	機械化學工業	肥料	窯業	鑛業	紡績	人絹	其他纖維	電力	電軌	製紙	糖業	雜業	取引所	銀行	保險								
16.4	118.4	98.7	104	103	115	90	46	81	126	79	123	74	78	72	78	72	63	90	92	95	101	71	99	75		
5	116.6	97.2	98	103	117	88	42	79	123	69	76	71	76	69	76	72	69	63	90	92	95	101	71	99	75	
6	115.9	96.6	98	106	113	87	35	77	122	78	71	71	78	71	71	71	71	71	105	114	114	85	78	69	74	
7	108.0	90.0	92	95	108	82	35	70	109	65	71	59	71	59	99	99	100	108	105	114	114	75	64	80	91	63
8	110.6	92.2	97	99	107	83	35	73	111	66	74	66	70	59	98	98	102	113	102	113	114	74	68	83	92	61
9	114.1	95.1	99	102	113	88	39	75	117	68	74	68	74	64	103	104	114	114	104	114	113	79	71	85	94	68
10	111.8	93.2	95	101	112	86	36	71	114	67	72	61	72	61	100	101	113	101	101	113	78	71	81	85	93	65
15.10	108.2	90.2	91	86	115	86	54	76	125	70	72	70	72	72	90	92	63	100	100	107	107	77	73	68	91	67
14.10	130.7	108.9	108	118	126	100	86	95	143	95	92	90	92	90	127	116	116	127	116	123	92	96	91	124	90	101

(備考) 東京卸賣物價指數及株價指數中 *印は新指數を昭和5年以前の舊指數に接続せしめる爲め、昭和6年に於ける新舊指數の比を新指數に乘じたるもの。ロ印は非換算物價は基礎を等しくして、物價指數×(對米爲替相場)對米爲替率として算出す。

(8) 我 社 調 生 産 指 數 (昭和6—8年平均=100、季節變動調節)

昭和	我 社 調 生 産 指 數 (昭和6—8年平均=100、季節變動調節)											商 工 省 調 生 産 指 數 (昭和6—8年平均=100)			
	總平均	消費財	纖維工業	製紙業	食料工業	生産財	化學工業	窯業	鐵鋼	電氣	鑛業	昭和	總平均	製造工業	鑛業
7年平均	96.9	97.6	98.6	96.3	93.9	96.2	98.7	92.0	95.3	99.5	96.3	97.2	97.3	96.3	
8	111.9	107.3	107.8	106.0	105.2	116.6	117.5	118.0	122.8	113.0	106.8	112.5	113.3	106.7	
9	126.2	116.1	119.4	116.9	101.4	136.4	131.0	120.0	157.8	122.0	115.4	127.4	129.1	115.4	
10	139.3	125.0	128.4	126.4	109.7	153.1	161.8	130.6	184.1	129.2	123.8	141.0	143.3	124.1	
11	148.8	125.3	127.5	134.1	112.0	171.5	192.5	132.3	209.5	140.4	137.8	150.2	151.9	138.0	
12	167.3	136.5	139.6	156.4	113.6	197.9	220.5	149.2	251.9	153.0	150.0	169.8	172.4	150.6	
13	173.0	125.1	124.6	142.9	117.3	220.4	227.5	130.3	295.0	167.5	159.5	172.0	173.6	160.1	
14	180.6	121.4	117.9	148.2	121.7	239.3	220.0	117.2	293.4	144.4	164.5	180.6	182.8	164.5	
14年6月	179.9	119.3	116.9	145.1	118.0	240.0	240.6	118.5	331.9	180.8	164.2	179.8	182.0	164.7	
7	187.9	132.3	131.9	155.1	123.6	243.0	217.0	116.5	343.5	177.9	166.2	181.8	184.8	160.2	
8	189.5	124.3	122.7	152.2	118.7	254.2	244.6	111.7	365.7	180.4	165.9	182.9	187.7	148.0	
9	185.8	124.7	118.9	152.9	137.7	246.3	221.7	116.3	348.7	181.6	166.4	171.1	173.2	155.6	
10	176.5	121.2	116.8	151.3	126.8	231.4	203.3	90.1	286.1	144.1	162.1	178.0	179.6	167.0	
11	172.1	113.1	104.6	147.2	135.2	230.6	212.1	98.5	282.2	139.0	164.9	180.6	181.9	171.0	
12	174.3	116.6	113.6	146.6	116.2	231.5	200.8	112.4	280.5	133.8	173.5	188.6	189.5	182.5	
15年1	169.4	106.6	102.2	144.0	109.4	231.6	191.6	103.0	284.6	138.4	167.6	161.4	161.4	161.2	
2	163.9	106.1	102.6	137.5	107.5	221.2	206.3	133.5	259.3	158.5	169.2	158.5	157.9	163.1	
3	173.8	120.7	121.5	154.9	101.8	226.4	222.5	105.6	274.6	145.4	159.6	184.7	185.7	177.5	
4	171.9	107.6	110.3	147.4	77.8	235.7	204.8	105.2	286.2	162.3	171.4	179.7	180.7	172.7	
5	176.3	111.5	117.3	140.4	72.8	240.6	206.2	105.0	295.0	162.4	170.2	184.7	185.9	176.3	
6	173.4	101.9	102.8	137.9	81.8	244.3	218.6	106.7	301.2	167.1	165.5	176.4	177.7	166.7	
7	181.3	108.9	110.8	151.6	81.4	253.0	206.1	110.6	314.8	160.7	172.5	176.4	177.9	165.9	
8	178.5	102.7	105.7	141.2	72.4	253.5	226.3	113.6	312.9	169.2	171.2	174.3	177.4	152.0	
9	191.9	110.7	109.8	144.8	99.6	272.3	239.2	112.2	341.5	172.5	176.2	178.2	180.1	164.2	

(備考) *印14年10月以降鐵鋼機械業は電氣を含む。電氣瓦斯業は瓦斯業のみ。

(16) 各國中央銀行割引歩合

國名	最近の改定		前回の改定		年月	倫敦商手		紐育銀行		紐育コ	
	現行率	改定年月日	改定年月日	改定歩合		最高	最低	最高	最低	最高	最低
日本銀行	3.29	1937.7.15	1936.4.7	4.02	3	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1
英銀行	1.00	1937.8.27	1933.10.19	2.00	4	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1
佛蘭西銀行	2.00	1939.10.26	1939.9.28	4.00	5	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1
希臘銀行	1.75	1941.3.16	1939.1.4	2.50	6	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1
捷克斯拉夫銀行	3.25	1940.4.9	1932.9.22	5.00	7	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1
羅馬尼亞銀行	2.00	1940.1.25	1939.7.6	3.00	8	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1
南斯拉夫銀行	2.50	1941.6.26	1939.8.29	2.00	9	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1
土耳其銀行	4.50	1941.5.18	1935.9.9	4.50	10	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1
瑞典銀行	1.50	1936.5.18	1936.9.8	2.50							
立陶宛銀行	3.00	1941.5.29	1940.3.17	3.00	1940.10	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1
丹麥銀行	4.00	1940.10.16	1940.3.22	5.50	1939.10	1 1/16	1 1/16	0	0	1	1

(17) 英米市場金利 (單位百萬磅)

年月日	紙幣發行高		保證準備	金準備	株勘	預		金		貸		出		紙幣及金銀貨
	流通高	營業部有				政府	銀行	政府	其他	政府	其他	政府	其他	
1941.1.29	599.2	31.0	630.0	0.2	18.0	32.3	107.9	53.0	149.9	3.8	25.5	179.2	32.0	
2.26	603.2	27.0	630.0	0.2	18.1	14.7	121.7	53.0	156.4	3.7	19.0	179.1	28.2	
3.26	611.5	18.8	630.0	0.2	18.2	22.0	118.6	52.3	126.5	45.3	19.3	191.1	19.9	
4.30	623.3	56.9	680.0	0.2	17.7	13.6	131.8	57.2	109.3	28.3	24.4	162.0	58.3	
5.28	629.5	50.7	680.0	0.2	18.8	32.3	110.9	52.1	125.2	11.4	24.2	160.8	52.3	
6.25	658.4	21.8	680.0	0.2	17.9	11.3	132.1	50.5	158.8	6.5	23.0	188.3	23.5	
7.30	609.5	20.7	630.0	0.2	18.0	22.7	106.3	52.3	152.9	3.3	21.5	177.7	21.6	
1940.7.31	508.1	14.6	300.6	0.2	15.1	22.4	36.2	18.2	99.7	5.7	24.3	129.7	39.2	

(18) 英國銀行主要勘定 (單位百萬磅)

年月日	準備		割引手形	產業貸出	米國政府證券	其他資産勘定	聯邦準備券流通高	預		金		其他負債勘定
	金證券	其他						政府	其他	各國銀行預金	其他預金	
1941.3.26	20,102	352	1	8	2,184	880	6,079	13,633	906	1,168	620	1,121
4.30	20,193	340	2	8	2,184	959	6,282	13,524	865	1,251	579	1,184
5.28	20,317	309	4	8	2,184	946	6,460	13,749	462	1,240	686	1,171
6.25	20,314	295	2	9	2,184	1,002	6,633	12,985	1,081	1,240	651	1,215
7.30	20,303	310	5	10	2,184	996	6,829	13,097	921	1,144	604	1,211
8.27	20,300	290	10	10	2,184	1,080	7,007	12,998	772	1,153	690	1,254
1940.8.28	18,561	360	4	9	2,442	861	5,334	13,561	813	888	609	614
1939.8.30	14,312	349	6	12	2,442	706	4,601	10,951	709	350	258	934

(19) 米國聯邦準備銀行週報主要勘定 (單位百萬弗)

年月	總計 (52國)	米國		英國		佛國		白耳義		和蘭		瑞西		アルゼンチン		印度		加奈陀		伊太利		日本		南阿弗利加		西班牙		瑞典		
		米國	其他	英國	佛國	白耳義	和蘭	瑞西	アルゼンチン	印度	加奈陀	獨逸	伊太利	日本	南阿弗利加	西班牙	瑞典													
1940.10	28,676	21,506	7,170	1	2,000	734	629	500	369	274	5	29	137	164	328	525	150													
11	25,268	21,801	3,467	1	2,000	734	627	501	353	274	8	29	137	161	351	525	157													
12	24,899	21,995	2,904	1	2,000	734	617	502	353	274	7	29	137	164	367	525	160													
1941.1	22,116	22,116	0	1	2,000	734	616	520	353	274	7	29	137	164	376	525	165													
2	22,232	22,232	0	1	2,000	734	614	524	353	274	8	29	137	164	388	525	171													
3	22,367	22,367	0	1	2,000	734	614	527	353	274	6	29	137	164	401	525	172													
4	22,506	22,506	0	1	2,000	734	614	528	353	274	7	29	137	164	413	525	174													
5	22,575	22,575	0	1	2,000	734	572	530	353	274	8	29	137	164	418	525	180													
6	22,882	22,882	0	1	2,000	734	573	528	353	274	6	29	137	164	427	525	192													
1940.6	27,038	19,963	7,075	1	2,000	609	650	493	403	274	8	29	137	164	302	525	199													
1939.6	25,290	16,110	9,180	1	2,574	540	800	598	428	274	213	29	193	164	219	525	340													

(備考)

* 印概數。

(21) 各國金産額 (單位千弗)

年月	推定世界生産額	阿弗羅				南米				北米				其他		
		南	阿	ロー	デ	西	ア	メ	キ	コ	ロ	ソ	ベ	チ	リ	英領
1939.	1,212,796	448,753	28,009	28,564	8,759	196,391	178,303	32,300	19,951	11,376	56,182	11,078				
1940.	1,273,755	491,628	29,155	32,163	8,862	206,994	185,602	30,878	22,117	11,999	55,878	10,157				
1941.	106,015	42,335	2,326	2,618	..	16,646	15,199	2,945	2,137	784	4,544	840				
	100,450	39,608	2,237	2,566	..	15,408	14,446	2,670	1,844	695	3,812	805				
	106,365	42,075	2,318	2,696	..	16,023	15,629	2,702	1,891	1,313	4,040	840				
	105,420	41,357	2,345	2,696	..	16,413	15,384	2,491	2,071	896	4,133	805				
	106,750	42,716	2,345	2,731	..	16,022	15,721	2,631	1,872	528	4,133	700				
	..	41,186	2,345	2,731	..	16,468	15,890	2,631	1,777	528	4,133	700				
1940.	103,810	40,437	2,437	2,643	..	15,105	15,819	2,562	1,715	780	4,688	875				
1939.	99,563	37,065	2,369	2,288	756	14,611	15,279	3,216	1,551	968	4,688	910				

(22) 主要國金塊相場

年月	日 本				英 國		米 國		佛 國		年 月	純 輸 入、純 輸 出 (單位千弗)			
	政府買入 一瓦に付	東京小賣 一瓦に付	倫敦(市場) 一瓦に付	紐約(市場) 一瓦に付	佛(復元) 一瓦に付	佛(現貨) 一瓦に付	佛(現貨) 一瓦に付	佛(現貨) 一瓦に付	對英國	對加奈陀		對濠洲	其他共計		
16.	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	1939.	1,826,403	612,949	74,250	3,574,151					
3	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	1940.	633,083	2,622,330	103,777	4,744,472					
4	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	1941.	817	95,619	6,262	118,566					
5	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00		21	20,216	4,720	171,992					
6	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00		2	16,309	4,194	34,830					
7	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00		474	17,521	4,593	30,712					
8	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00		542	19,228	5,199	37,041					
9	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	1940.	301,734	172,268	5,262	519,974					
15.	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,181.73	1939.	177,805	15,196	5,034	278,636					
14.	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,181.73										

(備考) * 印概數。

(24) 各國貿易月表 (國際聯盟調)

年 月	濠洲		亞爾然丁		白耳義		丁抹		瑞西		米國		加奈陀		印度		和蘭		英國		諸威		瑞典		
	百	萬	百	萬	百	萬	百	萬	百	萬	百	萬	百	萬	百	萬	百	萬	百	萬	百	萬	百	萬	
1938年中	105.4	1,460.4	20,807	1,633.0	1,607.1	1,949.4	678.0	1,376.9	1,415.0	863.5	1,179.6	2,068.1													
1939	97.1	1,338.0	20,064	1,594.8	1,766.5	2,084.0	750.0	1,470.9	1,436.5	926.8	1,366.8	2,484.7													
1940.	9.1	91.4	..	128.3	139.2	217.3	102.3	115.5	64.0	72.2	73.1	155.2													
11	8.6	88.9	..	118.7	151.0	238.3	102.3	98.7	59.6	72.9	86.6	149.2													
12	9.5	80.6	..	107.7	134.1	223.6	98.4	..	61.6	60.0	75.0	126.4													
1941.	6.2	61.1	..	73.0	134.1	216.6	89.6	80.2	77.8													
1	7.9	78.3	..	104.2	179.2	254.6	108.0	118.4	106.7													
2	8.9	92.5	..	151.7	153.0	274.6	106.3	156.3	176.7													
3	10.3	99.6	..	131.1	160.4	296.9	128.1	156.3	177.0													
4	10.9	124.3	661	96.9	200.8	203.9	100.5	158.2	60.8	105.6	27.7	197.4													
5	8.4	98.0	1,806	147.7	162.7	194.2	73.0	138.9	123.4	73.5	110.7	208.3													
1939.																									
1938年中	133.1	1,444.8	19,792	1,545.3	1,316.6	4,060.4	30,587	956.4	1,039.2	471.4	774.0	1,838.8													
1939	120.7	1,770.0	20,946	1,452.1	1,160.5	2,869.5	26,119	..	960.3	560.3	807.6	1,917.1													
1940.	13.1	78.7	..	125.8	123.7	321.2	118.4	151.2	47.4	21.7	55.8	123.9													
11	11.5	101.1	..	122.1	134.3	315.3	98.7	158.5	45.0	24.4	45.3	120.9													
12	12.4	100.5	..	111.6	100.3	318.0	89.0	..	32.7	..	50.5	120.9													
1941.	9.4	92.3	..	80.6	113.0	298.2	100.5	..	42.8	..	25.4	46.9													
1	13.0	130.6	..	98.2	113.2	350.4	103.0	59.3	87.4													
2	11.3	124.8	..	115.5	107.4	376.2	118.4	74.2	111.7													
3	11.5	146.4	..	162.7	120.5	384.6	146.4	63.5	133.2													
4	14.7	165.0	1,057	124.6	89.5	316.5	110.8	191.8	44.5	45.5	12.4	80.4													
5	9.9	148.2	2,003	130.3	116.7	246.1	94.9	145.1	90.7	42.3	67.4	166.5													
1939.																									

11次1

(25) 紐育市場爲替相場 (米國聯邦準備局調) (月中平均)

國名 (單位)	英吉利 (ポンド (公定相場))	獨逸 (ライヒス)	印度 (ルーピー)	白耳義 (ベルガ)	西班牙 (ペセタ)	伊太利 (リラ)	加奈陀 (ドル)	和蘭 (ギルダー)	瑞典 (クローネ)	香港 (ドル)	日本 (円)
平價	823.95	40.33	61.80	23.53	32.68	8.91	169.31	68.06	45.38	57.45	84.396
1941. 2	403.5000	402.9700	30.1400	..	9.1300	5.0422	83.6870	..	23.8290	24.1420	23.4390
3	403.5000	403.1900	30.1390	..	9.1300	5.0452	84.9810	..	23.8240	24.4210	23.4390
4	403.5000	402.4800	30.1290	..	9.1300	5.0475	87.6510	..	23.8250	24.3930	23.4390
5	403.5000	403.1000	30.1290	..	9.1300	5.0805	87.4210	..	23.8390	24.2850	23.4390
6	403.5000	403.1600	30.1290	..	9.1300	5.2621	88.1830	..	23.8360	24.3720	23.4390
7	403.5000	403.2300	30.1280	88.2710	24.5240	23.4390
1940. 7	403.5000	380.4700	30.1490	..	9.1300	5.0323	86.9240	..	23.8360	23.5820	23.4320
1939. 7	—	468.1500	34.9050	16.9910	11.0230	5.2605	99.8350	53.2780	24.1140	28.7030	27.2790

(26) 滿洲中央銀行紙幣發行高 (單位國幣千圓)

年月	紙幣發行額			正貨準備	準備率	保證準備	預金		貸出		(28) 滿洲國對外爲替相場		
	最高	最低	平均				總額	內滿洲中央銀行	總額	內滿洲中央銀行	紐育向國幣百圓に付	倫敦向國幣一圓に付	上海向國幣百圓に付
1940. 9	672,791	635,639	654,274	321,484	48.5	340,593	1,591,781	501,640	2,699,048	869,737	23.44	1-2.00	..
10	723,181	651,152	674,019	323,869	44.8	339,313	23.44	1-2.00	..
11	851,325	726,607	778,518	322,678	37.9	528,647	23.44	1-2.00	..
12	970,908	845,035	899,529	368,488	38.9	578,563	23.44	1-2.00	..
1941. 1	947,051	888,632	909,534	356,187	40.1	532,637	23.44	1-2.00	..
2	883,808	831,182	854,427	341,751	39.3	528,236	23.44	1-2.00	..
1940. 2	640,376	590,847	615,725	315,386	50.5	309,064	1,575,047	621,771	2,409,967	872,786	23.44	1-2.20	..
1939. 2	434,910	405,599	419,445	206,780	50.8	200,460	1,066,173	391,899	1,294,229	427,860	27.30	1-2.00	..

(29) 新京卸賣物價・生計費指數 (滿洲中央銀行調)

年月	新京卸賣物價指數 (1933年=100)										新京生計費指數 (1936年=100)				
	特產	雜穀	食料品	紡織品	燃料	金物	建築材料	雜品	平均	總指數	飲食費	被服費	住居費	光熱費	雜費
1938年中	202.9	141.6	124.9	151.6	106.9	211.6	128.6	149.5	149.6	124.5	124.1	142.3	107.7	110.6	127.4
1939年中	271.4	195.8	155.4	191.9	129.8	155.7	166.6	198.8	181.3	158.8	160.8	205.1	138.4	137.3	145.7
1941. 2	344.1	243.0	238.5	240.7	206.7	174.0	194.5	310.5	244.1	239.7	266.2	312.6	171.7	202.4	209.0
3	331.2	226.5	238.8	254.2	226.9	174.0	193.3	317.5	246.2	244.7	273.0	329.1	171.7	202.4	213.2
4	331.2	226.5	223.0	256.4	227.8	174.0	193.3	317.5	244.7	244.6	273.8	329.1	171.7	202.4	214.1
5	331.2	226.5	223.0	252.9	227.8	174.0	198.6	317.5	246.0	245.7	273.1	325.9	171.7	206.2	245.2
6	337.6	226.5	228.7	249.8	227.8	174.0	200.8	317.5	245.7	246.0	270.5	330.6	172.7	206.2	214.7
7	337.6	226.5	240.7	249.8	227.8	174.0	200.8	305.8	246.5	248.0	273.4	332.5	172.7	206.2	217.1
8	337.6	226.5	241.2	249.8	227.8	171.0	200.8	314.3	247.7	248.3	227.6	332.5	172.9	206.2	219.1
1940. 8	285.5	325.9	212.3	226.5	180.2	254.5	184.5	299.1	241.2	227.6	238.1	330.5	170.5	182.5	196.0
1939. 8	290.7	195.5	158.7	192.3	131.2	152.0	175.2	209.7	185.8	159.2	158.9	211.2	139.0	136.5	145.9

(30) 滿洲貿易表 (單位國幣千圓)

年月	總計 (其他共)				日本				支那				米				獨逸	
	輸出	輸入	入超	入	輸出	輸入	入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
1940. 4	65,348	173,213	107,864	44,860	154,048	17,327	7,163	1,928	5,110	
5	59,287	174,452	115,165	39,160	150,379	17,369	8,461	1,181	8,507	
6	46,168	180,668	134,001	30,590	160,731	13,286	9,411	2,030	6,858	
7	46,930	155,506	108,576	34,784	143,921	9,464	6,448	2,426	3,335	
8	43,041	160,310	117,269	31,813	140,714	8,688	5,295	2,415	8,071	
9	47,804	124,718	76,914	30,712	112,779	13,913	3,482	2,635	5,124	
1939. 9	34,522	156,074	121,552	22,971	141,503	6,986	3,493	1,126	3,575	
1938. 9	46,990	126,440	79,454	22,473	99,279	9,665	9,113	193	4,975	
1-9	544,629	1,397,716	853,086	378,446	1,241,484	139,283	60,223	16,107	55,530	
累計	646,663	1,278,268	631,604	386,173	1,075,080	127,804	50,824	11,263	58,746	

(34) 全國銀行預金貸出現在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				貸出				合計	コーロ
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	證書貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形		
16. 2	3,337,714	5,222,872	1,758,594	12,858,207	659,486	9,772,213	1,597,014	1,276,724	13,305,437	457,610
3	3,528,619	5,200,850	1,688,634	13,016,677	652,103	9,789,333	1,595,267	1,326,091	13,362,794	453,624
4	3,637,716	5,404,367	1,863,823	13,210,989	654,603	9,806,858	1,601,394	1,311,291	13,374,146	649,676
5	3,706,063	5,583,535	2,039,656	13,510,640	665,063	9,705,199	1,611,444	1,312,433	13,294,139	673,683
6	4,563,915	5,810,652	2,306,212	13,835,018	657,876	10,120,409	1,607,752	1,341,158	13,727,195	649,022
7	3,643,313	5,774,909	2,075,431	13,965,905	659,997	9,954,463	1,641,539	1,257,032	13,513,031	569,127
8	3,448,522	5,732,225	2,019,050	14,080,772	663,953	10,016,705	1,684,252	1,189,583	13,554,493	566,736
9	3,727,396	5,805,950	1,988,349	14,224,517	670,409	10,208,003	1,710,841	1,227,866	13,817,119	513,354
15. 9	3,087,957	4,818,810	1,530,169	11,872,646	694,928	8,899,539	1,635,001	1,428,227	12,657,695	513,828
14. 9	2,372,096	3,666,275	1,288,882	9,791,441	746,528	6,686,249	1,240,945	1,504,825	10,178,547	633,109

(35) 全國銀行有價證券、預金及現金在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				有價證券				現金				
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	國債	地方債	社債株式	預金合計	國債	地方債	社債株式	預金合計	現金
16. 2	381,362	300,053	200,365	1,000,274	1,069,662	3,499,379	5,074,760	22,040	312,639	3,067,159	9,956,782	443,185	983,068
3	392,729	311,016	207,112	1,012,385	1,235,237	3,816,506	5,090,284	55,200	311,457	3,150,128	10,132,547	392,701	1,013,372
4	635,306	323,824	235,174	1,009,159	846,173	3,755,828	4,975,425	61,700	308,753	3,211,932	10,298,390	377,793	1,126,808
5	674,685	338,761	238,249	1,018,035	852,663	3,920,814	5,015,040	49,100	308,625	3,209,413	10,573,727	490,680	1,231,909
6	595,872	331,433	224,446	1,054,635	798,253	3,848,040	5,173,670	30,160	312,306	3,403,773	11,325,024	675,431	1,032,971
7	542,680	334,500	238,384	1,069,313	906,329	3,960,701	5,195,764	48,700	310,814	3,520,571	11,716,752	593,586	2,033,699
8	537,927	341,925	237,896	1,078,022	800,653	3,950,552	5,399,044	79,500	309,743	3,642,292	11,989,917	509,282	1,044,231
9	604,477	353,386	236,418	1,080,713	788,456	3,937,420	5,471,660	110,700	307,119	3,818,979	12,154,676	464,098	1,139,598
15. 9	313,651	287,342	133,534	946,892	738,178	2,982,215	5,037,600	70,800	325,343	2,852,161	9,056,680	346,417	1,023,905
14. 9	267,338	217,750	175,178	850,616	544,476	2,276,794	3,873,926	47,420	358,751	2,400,551	7,291,635	395,867	740,726

(35) 全國銀行有價證券、預金及現金在高 (續)

年月末	預金				有價證券				現金				
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	國債	地方債	社債株式	預金合計	國債	地方債	社債株式	預金合計	現金
16. 1	2,658,721	124,421	1,115,719	195,531	30,307	39,950	41,722	113,045	72,164	6,208,216	312,639	3,067,159	9,956,782
2	2,706,157	126,675	1,137,614	178,167	39,950	41,722	42,638	114,801	67,650	6,279,201	311,457	3,150,128	10,132,547
3	2,733,812	123,308	1,166,516	180,640	41,722	42,638	41,447	114,801	105,619	6,363,519	308,753	3,211,932	10,298,390
4	2,787,357	123,136	1,186,342	184,595	42,638	41,447	41,638	114,801	79,407	6,574,750	308,625	3,209,413	10,573,727
5	2,856,145	125,484	1,207,488	185,565	41,447	46,786	46,786	114,801	89,452	7,157,434	312,306	3,403,773	11,325,024
6	2,954,373	124,689	1,221,550	224,642	46,786	42,323	42,323	114,801	93,779	7,415,267	310,814	3,520,571	11,716,752
7	3,020,486	126,855	1,242,683	208,609	42,323	52,160	52,160	114,801	70,879	7,562,436	309,743	3,642,292	11,989,917
8	3,047,218	126,908	1,254,836	207,395	52,160	59,687	59,687	114,801	65,142	7,477,056	309,743	3,642,292	11,989,917
9	3,102,660	124,555	1,278,641	205,295	59,687			114,801	89,286	7,523,831	307,119	3,818,979	12,154,676
15. 9	2,417,431	123,494	1,062,355	163,944	37,949			113,045	66,114	5,547,013	325,343	2,852,161	9,056,680
14. 9	1,790,480	120,290	817,777	164,765	35,364			113,326	73,436	4,292,769	358,751	2,400,551	7,291,635

(36) 東京及大阪市中金利率表 (東京經濟調) (月中平均) (錢)

年月	東京		大阪		一流新續手形		商業手形普通物	
	東京	大阪	東京	大阪	東京	大阪	東京	大阪
16. 2	0.69	0.70	0.70	1.10	1.10	1.10	1.30	1.30
3	0.70	0.70	0.70	1.10	1.10	1.10	1.30	1.30
4	0.67	0.61	0.61	1.10	1.10	1.10	1.30	1.30
5	0.67	0.61	0.66	1.10	1.10	1.03	1.30	1.30
6	0.67	0.61	0.68	1.10	1.10	1.03	1.30	1.30
7	0.68	0.68	0.68	1.10	1.10	1.03	1.30	1.30
8	0.68	0.69	0.69	1.10	1.10	1.03	1.30	1.30
9	0.70	0.70	0.70	1.10	1.10	1.03	1.30	1.30
15. 10	0.70	0.70	0.70	1.12	1.05	1.05	1.30	1.35
14. 10	0.66	0.70	0.70	1.00	1.05	1.05	1.30	1.35

(37) 全國信託會社信託勘定表 (信託協會調) (單位千圓)

年月末	資										負債			合計
	有價證券	貸付有價證券	手形及書付貨	不動產及當貸付	其他貸付	預金及現金	計共(其他)	金錢信託	其他の金錢信託	有價證券の信託	金債の信託	其他の信託		
16. 3	1,667,879	57,814	669,737	297,335	782,988	35,553	3,604,646	2,709,816	11,023	801,471	22,483	59,853	3,604,646	
4	1,686,040	59,297	705,363	296,079	764,515	39,568	3,643,380	2,787,529	10,762	761,739	23,229	60,121	3,643,380	
5	1,718,891	59,045	689,058	289,995	787,076	63,971	3,701,754	2,855,824	9,726	751,877	24,723	59,604	3,701,754	
6	1,708,416	61,621	737,233	289,154	733,185	84,087	3,707,437	2,861,781	9,727	751,571	24,841	59,517	3,707,437	
7	1,721,504	63,514	718,689	290,523	781,761	45,259	3,713,526	2,886,629	9,818	733,773	23,783	59,509	3,713,526	
8	1,730,404	64,073	735,268	297,599	784,427	41,543	3,746,421	2,914,354	9,784	736,747	24,165	60,155	3,745,222	
9	1,754,518	60,562	726,512	293,401	789,962	38,506	3,756,953	2,942,778	9,934	719,041	24,764	60,416	3,756,946	
15. 9	1,599,663	54,604	640,838	290,252	753,833	34,374	3,457,093	2,548,414	11,702	821,367	20,421	55,222	3,457,126	
14. 9	1,500,297	58,239	532,360	284,603	591,798	35,991	3,076,115	2,257,928	11,145	741,758	16,263	48,971	3,076,065	

(38) 郵便貯金現在表

(39) 簡易保險及郵便年金表

(40) 内國諸保險月末現在契約高表 (百圓調)

年月	月末現在 (千圓)		簡易保險 (千圓)		郵便年金 (千圓)		年月末	生命徵兵傷害	火災	海上	其他
	普通貯金	振替貯金	新契約	月末現在約	新契約	月末現在約					
16. 2	7,665,748	226,653	120,272	8,981,374	1,333	62,444	29,544	81	270.8	9,231.31	1,455.1
3	7,713,446	214,463	79,690	9,038,079	1,008	63,366	30,036	85	165.2	9,422.21	1,602.6
4	7,981,080	233,778	51,995	9,065,614	692	63,999	30,608	88	114.1	9,555.52	1,039.5
5	8,093,503	225,761	309,830	9,342,518	3,314	67,219	31,057	90	300.7	10,645.61	1,947.5
6	8,228,689	234,328	319,645	9,633,919	2,774	69,840	31,262	88	254.9	10,995.52	2,266.5
7	8,449,382	243,040	299,461	9,902,684	2,777	72,485	31,756	91	491.8	10,870.32	2,084.0
8	8,573,892	239,522	332,379	10,208,289	2,316	74,754	32,320	93	924.8	11,252.31	1,853.9
9	8,687,853	244,113	241,664	10,424,679	1,841	76,399	32,904	96	010.5	11,147.41	1,983.3
15. 9	5,348,644	147,208	113,428	6,148,679	185	35,349	26,522	5	67,516.1	8,130.21	335.9
14. 9	4,226,102	116,042	67,843	4,667,099	230	33,291	21,554	1	47,789.4	6,625.5	925.9

(41) 公社債發行並現在高 (日銀調) (單位千圓)

年月	國債 (內國)		米穀證券		糧米證券		地方債 (內國)		*銀行債 (內國)		會社債 (內國)		
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	
16. 4	404,880	29,016	157	962,475	689,438	146,302	21,425	2,540,363	52,000	4,449,779	161,800	6,261,438	
5	1,035,099	30,051	256	220,704	660,143	49,400	146,302	98,152	2,629,385	217,120	4,610,737	196,760	6,423,734
6	607,910	30,659	167	325,934	658,077	0	146,302	3,175	2,628,245	178,326	4,746,262	149,363	6,553,731
7	1,047,502	31,706	669	192,713	673,790	49,400	146,302	3,382	2,630,082	216,293	4,959,762	196,695	6,729,635
8	606,436	32,313	106	589,096	935,886	0	146,302	2,783	2,630,142	145,201	5,089,926	149,500	6,855,012
15. 8	417,960	23,970	943	183,930	443,826	41,007	46,357	3,821	2,630,315	127,147	3,589,520	100,000	5,231,174
14. 8	508,704	18,079	645	208,145	419,944	0	7,000	10,107	2,533,929	3,511	2,814,842	150,000	4,253,307
1-8 累計	165,304,953			2,683,739		245,102		151,936		1,180,266		1,271,658	
	153,717,366			1,821,251		53,357		205,745		831,172		672,206	

(42) 東京株式取引所主要株式及公債各月平均相場 (單位圓)

(43) 外貨邦債平均相場

銘柄	新東		大株新		鐘紡		郵船		滿業		鋼管		東電		滿鐵		甲		英貨五分半		東京		米貨六分利半	
	達	37.5圓	25.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	五分利	四分利	三分	倫敦 (圓)	東京 (圓)	租育 (圓)	東京 (圓)			
16. 3	114.29	57.09	154.40	88.57	63.34	68.80	55.09	68.09	105.08	102.65	96.90	27.0	1,700	62.3	360									
4	114.66	56.43	153.30	90.68	63.70	68.52	55.49	69.31	105.41	102.83	96.90	28.6	1,700	61.2	360									
5	115.32	56.06	151.35	90.82	62.59	65.01	55.45	69.13	105.62	102.90	96.90	30.2	1,700	61.9	360									
6	115.11	55.39	149.54	93.56	56.92	60.95	52.21	66.99	105.95	103.14	96.90	34.5	1,700	68.1	360									
7	106.88	49.96	141.89	88.74	53.03	57.77	50.93	64.00	105.19	102.81	96.90	32.8	1,700	70.4	360									
8	101.90	46.26	138.95	90.20	53.20	58.71	50.34	64.67	105.02	102.65	96.90	25.3	1,700	—	360									
9	106.26	59.16	144.06	95.45	54.70	63.25	52.39	66.45	105.39	102.85	96.90	32.8	1,700	62.7	360									
15. 9	110.54	57.23	149.18	86.42	64.80	68.22	57.74	66.33	104.77	103.19	97.58	—	1,700	80.3	375									
14. 9	155.82	83.15	173.44	102.17	80.36	86.72	61.50	70.08	105.09	103.48	97.56	42.4	1,773	74.8	400									

(備考) *印銀行債中には14年1月より組合債券を含む。

(44) 銀行會社計畫資本 (日銀調) (單位千圓)

業別	新設及增資								社債			
	昭和16年6月	7月	8月	昭和15年8月	14年8月	1—8月累計	昭和16年6月	7月	8月	昭和15年8月	昭和14年8月	1—8月累計
保險業	0	0	0	3,150	300	26,036	0	0	0	0	0	0
及倉庫業	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0
金融業	2,039	2,830	11,493	5,098	1,777,310	6,444,092	134,002	40,000	10,000	0	0	0
鐵道運輸業	0	0	0	1,500	2,500	610,040	55,357	40,000	0	0	0	0
海運業	500	0	0	2,180	73,330	20,734	29,078	0	0	0	0	0
製造業	405	0	0	56,580	44,495	213,936	272,968	0	0	0	0	0
電力業	22,250	0	0	1,760	500	14,760	35,567	60,000	10,900	60,000	0	0
瓦斯業	0	0	0	0	0	3,300	2,160	0	0	0	0	0
紡織業	171,600	95,540	101,398	202,345	176,567	947,080	1,290,029	0	27,600	35,000	45,000	158,000
化學業	805	5,000	12,450	0	0	8,490	55,445	0	0	0	0	0
製紙業	950	0	0	18,575	2,125	27,847	6,210	0	0	0	0	0
纖維業	6,900	0	0	67,410	225,372	198,864	15,000	15,000	0	20,000	20,000	65,000
農林業	0	0	0	0	0	1,740	34,160	0	0	0	0	0
水產業	0	0	0	0	150	1,878	6,745	0	0	0	0	0
農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	76,608	74,630	47,895	43,760	55,761	371,394	582,833	30,000	40,000	40,000	22,240	110,000
雜業	272,902	175,400	263,286	312,871	455,083	2,224,266	2,303,834	90,000	298,000	103,500	95,000	713,500
合計	272,902	175,400	263,286	312,871	455,083	2,224,266	2,303,834	90,000	298,000	103,500	95,000	713,500

(45) 公社債及株式拂込金調 (勸銀調) (單位千圓)

種別	昭和15年	昭和16年	月份											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	昭和15年7月	昭和14年7月	15年	16年		
國債	490,000	1,238,244	392,000	485,800	621,235	290,675	1,009,502	833,000	485,500	505,132	4,093,776	4,267,566		
地方債	6,750	3,000	3,500	11,990	350	0	22,762	0	6,600	6,840	45,376	38,601		
銀行債	33,500	134,380	19,413	54,273	60,000	27,379	170,008	130,000	213,946	49,294	604,539	539,112		
會社債	150,820	221,475	11,000	250,460	238,975	156,728	281,151	257,188	66,468	96,688	649,596	1,369,511		
株式	265,891	153,976	49,920	58,453	126,302	192,585	265,292	167,460	157,739	99,197	1,191,093	1,040,798		
合計	940,961	1,751,075	475,833	860,976	1,046,862	667,366	1,748,715	1,387,648	930,213	757,151	6,584,380	7,255,589		

(46) 東京市場為替相場 (場定額)

平價	100圓付	1圓付
	42.846	2.0582

(47) 帝國國外貿易月報 (單位千圓)

年月	對紐育		對倫敦		年月	內地及樺太		朝鮮	臺灣	總計		
	平均	平均	平均	平均		輸出	輸入					
14年中	25.981	1.2.054	13年中	2,689,677	2,663,344	26,333	2,669,911	1,32,730	36,349	38,709		
15年中	23.420	1.2.771	14年中	3,576,341	2,917,694	658,647	1,69,067	1,57,395	83,193	51,042		
16. 6	23.438	1.2.000	15年中	329,337	257,027	72,310	18,170	21,513	10,788	3,351		
7	23.438	1.2.000	7	293,259	258,645	4,614	13,706	21,853	9,755	5,790		
8	23.438	1.2.000	8	258,466	264,316	35,850	11,314	13,582	7,320	3,646		
9	23.438	1.2.000	9	347,344	205,636	141,708	29,195	9,285	6,019	3,900		
15. 9	23.438	1.2.000	9	226,276	194,013	32,263	12,838	8,688	2,869	2,411		
14. 9	23.600	1.2.000	1-9	152,743	223,249	251,181	150,708	168,185	77,069	45,550		
			累計	142,453	870,216	293,150	205,624	120,495	60,063	37,772	2,722,487	2,320,116

(48) 本邦對支及對滿貿易月別概算表(六港分)(千圓)

年月	滿洲國		關東州		中華民國		年次	粗製	製造	原料品	原料用品	全製品	合計	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入								
13年中	316,323	339,117	536,284	60,323	312,900	164,611	13年中	49,199	251,015	105,185	672,232	1,569,597	2,689,677	
14年中	535,681	405,561	755,943	61,750	455,439	215,662	14年中	105,341	326,648	183,364	984,914	1,939,308	3,576,370	
15. 5	69,286	29,308	76,379	6,214	71,688	28,834	15年中	7,661	21,295	12,378	79,987	196,997	329,337	
6	62,566	25,352	53,471	4,197	64,876	28,361	8	10,971	17,737	9,286	77,834	168,348	293,259	
7	68,992	21,638	54,583	5,208	61,070	18,784	9	9,260	14,039	9,155	69,274	145,821	258,466	
8	59,750	32,283	43,769	6,787	67,738	37,580	9	11,078	37,019	20,217	97,646	171,782	347,344	
14. 8	76,302	30,371	80,174	7,154	49,167	21,287	13年中	157,444	41,802	21,235	659,702	009	447,904	2,663,337
13. 8	28,233	16,629	46,610	4,048	25,322	12,247	14年中	183,784	46,947	1,414,059	859,913	390,619	2,917,666	
1-8	154,288,870	258,113	451,363	40,386	469,431	211,157	8	28,201	9,287	128,581	52,486	37,907	258,645	
累計	14,309,082	283,516	473,083	41,483	276,916	139,770	9	33,006	9,239	136,430	57,933	24,915	264,316	

(49) 輸出入貨物分類別價額及比例表 (千圓)

年次	粗製		製造		原料品		原料用品		全製品		合計
	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入	
13年中	49,199	251,015	41,802	1,235	659,702	009	447,904	2,663,337	390,619	2,917,666	6,543
14年中	105,341	326,648	46,947	1,414,059	859,913	390,619	2,917,666	805,400	605,400	263,365	805,400
15. 7	7,661	21,295	12,378	79,987	196,997	329,337	77,226	30,840	4,411	163,794	77,226
8	10,971	17,737	9,286	77,834	168,348	293,259	9,755	286,386	—	4,411	30,840
9	9,260	14,039	9,155	69,274	145,821	258,466	7,320	281,614	—	4,411	281,614
14. 9	11,078	37,019	20,217	97,646	171,782	347,344	6,019	219,163	—	4,411	219,163
15. 9	12,838	8,688	2,411	242,030	205,181	36,849	2,869	205,181	—	4,411	205,181
1-9	150,708	168,185	77,069	45,550	2,973,701	2,706,391	251,181	267,310	—	4,411	267,310
累計	205,624	120,495	60,063	37,772	2,722,487	2,320,116	293,150	402,371	—	4,411	402,371

(50) 本邦輸出入重要品別表 (單位千圓)

品目	15年			1—9月累計			品目	15年			1—9月累計		
	7月	8月	9月	14年	15年	7月		8月	9月	14年	15年		
輸出入	5,805	5,766	5,453	55,597	65,094	35,758	31,634	37,380	160,624	324,250			
麥類	4,526	4,747	3,711	37,134	39,489	5,797	6,927	7,517	99	1,296			
煙草	25,836	24,485	18,737	226,006	241,213	6,708	7,732	5,149	96,993	86,499			
糖	1,646	2,661	1,694	25,274	12,046	10	36,614	53,372			
飲料	6,168	3,397	2,788	84,050	54,741	22,230	139	123			
油脂	15,694	18,267	10,683	59,129	94,408	22,230	29,548	25,886	196,086	237,308			
纖維	9,870	7,714	4,862	71,960	86,520	15,542	19,356	13,649	126,290	172,473			
絲綢	54,893	51,590	49,025	441,250	453,520	3,810	4,779	4,457	43,121	53,974			
布	37,184	33,715	34,879	318,424	299,240	1,270	3,714	460	6,666	18,163			
綢緞	62,220	60,863	57,395	581,552	561,009	1,020	809	1,565	7,573	8,113			
絹	26,387	30,994	35,151	287,621	288,963			
綿	3,071	3,748	3,736	37,990	32,293	62,546	56,348	60,657	434,679	525,867			
毛	3,686	3,499	2,142	33,289	31,047	49,772	40,285	40,900	331,034	396,487			
絹及絹類	12,785	10,295	7,281	98,481	96,682	9,246	11,103	15,223	61,837	85,320			
陶磁器	19,180	14,523	10,848	120,015	139,140	657	810	544	1,944	4,241			
陶器	9,264	8,315	7,425	52,057	72,273			
磁器	6,489	6,006	4,939	32,700	48,647			
金屬製	10,828	9,594	10,547	103,803	98,607	5,794	7,896	5,570	45,406	50,956			
鐵製	18,621	12,063	5,265	100,745	146,984	1,473	455	1,215	5,827	7,028			
鋼製	9,062	5,358	2,799	51,686	72,290	19,916	19,162	22,798	112,248	171,907			
銅製	46,364	38,215	37,175	270,538	347,685	8,053	9,060	9,935	52,979	85,543			
其他	9,818	7,525	5,827	86,122	66,399	47,386	49,671	56,608	616,424	583,455			
木	24,973	21,273	23,049	161,861	191,407	521	468	724	4,155	4,302			
其他	23,670	18,400	15,491	181,600	209,059	21,011	21,872	16,883	231,888	178,008			
其他	10,073	6,334	6,102	86,981	94,744	13,106	6,713	8,097	125,430	125,086			
其他	2,372	2,038	2,252	15,935	15,866	4,658	1,924	3,694	23,756	28,216			
其他	329,337	293,259	258,466	2,453,870	2,743,223	257,027	258,645	264,316	2,160,720	2,492,042			

(51) 重要生産産額表 (商省調)

年月	純絹絲		絹紡絲		人造絹絲		毛絲		セメント		過燐酸石灰		硫酸		硫酸(滿洲)	
	純絹絲	混紡絲	純絹絲	混紡絲	人造絹絲	ステープル	トップ	梳毛絲	紡毛絲	セメント	過燐酸石灰	硫酸	硫酸(滿洲)			
13年中	2,551,747	462,719	81,418	26,639	1,998,763	148,422	19,012	25,497	30,134	5,519	284,043	1,463,875	227,153			
14	2,607,440	105,109	79,732	33,326	2,287,409	111,926	13,985	26,250	40,501	5,074	454,111	1,392,814	158,347			
15	200,203	11,903	4,252	2,814	191,157	9,117	972,870	1,710	3,159	392,601	159,376	124,897	19,366			
6	183,169	13,302	4,090	2,504	181,930	9,098	718,895	1,498	3,049	369,564	153,366	109,204	17,465			
7	166,908	14,256	4,126	2,403	172,497	9,186	..	1,247	2,770	350,979	129,724	105,684	16,462			
8	161,648	14,375	4,131	2,354	165,756	9,188	697,975	1,189	2,773	386,001	122,374	104,377	14,813			
9	130,724	7,883	4,562	2,357	157,877	9,186	685,872	1,421	2,908	371,336	130,859	110,173	14,298			
14.9	194,311	6,442	6,302	2,578	188,358	8,806	1,183,228	2,240	3,435	409,486	111,762	99,865	6,177			
1-9	151,620,537	99,711	39,993	22,882	1,626,954	76,543	6,666,888	12,965	25,859	1,658,231	222,236	1,020,730	137,691			
累計	141,936,696	82,986	61,587	25,373	1,708,106	89,694	11,308,140	21,004	31,136	4,001,909	1,069,305	1,056,501	121,489			
年月	石灰窒素	晒粉	苛性ソーダ	板硝子	印刷紙	新聞紙	包紙類	板紙類	其他	ア=リン	ソーダ	一灰	小麥粉	精製糖		
13年中	270,655	84,712	440,760	3,174,972	181,620	388,521	121,217	52,434	139,078	5,258,260	242,885	41,971	5,736,598			
14	212,375	83,258	423,182	2,514,228	174,609	396,198	115,593	58,611	170,450	6,143,855	294,931	41,889	5,147,813			
15	23,970	292,781	16,670	30,899	10,181	4,329	12,492	583,907	..	3,728	283,045			
6	21,681	329,374	17,991	30,303	10,691	4,662	11,480	644,256	..	3,619	228,022			
7	16,610	301,003	17,478	30,420	10,515	5,530	11,359	394,429	..	3,365	324,001			
8	14,657	298,147	16,948	30,057	10,438	5,159	11,360	546,470	..	2,844	218,471			
9	16,681	292,184	17,574	30,711	10,457	5,008	10,669	557,295	..	3,917	254,484			
14.9	17,460	6,374	34,634	236,603	14,692	33,934	9,973	4,999	15,018	471,840	17,342	4,227	306,914			
1-9	143,688	2,602,291	145,604	280,067	92,263	44,108	106,024	5,365,738	..	31,973	3,380,925			
累計	177,237	64,231	320,123	1,781,703	132,865	296,840	86,332	44,324	125,866	4,294,352	184,149	30,173	4,107,203			

(52) 絹紡絲、細絲、混紡絲、富士絹生產 (單位俵)				(53) 橫濱及神戸生絲集散 (單位俵)						
年 月	絹紡絲生產高		細絲生產高	混紡絲生產高	其他混紡生產高	富士絹生產高	年 月	入 荷 高	賣 行 高	內 地 行
	市場供給	總布原絲								
13年度	51,006	30,412	20,432	26,639	46,449	565,120	13年度	467,216	417,616	57,402
14	47,948	31,783	21,469	32,335	4,300	649,709	14年度	466,664	359,597	96,326
15	2,194	1,937	1,609	2,354	754	33,574	15. 10	49,812	46,174	1,524
8	2,762	1,760	1,100	2,357	635	30,910	11	47,375	24,482	2,776
9	2,645	1,704	1,381	2,504	671	33,307	12	51,726	18,888	6,812
10	2,325	1,927	1,141	1,787	513	35,386	1	30,155	16,748	3,698
11	3,647	2,701	1,529	2,792	437	66,358	16. 1	18,202	14,076	7,774
13. 11	3,699	2,570	1,875	2,986	413	55,575	15. 1	21,472	22,373	6,144
1-11	20,993	26,261	15,015	25,599	7,832	415,939	6月以	363,964	215,794	33,100
累計	45,595	28,718	20,145	30,551	3,637	601,519	14	320,792	262,782	57,341

(54) 紐 育 生 絲 集 散 (日本中央蠶絲會調) (單位俵)						
年 月	月 初 (又 は 年 度 初) 在 荷			入		
	日本絲	歐洲絲	支那絲	日本絲	歐洲絲	支那絲
14年度	16,540	310	2,359	282,173	15,051	48,442
15	30,020	4,213	7,589
16. 5
6
7
8
15. 8	33,778	2,310	9,063	27,022	435	6,854
14. 8	22,627	109	3,012	28,175	435	3,797
7月以
累計	47,277	..	9,754

(55) 綿 絲 等 生 產 高 (紡聯調)				(56) 織 布 生 產 高 (紡聯調) (單位千方碼)			
年 月	生 產		高 (單位相)	年 月	自 製		實 績
	綿 絲	混紡絲			製 織	混紡絲	
15. 7	166,908	14,256	5,250	15. 7	103,268	1,281	95,463
8	161,648	14,375	6,709	8	92,205	1,653	86,703
9	130,724	7,883	2,875	9	91,593	2,207	86,963
10	173,238	17,604	7,335	10	100,097	1,659	83,841
11	141,160	15,799	6,866	11	91,143	1,109	79,668
14. 11	222,959	6,605	5,807	14. 11	130,049	608	137,113
1-11	1,934,934	133,113	60,831	1-11	1,220,916	12,160	1,100,085
累計	2,375,960	90,396	59,681	累計	8,536	4,030	4,444,667

(57) 重 要 商 品 相 場													
年 月	米			棉 (一封度)			棉 花 (百斤)			棉 布			
	紐 育 最 高	先 物 最 低	棉 紐 育 最 高	現 物 最 低	大 阪 最 高	先 物 最 低	大 阪 最 高	先 物 最 低	大 阪 最 高	先 物 最 低	大 阪 最 高		
16. 3	11.11	9.91	11.61	10.79	81.85	76.35	78.32	6.300	5.035	5.601	279.90	257.00	269.33
4	11.52	10.15	11.71	11.29	90.10	85.00	88.05	6,340	5,655	5,897	281.70	262.00	268.95
5	13.43	11.62	13.63	11.73	6,340	5,700	5,976
6	15.11	13.28	15.80	13.58	9,100	6,395	7,405
7	17.53	14.83	17.91	15.33	10,300	7,970	9,002
8	17.40	16.29	17.66	16.35	9,505	8,050	8,726
9	18.50	16.94	18.61	17.18	8,485	8,095	8,264
15. 9	9.14	8.62	10.04	9.77	71.00	71.00	71.00	3,850	3,645	3,744	274.00	241.60	257.20
14. 9	8.91	7.72	10.00	8.87	65.00	54.50	61.49	5,105	2,920	4,400	326.90	238.90	300.56

(57) 重要商品相場 (續)

年 月	生絲 (100斤)			紐育生絲 (一封度)		印度麻袋 (百斤)		鋼材 (百磅)		紐育鋼 (一封度)					
	最高	最低	平均	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低				
16. 2	1,488.0	1,385.0	1,415.0	2.52	2.59	32.4	31.1	19.10	19.10	12.00	12.00				
3	1,587.0	1,465.0	1,523.0	2.67	2.79	35	32	19.10	19.10	12.00	12.00				
4	1,595.0	1,487.0	1,517.0	2.76	2.81	35	32	19.10	19.10	12.00	12.00				
5	1,572.0	1,510.0	1,540.0	2.80	2.87	34.4	32	19.10	19.10	12.00	12.00				
6	1,594.0	1,550.0	1,572.0	2.88	2.96	36	34.4	19.10	19.10	12.00	12.00				
7	1,556.0	1,412.0	1,483.0	2.91	3.04	38	36	19.40	19.40	12.00	12.00				
8	1,458.0	1,421.0	1,443.0	—	—	39	36	19.40	19.40	12.00	12.00				
9	1,524.0	1,467.0	1,492.0	—	—	44	39	19.40	19.40	12.00	12.00				
15. 9	1,455.0	1,386.0	1,409.0	2.39	2.48	30	28	19.10	19.10	12.00	11.00				
14. 9	1,675.0	1,180.0	1,525.0	2.15	2.57	37	27	19.10	19.10	12.63	10.50				
年 月	米 (一石)			內地小麥 (百斤)		シカゴ小麥 (一封度)		先物		先物		先物		先物	
	最高	最低	平均	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
16. 2	43.30	43.30	43.30	12.74	12.74	79	73	79	78	2.250	2.031	0.86	0.74	0.86	0.74
3	43.30	43.30	43.30	12.74	12.74	91	86	80	78	2.563	2.250	0.96	0.81	0.96	0.81
4	43.30	43.30	43.30	12.74	12.74	92	86	78	77	2.500	2.250	0.93	0.85	0.93	0.85
5	43.30	43.30	43.30	12.74	12.74	101	90	77	77	2.560	2.406	0.95	0.88	0.95	0.88
6	43.30	43.30	43.30	12.74	12.74	109	99	77	77	2.625	2.438	1.15	0.91	1.15	0.91
7	43.30	43.30	43.30	12.74	12.74	111	104	76	72	2.750	2.563	1.71	1.13	1.71	1.13
8	43.30	43.30	43.30	12.74	12.74	117	108	77	72	2.906	2.750	1.95	1.60	1.95	1.60
9	43.30	43.30	43.30	12.74	12.74	128	120	73	72	2.906	2.594	2.53	2.00	2.53	2.00
15. 9	43.30	43.30	43.30	13.15	13.15	78	76	77	74	1.844	1.813	0.84	0.77	0.84	0.77
14. 9	37.80	37.80	37.80	13.15	13.15	89	74	85	68	2.031	1.938	2.48	1.55	2.48	1.55

(57) 重要商品相場 (續)

年 月	紐育市中 (現物)		新嘉坡現物		倫敦現物	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
16. 2	20.7	19.1	37	35	13	12
3	22.3	19.1	38	36	14	13
4	23.3	20.8	40	38	14	13
5	24.4	21.8	41	39	14	13
6	22.1	21.1	40	38	13	13
7	22.4	21.4	38	38	13	13
8	22.8	22.8	38	38	13	13
9	22.3	22.3	38	38	13	13
15. 9	19.1	18.1	37	37	12	11
14. 9	24	18	39	29	10	9

(58) 生計費指數

年 月	飲食費		住居費		光熱費		被服費		其他消費		總指數
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
16. 4	154.9	155.0	115.9	116.1	132.2	200.2	122.0	145.9	122.0	146.4	
5	155.0	154.9	116.6	116.6	132.2	203.3	122.5	146.6	122.5	146.6	
6	154.4	154.4	116.7	116.7	132.2	206.5	123.5	146.9	123.5	146.9	
7	153.4	152.7	119.7	119.7	140.9	203.6	120.8	147.1	120.8	147.1	
8	152.7	116.8	116.8	116.8	135.4	209.4	123.2	146.8	123.2	146.8	
9	155.0	114.3	114.3	114.3	140.4	196.3	122.4	145.6	122.4	145.6	
(內閣統計局) 全國 (勞働者) 指數 (昭和12年7月=100)											
16. 4	152.9	118.9	118.9	118.9	141.3	199.5	120.3	146.8	120.3	146.8	
5	153.7	119.1	119.1	119.1	141.2	200.7	120.7	147.4	120.7	147.4	
6	154.0	119.5	119.5	119.5	141.0	201.5	120.8	147.8	120.8	147.8	
7	153.9	119.6	119.6	119.6	141.2	203.2	121.1	148.1	121.1	148.1	
8	153.4	119.7	119.7	119.7	140.9	203.6	120.8	147.8	120.8	147.8	
9	152.8	119.9	119.9	119.9	142.5	205.0	121.1	147.9	121.1	147.9	
(朝日新聞社) 全國生計費指數 (大正3年7月=100)											
16. 4	246	237	237	237	289	297	216	251	216	251	
5	247	237	237	237	290	300	216	252	216	252	
6	247	237	237	237	291	302	217	252	217	252	
7	247	237	237	237	289	308	217	253	217	253	
8	237	238	238	238	289	305	216	248	216	248	
9	246	238	238	238	287	305	217	252	217	252	
15. 9	252	237	237	237	280	283	210	251	210	251	

(60) 勞働人員及賃銀統計 (日銀調) (大正15年=100)

年月	勞働人員指數		賃銀指數				勞働人員指數		賃銀指數									
	總數	男女	實收	賃銀	指數	總數	男女	實收	賃銀	指數	總數	男女						
16.4	152.5	208.3	93.9	147.6	134.9	104.2	104.3	103.6	104.7	116.2	137.8	39.8	193.5	191.1	114.5	189.2	188.3	108.4
5	152.8	209.6	93.0	148.8	135.7	105.0	104.2	103.3	105.8	115.0	136.0	40.8	191.8	190.0	112.6	187.3	186.8	107.2
6	152.5	209.9	91.8	149.1	135.1	106.8	105.2	104.3	106.6	114.0	134.7	41.1	193.4	191.6	114.2	187.8	187.4	108.1
7	150.8	208.0	90.4	150.8	136.5	108.1	106.6	105.7	107.9	114.1	134.7	41.1	191.9	190.6	112.0	185.1	185.3	106.6
15.7	146.8	197.1	94.7	134.6	123.8	97.5	100.7	100.6	100.1	108.1	128.3	36.9	175.5	173.7	104.8	171.3	170.7	99.6
14.7	143.8	186.6	100.6	117.1	111.1	83.8	93.9	95.1	89.2	100.1	119.7	31.0	153.9	151.8	88.8	152.2	151.2	85.9

(61) 勞働統計 (内閣統計局) (昭和12年7月=100)

就業人員 年齡別 男女別	昭和16年3月			昭和16年4月			昭和16年5月			昭和16年6月		
	工場 勞働者	鑛山 勞働者	交通 勞働者	工場 勞働者	鑛山 勞働者	交通 勞働者	工場 勞働者	鑛山 勞働者	交通 勞働者	工場 勞働者	鑛山 勞働者	交通 勞働者
就業人員	124	134	107	135	133	116	135	133	114	137	129	118
年齡別	122	163	165	141	164	188	146	168	189	148	162	203
男女別	125	130	91	132	128	97	129	127	94	131	123	95
指滿上	144	133	107	156	131	117	156	131	116	160	126	118
指未滿上	91	150	105	100	154	112	99	161	109	98	157	116
指滿上	102	105	102	102	105	—	101	105	—	102	105	—
指未滿上	154	167	114	152	166	116	151	165	114	152	167	115
指滿上	172	179	111	168	174	119	167	168	110	168	168	115
指未滿上	150	168	123	150	168	125	151	168	126	152	169	127
指滿上	140	168	117	137	167	118	137	167	118	136	168	118
指未滿上	158	171	98	156	170	105	156	170	94	159	171	102

(62) 勞働爭議統計 (内務省社會局調)

年月	參加人員		爭議件數		業應別爭議件數		業應別爭議件數		業應別爭議件數		業應別爭議件數		業應別爭議件數		業應別爭議件數	
	總數	男女	總數	男女	機械器具製造業	化學工業	染織工業	飲食物製造業	雜工業	鑛業	其他	總數	男女	總數	男女	其他
16.3	826	1,096	132	18	5	8	1	4	2	1	1	8	9	2	2	460
4	1,035	3,589	32	18	8	8	—	—	—	—	—	9	2	2	2	428
5	8,123	3,589	38	169	7	7	4	22	4	4	1	7	2	2	134	
1-5	35,565	8,123	368	77	47	47	4	22	4	8	32	7	2	2	396	
16.1-5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,146
16.3	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,876
4	—	—	—	—	2	6	5	10	3	—	—	—	—	—	—	460
5	—	—	—	—	1	5	10	3	—	—	—	—	—	—	—	428
1-5	—	—	—	—	2	10	26	57	5	—	—	—	—	—	—	134
16.1-5	—	—	—	—	20	85	227	2	2	3	4	4	4	4	—	396
16.3	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,146
4	—	—	—	—	2	6	5	10	3	—	—	—	—	—	—	2,876
5	—	—	—	—	1	5	10	3	—	—	—	—	—	—	—	460
1-5	—	—	—	—	20	85	227	2	2	3	4	4	4	4	—	134
16.1-5	—	—	—	—	20	85	227	2	2	3	4	4	4	4	—	396

(63) 小作爭議統計 (内務省社會局調)

年月	關係地主・小作人		關係耕地面積		爭議件數		爭議件數		爭議件數		爭議件數		爭議件數		爭議件數	
	總數	男女	總數	男女	總數	男女	總數	男女	總數	男女	總數	男女	總數	男女	總數	男女
16.2	188	809	341	119	90	28	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4
3	232	539	373	58	127	17	—	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	130	339	75	32	107	16	—	20	20	20	20	20	20	20	20	20
1-4	543	935	364	32	188	17	—	26	26	26	26	26	26	26	26	26
1-4	1,466	5,361	2,707	419	649	155	—	82	82	82	82	82	82	82	82	82
1-4	1,827	5,203	2,501	324	791	123	—	82	82	82	82	82	82	82	82	82
16.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16.1-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16.1-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(64) 全國貨銀指數 (商工省調) (昭和9年4月—10年3月=100)

年月	全國貨銀指數														平均
	織業	金工	屬業	機械器具工業	窯業	化學工業	學業	食品工業	被服製造業	及用品製造業	製材及家具製造業	印刷業	木建築業	仲仕及日傭夫	
16. 2	150.4	137.5	135.0	160.7	171.7	150.4	150.4	165.5	174.9	140.7	162.8	178.7	155.8		
3	152.7	133.8	139.2	164.0	173.7	151.4	151.4	167.0	175.0	143.3	162.7	177.6	157.6		
4	154.6	140.7	139.2	169.1	172.4	153.7	153.7	171.7	179.5	141.2	162.6	179.3	159.2		
5	155.9	142.4	143.0	172.3	173.1	155.0	155.0	169.9	184.1	144.0	162.6	180.4	160.8		
6	157.2	142.9	144.0	172.6	177.7	153.5	153.5	172.2	184.6	142.7	164.1	184.1	162.2		
7	159.9	142.4	142.1	173.9	178.4	157.2	157.2	172.5	187.7	145.3	164.6	184.0	163.4		
8	159.9	150.5	143.6	176.3	178.7	156.9	156.9	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	164.3		
15. 8	140.7	134.2	128.3	154.8	155.9	142.1	142.1	154.6	161.9	124.9	158.2	167.6	146.4		
14. 8	123.5	114.8	118.6	135.0	131.6	125.8	125.8	130.3	139.9	113.9	144.3	142.7	128.5		
(65) 各國失業統計 (國際聯盟調=單位千人)															
年月	各國失業統計														
	獨逸	白耳義	加奈陀	丁抹	西班牙	米國	佛蘭西	ハンガリー	和蘭	英國	瑞典	ポーランド	平均		
1939年平均	219	195	104	102	526	6,240	..	48	253	1,298	216	15	24		
1940	100	133	..	5,317	..	44	205	803	160	13	27		
1940. 12	..	219	66	193	511	4,760	824	44	253	563	142	23	32		
1	..	245	78	196	523	5,093	676	57	266	544	152	31	49		
2	..	203	76	194	510	5,101	..	57	183	467	114	35	46		
3	..	173	73	155	506	5,170	534	57	120	382	76	34	..		
4	..	151	..	109	502	5,098	..	49	109	335	75	31	..		
5	..	126	..	71	471	..	377	303	66	25	..		
6	..	109	326	254	48	21	..		

日本經濟年報第四十七輯日誌

(自昭和十六年八月一日 至昭和十六年十月卅一日)

國內

八月

- ◇一日(金) 外國人取引取締令中金錢信託等に一般許可を適用す。厚生省官制改正、人口局及生活局を新設。
- ◇二日(土) 第十六回總動員審議會終る。配電統制原案可決さる。酒類の配給機構整備案決定す。衆院青票組國政調査會を結成。退役海軍士官の服役制度成る。貨物の引渡に一般許可を適用。大藏省、印度資産にも凍結措置を適用。
- ◇四日(月) 外國人關係取引取締規則を新西蘭及南阿聯邦にも適用。
- ◇五日(火) 輸出不能商品の政府買上

- 制閣議で決定。積荷保險の料率改正さる。佛印向輸出代行者追加さる。エクアドルの邦人壓迫に外務省反省を要望。
- ◇六日(水) 海運報國團、船員給與規程の制定。
- ◇七日(木) 滿洲國及び關東州產物資の輸入税免除決定す。簡易生命保險貸付方針決定す。内務省計畫局を改編し防空局を設置す。對蘭印外國人取引取締規則一部免除と決定す。有畜農業普及實施案要綱決定す。中小機械工業振興策具體案成る。貿易の二重統制改正さる。思想對策協議會初會合行はる。
- ◇八日(金) 青果物配給統制新規則實施さる。蠶絲統制法施行令中一部改

- 正さる。輸出不能の莫大小組合で買上の旨公布さる。醫療保護法施行令及施行規則公布さる。
- ◇九日(土) 輸出人絹絲布調整組合設立さる。
- ◇十日(日) 中央食糧協力會誕生す。
- ◇十一日(月) 農產物増產掩護に勸銀低利貸付を實施す。低物價政策に關して經濟聯盟政府へ建言。總動員審議會、株式價格統制令、會社所有株統制令、價格統制令、海運統制令の四勅令案を可決。羊毛協議會創立總會開催。産業報國會單位組織の再編成決まる。
- ◇十二日(火) 物價對策審議會、低物價と増產調整、米價對策、鐵鋼價格對策の三對策を決定す。
- ◇十四日(木) 銅地金最高販賣價格決まる。政府の米穀買入、石當り一圓高、獎勵金石當り五圓と決定。
- ◇十六日(土) 企畫院、製造工業原價計算要綱を發表。
- ◇十八日(月) 日本木材會社創立總會
- ◇十九日(火) 大藏省に經濟研究室新設。海運國家管理要綱決定す。

- ◇廿日(水) 諸類配給統制規則公布。興銀を中心に十一行、時局共同融資團組織さる。
- ◇廿一日(木) 泰國の排日デマ取締要求を我方申入る。
- ◇廿二日(金) 物資動員計畫決定、第二・四半期以降實施。議員同盟成る。
- ◇廿六日(火) 軍需手形引受制度設定さる。時局共同融資團規約成る。
- ◇廿七日(水) 重要物資現在高調査規則改正さる。
- ◇廿八日(木) 南方殖産資源調査會設立す。野村大使、米大統領へ近衛首相の親書を手交す。
- ◇廿九日(金) 勞務緊急對策閣議で決定。企畫院、十六年度生産擴充計畫大改訂案決定す。遞信省、外局として海務院の創設を決定す。
- ◇三十日(土) 重要産業團體令、株式評價臨時措置令、株價統制令、金屬類回收令、配電統制令等の勅令公布。

九月

- ◇一日(月) 商工省、徴兵保險の現行新契約停止を發令し割増金附新種徴兵保險を認可す。

- ◇二日(火) 翼賛議員同盟創立總會開かる。擬革工業整備要綱決定す。
- ◇三日(水) 翼賛會主催産業團體令運用官民懇談會開かる。價格統制令改正規則公布實施さる。
- ◇四日(木) 海運管理實施要綱案決定す。第一次配電統合の評價決まる。
- ◇五日(金) 轉廢業者共助施設要綱、共助資金利子補給要綱決定す。内務省計畫局を防空局に、土木局を國土局に改編と決定。十六年度交通動員計畫決定す。
- ◇六日(土) 配電統制會社設立命令發せらる。
- ◇九日(火) 十六年度電力動員計畫決定す。
- ◇十日(水) 小口需要の石炭配給統制要綱決定す。
- ◇十一日(木) 第十九回總動員審議會開かれ、勞務調整、國民徵用及國民職業能力申告、重要事業場の勞務管理、勤勞報國隊、發送電と東北振興の合併等に關する勅令案要綱決定さる。防衛總司令部新設さる。

- ◇十二日(金) 物資統制、陸運統制、醫療關係者徵用に關する勅令案要綱決定す。十六年度勞務動員計畫決定す。地方稅法施行令改正さる。
- ◇十三日(土) 小運送業の一元統合金要旨鐵道省より發表さる。
- ◇十五日(月) 米穀國家管理實施要綱決定す。農地開發營團初年度計畫決定す。
- ◇十六日(火) 製鋼原鐵製造獎勵金交附規則公布施行さる。賃金總額制限制度中平均時間割賃金實施の旨通達さる。今年度資金統制計畫及び對滿支輸出入計畫發表さる。
- ◇十七日(水) 會社經理統制令改正さる。米價の格差改訂、地方産米の最高販賣價格決定、今年度産米より實施と發表。農業統制命令發動さる。
- ◇十八日(木) 揮發油及重油販賣取締規則改正令の公布。
- ◇十九日(金) 災害被害者に對する租稅の減免及徵收猶豫に關する勅令案要綱決定さる。
- ◇二十日(土) 港灣運送業統制令公布。食肉配給統制規則公布施行。

- ◇廿四日(水) 十六年度豫算節約十三億二千三百萬圓と發表さる。
- ◇廿五日(木) 南方經濟懇談會創立發起人會開催。
- ◇廿六日(金) 外國人關係取引取締規則一部改正。緊急食糧對策決まる。

十月

- ◇一日(水) 定額郵便貯金制度の實施醫療保護法施行。國民勞務手帳法實施さる。
- ◇三日(金) 外地米に獎勵金下附、買入價格の引上決定發表さる。
- ◇四日(土) 臨時郵便取締令公布。
- ◇十日(金) 雜穀配給統制規則實施。
- ◇十三日(月) 保稅工場製品の一部輸入課稅緩和さる。
- ◇十五日(水) 在學年限の短縮決定。兵役法改正さる。
- ◇十六日(木) 第三次近衛内閣總辭職。
- ◇十八日(土) 東條内閣成立す。
- ◇廿三日(木) 臺灣總督府、砂糖不足の對策に早期製糖開始を通達す。
- ◇廿七日(月) 米穀商、石油販賣業者の引受資産評價基準決まる。火災保險料率二割方引下げの改正協定料率

東亞

八月

- 決定す。
- ◇廿八日(火) 業種別産業統制令の指決定まる。船舶用金物製造工業整備方針商工省より發表さる。
- ◇三十日(木) 石炭統制會、鐵鋼統制會の設立命令發せらる。
- ◇卅一日(金) 日銀帳尻に依る兌換券發行高四十七億の最高限度を突破。

- ◇十三日(水) 丁抹、滿洲國を承認。
- ◇十四日(木) 北支皇軍、晋察冀共產軍掃蕩戰を開始す。
- ◇十五日(金) 英軍、星港に大増援部隊を派遣す。
- ◇十六日(土) 日・泰兩國間の公使館を大使館に昇格。
- ◇十九日(火) 對日貿易對策に英・蘭諒解成立、石油輸出許可に蘭印自由意志を留保す。
- ◇二十日(水) ノモンハン附近の滿蒙國境確定す。重慶、丁抹に國交斷絶を通告す。
- ◇廿一日(木) 泰・佛印國境劃定委員會開かる。
- ◇廿二日(金) 滿洲國經濟顧問會議開かる。
- ◇廿四日(日) 滿洲國一億圓の大衆増稅原案を可決。
- ◇廿六日(火) 蘭印經濟相、對日物資供給せずと議會で演說。

九月

- ◇三日(水) 皇軍の福州方面撤退。
- ◇六日(土) 重慶への西北輸送路潰滅すと我軍發表す。

- ◇ 八日(月) 滿洲開拓第二期五箇年計畫決定す。日滿農政研究会懇談會開かる。
- ◇ 十日(水) 滿洲國勞務新體制確立要綱決定す。
- ◇ 十五日(月) 重慶政府、國防委員會を招集、國際問題對策會議を開催。
- ◇ 二十日(土) 我軍南支に新作戦展開
- ◇ 廿二日(月) 全支總領事會議開かる

十月

- ◇ 二日(木) 黄河、新黄河一帯に我軍新作戦を展開。
- ◇ 三日(金) 英東亞軍總司令官、ビルマ經由にて援將を強化と聲明。
- ◇ 四日(土) 北支皇軍鄭州を完全占領
- ◇ 五日(日) 英米東亞軍首腦部の英米マニラ會談終る。
- ◇ 七日(火) 日滿支貿易調整連絡協議會開かる。
- ◇ 十三日(月) 米・蘭印軍事會談開催さる。パラオ・チモール間に定期航空路開かる。
- ◇ 十五日(水) ノモンハン附近滿蒙國境確定し調印終る。
- ◇ 二十日(月) 英・米・蔣香港經濟會

海外

八月

- 議、英米原案を成立して終る。
- ◇ 廿一日(火) 泰・佛印國境劃定現地作業始る。滿洲國、勞働統制法を改正、勞務與國法を公布し勞働統制を強化す。
- ◇ 廿四日(金) ソ聯、援將物資供給停止を通告。
- ◇ 一日(金) 米政府、國內生絲加工工業に停止命令を發す。芬・英の國交斷絶す。米、對日石油禁輸強化を發令。
- ◇ 二日(土) 日・佛共同防衛に關し米對佛強硬宣言を發表す。
- ◇ 四日(月) 米・ソ通商協定更新の旨發表さる。佛印防衛は日本に依存すと佛政府聲明を發表す。
- ◇ 六日(水) 米、援ソ極東向軍需資材第一回發送を發表。南方問題牽制の英米對日宣言發表さる。
- ◇ 八日(金) 丁抹、クロアチアを承認。
- ◇ 十一日(月) 伊ラン中立を聲明。英・ソ、トルコに共同宣言を發表。

- ◇ 十二日(火) 米、五百億弗國防豫算を發表。ウイッシー内閣の改組。佛政府、對獨全面的協力を強調す。
- ◇ 十三日(水) 米八時間勞働制の停止を大統領令で公布す。ソ聯、スモレンスク放棄を公表す。
- ◇ 十四日(木) 英米、ナチス獨裁打倒の共同宣言を發表す。米内務長官、航空機用ガソリンのウラジオオ向輸出を發表。
- ◇ 十七日(日) 英ソ通商協定成立し、對ソ融資一千萬磅と發表さる。
- ◇ 十八日(月) ソ軍、キングイセツプ放棄を公表。丁抹、國民政府を承認。在イラン獨人の退去を英ソ要求す。
- ◇ 十九日(火) ソ聯、對米金現送開始。
- ◇ 二十日(水) ノヴゴロド地區にて獨ソ激戦展開。米國、援ソ武器貸與法を適用なく現金融資と判明す。
- ◇ 廿一日(木) ソ聯、米に十億弗の軍需品を發註すと發表さる。濠洲首相ソ聯援助を聲明。赤軍、ゴメル地區の放棄を發表す。アラスカ代表、ベリリング諸島を米の軍事基地とせよと力説す。米大統領、英米共同宣言

- 補足の特別教書を發表す。
- ◇ 廿二日(金) メキシコ、獨領事館の九月一日限閉鎖を要求す。獨軍、オチアコフ占領を發表す。芬軍、ケクスホルム、キヴィネブの二要地占領を發表。赤軍五百萬の損失、と獨軍開戦以來の戦果を發表し、赤軍七十萬、獨軍二百萬の損失と開戦以來の戦果を赤軍發表す。
- ◇ 廿五日(月) 英・ソ、イランに侵入。埃及・佛印の通商關係斷絶す。
- ◇ 廿六日(火) 米大統領、重慶に軍事使節派遣の旨發表す。
- ◇ 廿八日(木) 伊ラン、抗戦を停止し新内閣成立す。
- ◇ 廿九日(金) ヒットラー、ムツソリニ共同宣言を發表す。

九月

- ◇ 一日(月) 墨大統領對米接近協力を言明。英、亡命チエコ政府を承認すと發表す。米大統領米東亞軍への石油輸送に外國船の使用許可を發表。
- ◇ 三日(水) 米海軍省、兩洋艦隊建造計畫を發表す。墨政府、米機購入對米借款特別協定成立を發表。

- ◇ 四日(木) 英・加兩首相の英加協力演說發表さる。
- ◇ 八日(月) 英・加・諾混成軍スピツベルゲンに上陸すと加當局發表。
- ◇ 九日(火) 獨軍、レニングラードの包圍成ると發表。米商船擊沈事件に獨強硬態度を表明す。
- ◇ 十日(水) 英米貿易協定成立を英政府發表す。
- ◇ 十二日(金) 米ハル長官、防衛水域は獨の行動如何に依り決まると發表す。墨外務省、米大統領支持を表明。
- ◇ 十四日(日) 米海軍、防衛水域に於ける實力行使を發表。ソ聯當局、クレメンチュグの撤退を認む。勃、總動員法を發動し、對ソ決意を表明す。
- ◇ 十五日(月) 米大統領、武器貸與法實施以來の成績を發表す。ノックスマ海軍長官、實力掩護を聲明。
- ◇ 十七日(水) 米政府、商船護送制實施を正式に發表す。米國に三軍統合の總司令部新設さる。濠首相、對ソ援助に全力を約す。
- ◇ 十八日(木) 米船罷業續發し、政府徵用令を發動す。ソ聯機雷で邦船爆

- 沈に外務省抗議を發す。獨軍、クリミア半島遮斷を發表。
- ◇ 十九日(金) 獨軍、キエフに入城、ベルト海エーゼル島に上陸すと發表。
- ◇ 二十日(土) 獨軍、ボルタヴァ占領を發表。
- ◇ 廿一日(日) ソ聯、キエフ陥落を認む。獨軍アゾフ海に到達、クリミアの赤軍孤立化と發表。
- ◇ 廿二日(月) 米、中立法の改廢を考慮中とハル長官言明。米、比軍の協力強化を比大統領米側と協議と發表。
- ◇ 廿四日(水) 援英商船大量建造を米スターク作戦部長發表す。伊及び伊領内で獨マルク貨の流通を獨伊協定し發表。英ソ軍、テヘランで衝突説傳はる。勃内首、對ソ戰説を否定。
- ◇ 廿五日(木) 新嘉坡の米使用要求に應ずと英支那艦隊司令長官發表す。比島で外人財産調査令發動と發表。

十月

- ◇ 一日(水) 芬軍、ベトロザヴオツク占領を發表す。
- ◇ 三日(金) ヒ總統、ソ聯へ和平を提案すとニューヨークタイムズ發表。

次目刊既 報年濟經本日

輯三十四第	輯四十四第	輯五十四第	輯六十四第
第一部 直面せる不景氣とその對策 第二部 外交轉換と事變處理の方向 第三部 日本經濟各部門の分析 第四部 三國同盟後の主界情勢 定價一圓三十錢 送料九錢	第一部 長期戰と中小工業問題 第二部 對立深化過程の國際情勢 第三部 國內政治經濟の分析 第四部 參戰を指す米國經濟 定價一圓三十錢 送料九錢	第一部 再燃せる物價問題 第二部 國共分裂の現狀と將來 第三部 世界戰へ進む國際情勢 第四部 國內政治經濟の分析 第五部 獨ソ開戰とソ聯抗戰力 定價一圓五十錢 送料九錢	第一部 戰時經濟と國策會社 第二部 獨ソ開戰後の世界情勢 第三部 臨時體制下の日本經濟 第四部 米國の世界制覇政策 定價一圓五十錢 送料九錢
輯九十三第	輯十四第	輯一十四第	輯二十四第
第一部 事變收拾段階の日本 第二部 ソ聯勢力の東漸と其極東建設 第三部 汪政權樹立と東亞情勢 第四部 歐洲大戰の基本的性格 定價一圓 送料九錢	第一部 日本インフレーションの基礎 第二部 物價危機下日本經濟の諸部門 第三部 新秩序創建下の東亞 第四部 歐洲大戰の展開方向と世界經濟 定價一圓八十錢 送料九錢	第一部 戰局の本格化と世界情勢 第二部 大戰下の世界貿易 第三部 内外重壓下の日本經濟 第四部 支那新中央政府成立の意義 第五部 大陸のインフレーション 定價一圓 送料九錢	第一部 新體制下の政治經濟 第二部 新秩序胎動下の世界情勢 第三部 展開途上の東亞新體制 第四部 日本經濟各部門の分析 定價一圓五十錢 送料九錢

振替 東一五番 京八番 東本 橋本 日三町石 京本

社報新濟經洋東

32.2.19



¥1.50 停